

尼崎の教育

(令和5年度)



尼崎市教育委員会

目 次

< 市勢の概要 >

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 尼崎の歴史 | 1 |
| 2 | 尼崎市の位置と面積 | 1 |
| 3 | 市 章 | 2 |
| 4 | 市の花・市の木・市の草花 | 2 |
| 5 | 姉妹都市・友好都市 | 2 |
| 6 | 人口・世帯数 | 3 |

< 教育行政 >

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 1 | 教育委員会 | |
| (1) | 教育委員会の組織 | 4 |
| (2) | 歴代教育長等在任期間 | 5 |
| (3) | 教育委員会会議（令和4年度） | 8 |
| (4) | 教育委員協議会（令和4年度） | 11 |
| 2 | 教育方針（尼崎市教育振興基本計画） | |
| (1) | 教育の基本方針 | 12 |
| (2) | 教育を通じて目指す人間像 | 13 |
| (3) | 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割 | 13 |
| 3 | 教育委員会事務局・教育機関 | |
| (1) | 事務局の所在地 | 14 |
| (2) | 事務局の機構 | 14 |
| (3) | 事務分掌 | 15 |
| (4) | 事務局等の職員数 | 22 |
| (5) | 学校の教職員数 | 23 |
| | 教職員数、年齢別教諭数、教諭の平均年齢、交流人事数、新規採用数 | |
| 4 | 学校、児童及び生徒数 | |
| (1) | 校種別 | 26 |
| (2) | 児童・生徒数の推移 | 26 |
| (3) | 高等学校 生徒数 | 27 |
| (4) | 幼稚園 園児数 | 27 |

< 教育財政 >

| | | |
|-----|--------------|----|
| 1 | 令和5年度一般会計予算 | 28 |
| 2 | 令和5年度教育費歳出予算 | |
| (1) | 目的別内訳表 | 29 |
| (2) | 性質別内訳表 | 29 |
| (3) | 投資的事業一覧 | 30 |
| 3 | 教育費の推移 | 31 |
| 4 | 令和5年度主要施策 | 32 |

< 人権教育 >

| | | |
|-----|------------|----|
| 1 | 指導の重点 | 33 |
| 2 | 令和5年度の主な施策 | |
| (1) | 指導体制の充実 | 34 |
| (2) | 教育の機会均等の推進 | 34 |
| (3) | 教育条件の整備 | 35 |
| (4) | 市民啓発の推進 | 35 |

| | |
|---------------------------|----|
| (5) 総合的な人権教育の推進 | 37 |
| ＜ 学校教育 ＞ | |
| 1 学校教育の重点取組、施策体系 | 43 |
| 2 学校施設の整備充実 | |
| (1) 主要施策 | 44 |
| (2) 学校園施設整備事業 | 45 |
| (3) 学校施設一覧 | 46 |
| 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園 | |
| 3 小・中学校適正規模・適正配置推進事業 | |
| (1) 経過 | 49 |
| (2) 推進計画の主な内容 | 49 |
| (3) これまでの主な取組 | 49 |
| (4) 過大規模・過小規模学校対策検討事業 | 50 |
| 4 幼稚園等の教育振興 | |
| (1) 尼崎市立幼稚園教育振興プログラムの主な内容 | 51 |
| (2) 今年度の取組 | 51 |
| (3) 今後の取組 | 52 |
| 5 学校教育の振興 | |
| (1) 主要施策 | 53 |
| (2) 教育課程と教科書 | 54 |
| (3) 教育内容の充実 | 56 |
| (4) キャリア教育の推進（進路指導の充実） | 59 |
| (5) 生徒指導の推進 | 63 |
| (6) 課外クラブ活動の振興 | 64 |
| 6 特別支援教育の推進 | |
| (1) 尼崎市特別支援教育の理念 | 64 |
| (2) 6つの重点目標 | 64 |
| (3) 特別支援学校及び特別支援学級設置一覧 | 66 |
| (4) 特別支援学校及び特別支援学級在籍者の推移 | 68 |
| (5) 就学相談 | 69 |
| 7 こども自立支援活動の推進 | |
| (1) 不登校の児童生徒に対する指導・支援 | 70 |
| (2) 心の教育相談事業 | 70 |
| 8 就学の助成 | |
| (1) 就学援助制度 | 72 |
| (2) 修学援助金制度 | 73 |
| 9 学校保健 | |
| (1) 保健指導 | 74 |
| (2) 健康管理 | 74 |
| (3) 環境衛生 | 75 |
| (4) 学校保健会 | 76 |
| 10 学校給食 | |
| (1) 学校給食の目標 | 77 |
| (2) 実施状況 | 77 |
| (3) 給食ができるまで | 79 |
| (4) 給食指導 | 79 |

| | | |
|-----------------------|----------------------|-----|
| 1 1 | 学校給食センター整備運営事業 | 79 |
| 1 2 | 学校安全 | |
| (1) | 安全教育 | 80 |
| (2) | 安全管理 | 80 |
| (3) | 教育職員に対する研修 | 80 |
| (4) | 学校・幼稚園の警備・防災 | 80 |
| (5) | 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 | 80 |
| (6) | 尼崎市学校災害見舞金給付制度 | 80 |
| (7) | 安全パトロール活動 | 80 |
| (8) | 災害発生状況 | 81 |
| 1 3 | 教職員の資質向上、情報教育の充実 | |
| (1) | 設置目的 | 81 |
| (2) | 機能 | 81 |
| (3) | 施設の概要 | 81 |
| (4) | 主要施策 | 82 |
| (5) | 事業内容 | 83 |
| < 社会教育 > | | |
| 1 | 社会教育・社会体育関連施策の推進 | 92 |
| 2 | 社会教育施設 | |
| (1) | 文化財施設 | 95 |
| (2) | 図書館 | 102 |
| (3) | スポーツ施設 | 105 |
| (4) | 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 | 110 |
| 3 | 社会教育関係団体 | 113 |
| 4 | 青少年教育施設 | |
| (1) | 美方高原自然の家 | 113 |
| (2) | 青少年いこいの家 | 114 |
| < 付録 > | | |
| 1 | 附属機関一覧表 | 115 |
| 2 | 尼崎市内の学校及び教育機関等一覧表 | 118 |

< 市勢の概要 >

1 尼崎の歴史

近代都市としてたくましく躍動を続けている尼崎は、豊かな歴史を持つ都市です。紀元前から進んだ文化を持った人々が、自然条件にも恵まれた西摂平野に定住し、近畿地方のなかでも先進的な地域でした。弥生時代・古墳時代を経て、白鳳文化の花が咲く頃、尼崎にも法隆寺と同じ伽藍配置を持つ寺が猪名寺の地に創建され、往来する人々の目を見張らせていました。

都が平城京から長岡京へ移された翌年の延暦4(785)年に淀川と神崎川を結ぶ水路が開削されたのを契機として、河口の河尻は瀬戸内海航路の発着点としてその名を都に知られるようになり、また、神崎は貴族の遊宴の地として賑わうようになりました。

平安時代から鎌倉時代にかけて、河口地域には新たな集落が形成され尼崎と呼ばれるようになり、河尻にかわって瀬戸内海有数の港町として発達していきました。鎌倉時代以降、船舶の関所や市場、倉庫などの施設が整備され、材木を始めとする西国の物資を都へ中継する港湾都市として栄えま

した。

江戸時代になると徳川幕府は尼崎を大阪の西の守りとするために、元和3(1617)年に現在の城内のあたりに尼崎城の築城を命じました。そして、尼崎藩は神崎川を東限として、西は須磨に至る広い藩領を持ち、阪神間ただ一つの城下町を形成しました。

明治維新に際し、尼崎は廃藩置県、廃城令等のため、かつての城下町としての活気を失いましたが、明治中期には紡績業を中心として近代工業都市への脱皮が始まり、大正・昭和初期にかけて重化学工業が発展し、昭和18(1943)年には人口33万を超える工業都市を実現するに至りました。なお、この間、大正5(1916)年には尼崎町を中心に尼崎市が誕生。昭和11(1936)年には小田村と、続いて大庄・立花・武庫・園田の各村を相次いで合併して現市域が形成されました。

2 尼崎市の位置と面積

阪神広域圏に属する尼崎市は、大阪平野の西部にあって、兵庫県の東南部に位置し、総面積50.71平方キロメートルの都市です。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面しています。

尼崎市は、北方の六甲、妙見山系と伊丹洪積層台地がゆるやかな傾斜を描いて大阪湾に下る広大な三角洲上に立地しています。大部分が武庫川、猪名川及びその分流の運んできた砂礫によって形成された沖積層平地です。この三角洲が形成される過程で、比較的軟質の武庫川流砂

が猪名川流砂よりも多く流入し、市西部は東部よりやや高くなっています。

また、北部は伊丹市との市境に沿って、おおむね9メートルの等高線が東西に走り、南方に向けてゆるい傾斜で低くなり、市域の約30パーセン



トにあたる地域が海水面 (0.P プラス 2.10 メートル) 以下となっています。

3 市章



工都を表わす「工」と「アマガサキ」の「ア」「マ」を図案化したもの。はじめは中央両脇の丸印がなかったのですが、昭和 11

年小田村との合併の際、丸印を加え、現在の市章となりました。

4 市の花・市の木・市の草花

昭和 27 年 4 月、市の花として、夏を盛りに紅色の花を咲かせ、繁殖力が旺盛で害虫にも強いキョウチクトウが選定されました。さらに、平成 5 年 1 月には、市の木とし



キョウチクトウ ハナミズキ ペゴニア

て四季折々に白や淡紅の花や紅葉を見せるなど変化に富んだハナミズキが、また、市の草花として、開花期間が長く、育てやすいペゴニアが選定されました。

5 姉妹都市・友好都市

尼崎市では、外国との文化や産業など幅広い分野における友好交流を通して、国際感覚を養うとともに、市民とまちの国際性の向上を図ることを目的として、ドイツ連邦共和国・アウクスブルク市と姉妹都市提携、中国・鞍山市と友好都市提携を結び、それぞれ交流を深めています。

- (1) 姉妹都市 アウクスブルク市
(A u g s b u r g)
○ドイツ連邦共和国バイエルン州
○人口 約 27 万人 面積 147km²
○提携 昭和 34 年 4 月 7 日
- (2) 友好都市 鞍山市
○中華人民共和国遼寧省
○人口 359 万人 面積 9,255km²
○提携 昭和 58 年 2 月 2 日

参考

2 尼崎市の位置と面積、3 市章、4 市の花・市の木・市の草花、5 姉妹都市・友好都市についての詳細は、次の URL で市のホームページ中、「尼崎市の紹介」を参照ください。
<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

6 人口・世帯数

| 年次 | 面積 | 世帯数 | 人口 | | | 人口増減 | | 1世帯 当たり 人員 | 1km ² 当たり 人口 | 備考 |
|------|--------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|---------|--------|------------------|-------------------------------|-------------------|
| | | | 総数 | 男 | 女 | 増減数 | 率 | | | |
| 大正5年 | 7.365 km ² | 6,496 | 32,013 人 | 15,743 人 | 16,270 人 | — 人 | — % | 4.93 人 | 4,347 人 | 市制施行 (4月1日) |
| 9 | 7.365 | 7,526 | 38,461 | 19,836 | 18,625 | 6,448 | 20.14 | 5.11 | 5,222 | 第1回国勢調査 |
| 14 | 7.365 | 9,887 | 44,241 | 21,939 | 22,302 | 5,780 | 15.03 | 4.47 | 6,007 | 第2回国勢調査 |
| 昭和5年 | 7.365 | 11,252 | 50,064 | 25,725 | 24,339 | 5,823 | 13.16 | 4.45 | 6,798 | 第3回国勢調査 |
| 10 | 7.365 | 14,872 | 71,072 | 37,537 | 33,535 | 21,008 | 41.96 | 4.78 | 9,650 | 第4回国勢調査 |
| 11 | 16.319 | 29,773 | 137,368 | 71,501 | 65,867 | 66,296 | 93.28 | 4.61 | 8,418 | 小田村合併 |
| 15 | 16.319 | 39,164 | 181,011 | 96,115 | 84,896 | 43,643 | 31.77 | 4.62 | 11,092 | 第5回国勢調査 |
| 17 | 39.606 | 68,074 | 310,020 | 162,742 | 147,278 | 129,009 | 71.27 | 4.55 | 7,828 | 立花村・大庄 村・武庫村合併 |
| 22 | 47.81 | 54,272 | 232,755 | 119,613 | 113,142 | △77,265 | △24.92 | 4.29 | 4,868 | 第6回国勢調 査・園田村合併 |
| 25 | 47.81 | 63,600 | 279,264 | 140,741 | 138,523 | 46,509 | 19.98 | 4.39 | 5,841 | 第7回国勢調査 |
| 30 | 47.81 | 77,033 | 335,513 | 167,906 | 167,607 | 56,249 | 20.14 | 4.36 | 7,018 | 第8回国勢調査 |
| 35 | 47.81 | 101,854 | 405,955 | 207,592 | 198,363 | 70,442 | 21.00 | 3.99 | 8,491 | 第9回国勢調査 |
| 40 | 47.81 | 135,938 | 500,990 | 255,682 | 245,308 | 95,035 | 23.41 | 3.69 | 10,479 | 第10回国勢調査 |
| 45 | 48.91 | 162,027 | 553,696 | 280,990 | 272,706 | 52,706 | 10.52 | 3.42 | 11,321 | 第11回国勢調査 |
| 50 | 49.11 | 170,999 | 545,783 | 274,176 | 271,607 | △7,913 | △1.43 | 3.19 | 11,113 | 第12回国勢調査 |
| 55 | 49.11 | 178,151 | 523,650 | 260,694 | 262,956 | △22,133 | △4.06 | 2.94 | 10,663 | 第13回国勢調査 |
| 60 | 49.47 | 177,817 | 509,115 | 252,688 | 256,427 | △14,535 | △2.78 | 2.86 | 10,291 | 第14回国勢調査 |
| 平成2年 | 49.51 | 185,819 | 498,999 | 247,065 | 251,934 | △10,116 | △1.99 | 2.69 | 10,079 | 第15回国勢調査 |
| 7 | 49.69 | 191,407 | 488,586 | 241,786 | 246,800 | △10,413 | △2.09 | 2.55 | 9,833 | 第16回国勢調査 |
| 12 | 49.69 | 190,894 | 466,187 | 228,861 | 237,326 | △9,113 | △1.95 | 2.44 | 9,382 | 第17回国勢調査 |
| 13 | 49.69 | 190,577 | 465,135 | 228,128 | 237,007 | △1,771 | △0.38 | 2.44 | 9,361 | |
| 14 | 49.77 | 192,140 | 464,286 | 227,116 | 237,170 | △886 | △0.19 | 2.42 | 9,329 | |
| 15 | 49.77 | 193,821 | 463,544 | 226,383 | 237,161 | △535 | △0.12 | 2.39 | 9,314 | |
| 16 | 49.77 | 195,603 | 462,849 | 225,713 | 237,136 | △1,153 | △0.25 | 2.37 | 9,300 | |
| 17 | 49.77 | 198,653 | 462,647 | 226,084 | 236,563 | 642 | 0.14 | 2.33 | 9,296 | 第18回国勢調査 |
| 18 | 49.77 | 200,977 | 461,903 | 225,506 | 236,397 | △581 | △0.13 | 2.30 | 9,281 | |
| 19 | 49.80 | 202,838 | 461,005 | 224,866 | 236,139 | △898 | △0.19 | 2.27 | 9,257 | |
| 20 | 49.80 | 205,551 | 461,738 | 225,115 | 236,623 | △520 | △0.11 | 2.25 | 9,272 | |
| 21 | 49.81 | 207,999 | 462,561 | 225,444 | 237,117 | 823 | 0.18 | 2.22 | 9,287 | |
| 22 | 49.97 | 209,343 | 453,748 | 221,216 | 232,532 | △8,813 | △1.94 | 2.15 | 9,080 | 第19回国勢調査 |
| 23 | 49.97 | 210,127 | 452,020 | 220,280 | 231,740 | △1,728 | △0.38 | 2.15 | 9,046 | |
| 24 | 50.20 | 210,763 | 450,264 | 219,313 | 230,951 | △1,756 | △0.39 | 2.14 | 8,969 | |
| 25 | 50.27 | 211,903 | 449,258 | 218,514 | 230,744 | △1,006 | △0.22 | 2.12 | 8,937 | |
| 26 | 50.27 | 212,410 | 447,466 | 217,380 | 230,086 | △1,792 | △0.40 | 2.11 | 8,901 | |
| 27 | 50.27 | 213,501 | 452,571 | 218,978 | 233,593 | 5,105 | 1.12 | 2.12 | 9,003 | 第20回国勢調査 |
| 28 | 50.72 | 212,051 | 451,716 | 218,610 | 233,106 | △855 | △0.11 | 2.13 | 8,906 | |
| 29 | 50.72 | 213,813 | 451,000 | 218,083 | 232,917 | △716 | △0.16 | 2.11 | 8,892 | |
| 30 | 50.72 | 216,028 | 451,072 | 217,956 | 233,116 | 72 | 0.02 | 2.09 | 8,893 | |
| 令和1年 | 50.72 | 218,434 | 451,475 | 218,111 | 233,364 | 403 | 0.09 | 2.07 | 8,901 | |
| 2 | 50.72 | 221,404 | 459,593 | 222,293 | 237,300 | 7,974 | 1.77 | 2.08 | 9,061 | 第21回国勢調査 |
| 3 | 50.72 | 222,519 | 457,638 | 221,142 | 236,496 | △1,955 | △0.43 | 2.06 | 9,023 | |
| 4 | 50.71 | 223,707 | 455,551 | 219,986 | 235,565 | △2,087 | △0.46 | 2.04 | 8,983 | |

*昭和17年までは年末現在の公簿人口を、国勢調査の年及び平成13年以降は、10月1日現在の推計人口を表しています。

< 教育行政 >

1 教育委員会

(1) 教育委員会の組織



白畑 教育長



徳山教育長職務代理者



太田垣 委員



中平 委員



正岡 委員

| 役職名 | 氏名 | 職業など | 任期 |
|----------|--------|-------|--------------------|
| 教育長 | 白畑 優 | | 令和4年4月1日～令和7年3月31日 |
| 教育長職務代理者 | 徳山 育弘 | 弁護士 | 令和5年4月1日～令和9年3月31日 |
| 委員 | 太田垣 亘世 | 宮司 | 令和2年4月1日～令和6年3月31日 |
| 委員 | 中平 了悟 | 住職 | 令和3年4月1日～令和7年3月31日 |
| 委員 | 正岡 康子 | 元高校教諭 | 令和4年4月1日～令和8年3月31日 |

(2) 歴代教育長等在任期間

① 教育長

| 氏 名 | 期 間 |
|-------|---------------------------|
| 竹村 越三 | S.27. 11. 1~S.34. 12. 4 |
| 谷口 義治 | S.35. 1. 1~S.41. 12. 8 |
| 大家 又司 | S.42. 4. 1~S.43. 9. 30 |
| 中子 観次 | S.43. 10. 18~S.43. 11. 2 |
| 足立 恭三 | S.44. 4. 1~S.51. 10. 17 |
| 福島 輝喜 | S.51. 10. 18~S.63. 10. 17 |
| 宮田 良雄 | S.63. 10. 18~H. 4. 10. 17 |
| 山田 耕三 | H. 4. 10. 18~H.11. 7. 7 |
| 小林 巖 | H.11. 7. 8~H.16. 10. 17 |
| 保田 薫 | H.16. 12. 27~H.20. 12. 26 |
| 村山 保夫 | H.20. 12. 27~H.22. 12. 31 |
| 徳田 耕造 | H.23. 1. 1~H.30. 3. 31 |
| 松本 眞 | H.30. 4. 1~R. 3. 3. 31 |
| 白畑 優 | R. 3. 4. 1~ 現在 |

② 教育委員

| 氏 名 | 期 間 | 氏 名 | 期 間 |
|--------|---------------------------|--------|---------------------------|
| 相原 晃 | S.27. 11. 1~S.29. 8. 30 | 澤田 嘉貞 | S.50. 12. 23~H. 3. 12. 23 |
| | S.32. 11. 1~S.38. 9. 30 | 上井 輝代 | S.53. 4. 14~S.61. 3. 31 |
| 中島 常雄 | S.27. 11. 1~S.31. 12. 31 | 城森 外夫 | S.54. 4. 1~S.62. 3. 31 |
| 岡沢 良雄 | S.27. 11. 1~S.31. 12. 31 | 片山 佳子 | S.61. 4. 1~H. 4. 6. 30 |
| 瀬尾 正 | S.27. 11. 1~S.31. 12. 31 | 中村 弘一 | S.62. 3. 22~H. 3. 3. 21 |
| 太田 尚信 | S.27. 11. 1~S.31. 12. 31 | | H. 3. 3. 25~H. 7. 3. 24 |
| 隅崎 守俊 | S.29. 6. 1~S.30. 11. 30 | | H. 7. 3. 30~H.15. 3. 29 |
| 日高 重義 | S.30. 12. 1~S.31. 7. 5 | 亀山 清 | S.63.10. 9~H. 7. 2. 28 |
| 松本 松太郎 | S.31. 7. 6~S.31. 9. 30 | 榎林 親教 | H. 4. 4. 1~H.12. 3. 31 |
| 榎本 建三 | S.32. 1. 1~S.43. 9. 30 | 谷本 京子 | H. 4. 7. 6~H.14. 3. 31 |
| 中馬 英 | S.32. 1. 1~S.34. 7. 16 | 白髪 一雄 | H. 7. 3. 30~H.12. 10. 8 |
| 岡本 静心 | S.32. 1. 1~S.34. 12. 31 | 山本 栄一 | H.12.10. 9~H.17. 1. 7 |
| 奥村 清子 | S.34. 7. 17~S.35. 7. 13 | 岡本 元興 | H.12. 4. 1~H.28. 3. 31 |
| 山縣 英一 | S.35. 2. 9~S.41. 10. 24 | 小西 加保留 | H.14. 4. 1~H.22. 3. 31 |
| 土井 佳代 | S.35. 7. 19~S.36. 7. 2 | 仲野 好重 | H.15. 3. 30~H.23. 3. 29 |
| 芳賀 和喜 | S.36. 10. 23~S.40. 10. 22 | 山下 健治 | H.17. 3. 28~H.20. 10. 8 |
| 雀部 猛利 | S.38. 10. 7~S.42. 10. 6 | 濱田 英世 | H.20.10. 9~R. 2. 3. 31 |
| 諏訪 節子 | S.41. 4. 1~S.53. 3. 31 | 仲島 正教 | H.22. 4. 1~R. 3. 3. 31 |
| 日比 憲一 | S.42. 3. 22~S.43. 4. 10 | 礪田 雅司 | H.23. 3. 30~R. 3. 3. 31 |
| 西村 亀 | S.42. 12. 23~S.50. 12. 22 | 徳山 育弘 | H.28. 4. 1~現在 |
| 河野 裕 | S.43. 7. 2~S.54. 3. 21 | 太田垣 亘世 | R. 2. 4. 1~現在 |
| 石賀 次郎 | S.43. 10. 9~S.47. 10. 8 | 中平 了悟 | R. 3. 4. 1~現在 |
| 内藤 尚武 | S.47. 10. 9~S.63. 10. 8 | 正岡 康子 | R. 3. 4. 1~現在 |

③ 歴代委員長、委員長職務代行者、教育長職務代理者在任期間

| 氏 名 | 委 員 長 | 副委員長・ 委員長職務代行者 | 教育長職務代理者 |
|--------|---|----------------------|----------|
| 相原 晃 | S.27.11.1~S.28.12.1 S.32.1.1~S.38.9.30 | — | — |
| 岡沢 良雄 | S.28.12.2~S.31.7.5 | S.31.10.1~S.31.12.31 | — |
| 太田 尚信 | — | S.28.12.2~S.30.11.30 | — |
| 日高 重義 | — | S.30.12.1~S.31.7.5 | — |
| 松本 松太郎 | — | S.31.7.6~S.31.9.30 | — |
| 中島 常雄 | S.31.7.6~S.31.12.31 | S.27.11.1~S.28.12.1 | — |

| | | | |
|--------|---|--|-------------------|
| 中馬 英 | — | S.32.1.1～S.32.9.30 | — |
| 岡本 静心 | — | S.32.10.1～S.33.9.30 | — |
| 榎本 建三 | S.38.10.22～S.41.10.21 S.42.5.1～S.43.9.30 | S.33.10.9～S.38.10.21 S.41.10.21～S.42.3.30 | — |
| 山縣 英一 | — | S.38.10.22～S.41.10.20 | — |
| 雀部 猛利 | S.41.10.22～S.42.4.30 | S.42.5.1～S.42.10.6 | — |
| 日比 憲一 | — | S.42.10.11～S.43.4.10 | — |
| 西村 亀 | — | S.43.5.1～S.48.10.8 | — |
| 石賀 次郎 | S.43.10.9～S.47.10.8 | — | — |
| 河野 裕 | S.47.10.9～S.52.3.26 | — | — |
| 内藤 尚武 | S.52.3.27～S.63.10.8 | S.48.10.9～S.52.3.26 | — |
| 澤田 嘉貞 | S.63.10.11～H.3.12.23 | S.52.3.27～S.63.10.10 | — |
| 中村 弘一 | H.3.12.28～H.15.3.29 | S.63.10.11～H.3.3.21 H.3.4.22～H.3.12.27 | — |
| 亀山 清 | — | H.3.12.28～H.7.2.28 | — |
| 榎林 親教 | — | H.7.3.2～H.12.3.31 | — |
| 谷本 京子 | — | H.12.4.1～H.14.3.31 | — |
| 岡本 元興 | H.15.4.4～H.18.4.3 | H.14.4.5～H.15.4.3 H.18.4.4～H.19.3.29 H.22.4.6～H.24.3.31 H.24.4.5～H.25.4.4 | — |
| 山本 栄一 | — | H.15.4.4～H.17.1.7 | — |
| 小西 加保留 | — | H.17.1.8～H.18.4.3 H.19.4.6.～H.22.3.31 | — |
| 仲野 好重 | H.18.4.4～H.19.3.29 H.19.4.6～H.23.3.29 | — | — |
| 濱田 英世 | H.23.4.5～H.28.3.31 | — | H.28.4.1～R.2.3.31 |
| 磯田 雅司 | — | H.25.4.5～H.28.3.31 | R.2.4.1～R.3.3.31 |
| 徳山 育弘 | — | — | R.3.4.1～現在 |

(3) 教育委員会会議（令和4年度）

定例会は、原則として毎月第4月曜日（平成16年7月1日より実施。それまでは第4木曜日に開催）、臨時会を必要に応じて開催している。

教育委員会会議について

（令和4年度開催分） 定例会12回、臨時会6回

- | | | |
|-----|----------|---|
| 4月 | 25日（定例会） | |
| | 議案第19号 | 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について |
| 5月 | 23日（定例会） | |
| | 議案第20号 | 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について |
| | 議案第21号 | 尼崎市教育委員会事務局公文書管理規程について |
| | 議案第22号 | 尼崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について |
| | 議案第23号 | 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第24号 | 職員の人事について |
| | 議案第25号 | 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について |
| | 議案第26号 | 令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書採択に関する基本方針について |
| | 協議・報告 | 令和3年度あまっ子ステップ・アップ調査の結果について |
| 6月 | 20日（臨時会） | |
| | 議案第27号 | 職員の人事について |
| 6月 | 27日（定例会） | |
| | 議案第28号 | 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について |
| | 議案第29号 | 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について |
| | 議案第30号 | 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について |
| | 議案第31号 | 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について |
| | 議案第32号 | 尼崎市社会教育委員の委嘱又は任命について |
| | 議案第33号 | 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱について |
| | 議案第34号 | 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について |
| | 議案第35号 | 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について |
| 7月 | 25日（定例会） | |
| | 議案第36号 | 令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書採択について |
| | 議案第37号 | 令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書について |
| | 議案第38号 | 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について |
| | 議案第39号 | 尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について |
| 8月 | 22日（定例会） | |
| | 議案第40号 | 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について |
| | 議案第41号 | 尼崎市職員の定年引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例について |
| | 議案第42号 | 尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について |
| 9月 | 26日（定例会） | |
| | 議案第43号 | 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則について |
| | 議案第44号 | 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱について |
| | 議案第45号 | 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について |
| | 協議・報告 | 尼崎市文化財保護審議会への諮問について |
| | 協議・報告 | ユニチカ記念館の保存・活用について |
| | 協議・報告 | 令和4年度全国学力・学習状況調査結果報告について |
| 10月 | 24日（定例会） | |
| | 議案第46号 | 職員の人事について |
| | 議案第47号 | 工事請負契約の締結について（（仮称）武庫健康ふれあい体育館新築工事） |

- 11月 14日(臨時会)
議案第48号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第49号 職員の人事について
- 11月 28日(定例会)
議案第50号 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第51号 令和5年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
議案第52号 令和5年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
議案第53号 令和5年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について
協議・報告 尼崎市文化ビジョン(第2次)(素案)について
協議・報告 訴訟事案の報告について
- 12月 26日(定例会)
協議・報告 訴訟事案の報告について
協議・報告 学校運営等に関する意見書への回答について
- 1月 23日(定例会)
議案第1号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について
議案第2号 職員の人事について
議案第3号 尼崎市文化財保存活用基金条例について
協議・報告 園田南小学校過大児童数対策の取組状況について
協議・報告 ユニチカ記念館の保存・活用に向けた基本的な方向性について
- 2月 6日(臨時会)
議案第4号 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第5号 令和5年度尼崎市一般会計教育関係予算について
議案第6号 職員の人事について
- 2月 13日(臨時会)
議案第7号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第8号 職員の人事について
- 2月 27日(定例会)
議案第9号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について
議案第10号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の一部を変更する協定について
議案第11号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
協議・報告 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について
- 3月 13日(臨時会)
議案第12号 尼崎市教育職員の管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
議案第13号 尼崎市教育職員の教員特別手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
議案第14号 尼崎市教育職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
議案第15号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第16号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について
議案第17号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について
議案第18号 職員の人事について
- 3月 20日(臨時会)
議案第19号 令和4年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第20号 令和5年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
議案第21号 職員の人事について
議案第22号 職員の人事について
議案第23号 職員の人事について

- 3月 議案第24号 職員の人事について
27日(定例会)
議案第25号 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係規則の一部を改正する規則
について
議案第26号 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係規程の一部を改正する訓令
について
議案第27号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
協議・報告 尼崎市指定文化財の指定について

(4) 教育委員協議会(令和4年度)

協議会は、教育委員と教育委員会事務局との意思疎通を図りつつ、教育委員への速やかな情報提供と審議にあたっての理解を深める中で、的確な判断のもと教育施策の充実を図るため開催している。(平成22年度より実施。)

教育委員協議会について

(令和4年度開催分) 4回

- 5月 9日
 - ・1年生英語授業の視察について
- 7月 11日
 - ・令和5年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
 - ・あまよう特別支援学校の視察について
- 10月 17日
 - ・尼崎双星高等学校の視察について
- 1月 16日
 - ・琴城分校の視察について
 - ・ユニチカ記念館の視察について
 - ・学校施設マネジメント計画(実施計画)について
 - ・尼崎市における教育・家庭・福祉の連携マニュアル(案)について

2 教育方針（尼崎市教育振興基本計画）

（1）教育の基本方針

これまで本市では、学力や生徒指導など教育における多くの課題に対して様々な取組を行ってきた結果、学力や学習環境の面で着実に改善が進んでいます。

しかしながら、私たちを取り巻く社会は急速に変化しており、グローバル化、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新への対応、また身近な環境では、地域コミュニティの弱体化など、新たな課題も生じています。

これからの子どもたちは、このような新たな困難や課題に直面しながら、それを乗り越えて、未来社会を創っていくという重要な役割を担っています。

そのためには、一人ひとりが、社会の変化に受け身ではなく主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応していく力、知識や技能を活用して解決していく力、持続可能な新しい社会を創造する力を身に付けることが、今の教育に求められています。

「教育は未来への先行投資である」という認識を共有し、尼崎市教育振興基本計画に基づき、以下の3つの柱を基本に据えながら、教育行政を計画的に進めていきます。

1 「未来志向の教育」

これまでに蓄積された客観的なデータなどエビデンスを踏まえた学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場の ICT 環境整備など、私たちがこれまで築き上げてきた教育環境を土台として、変化に柔軟に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くことができるよう、未来を見据えた教育に取り組みます。

2 「個の尊厳や人権の尊重」

持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であり、多様性を受容し他人の気持ちが分かる児童生徒の育成、子どもの育ち支援センターにおける取組やインクルーシブ教育システムの展開など、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組みます。

3 「家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）」

子どもはその成長過程において、学校園のみならず、地域社会の中で育ち、また、社会福祉など様々な領域と関わります。教育委員会及び学校園は、「子どもの視点」に立ち、地域学校協働活動などを通じて、家庭・地域社会と連携をしながら、一体となった教育に取り組みます。

(2) 教育を通じて目指す人間像

目標や希望を持ち 生涯を意欲的に生き抜くことができる人

社会が急激に変化する中においても、心身ともに健康で、それぞれの年代に応じた目標や希望を持ち、その実現に向けて失敗してもそれを乗り越え、粘り強くチャレンジするなど、生涯を意欲的に生き抜くことができる人。

人の気持ちや立場を尊重し 互いに協働・協力できる人

一人ひとりの人間は、かけがえのない存在であり、その尊厳や人権を尊重し、一人ひとりの個性・能力を大切に、互いに協働・協力することができる人。

多様な他者と協働して 主体的に地域社会に関わる人

地域社会の構成員の一人として主体的に地域社会に関わり、学校園・家庭・地域社会など多様な他者との協働や多世代交流を通じて、地域への誇りや愛着を育むとともに、互いに支え合う社会を築くことができる人。

(3) 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割

1 教育委員会の役割

教育委員会は、社会が期待する教育などを踏まえた基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、それらの教育・学習活動を支え、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

2 学校園の役割

学校園は、基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、社会が期待する教育を展開する主役として、教育委員会と連携し、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます。

3 家庭・地域社会の役割

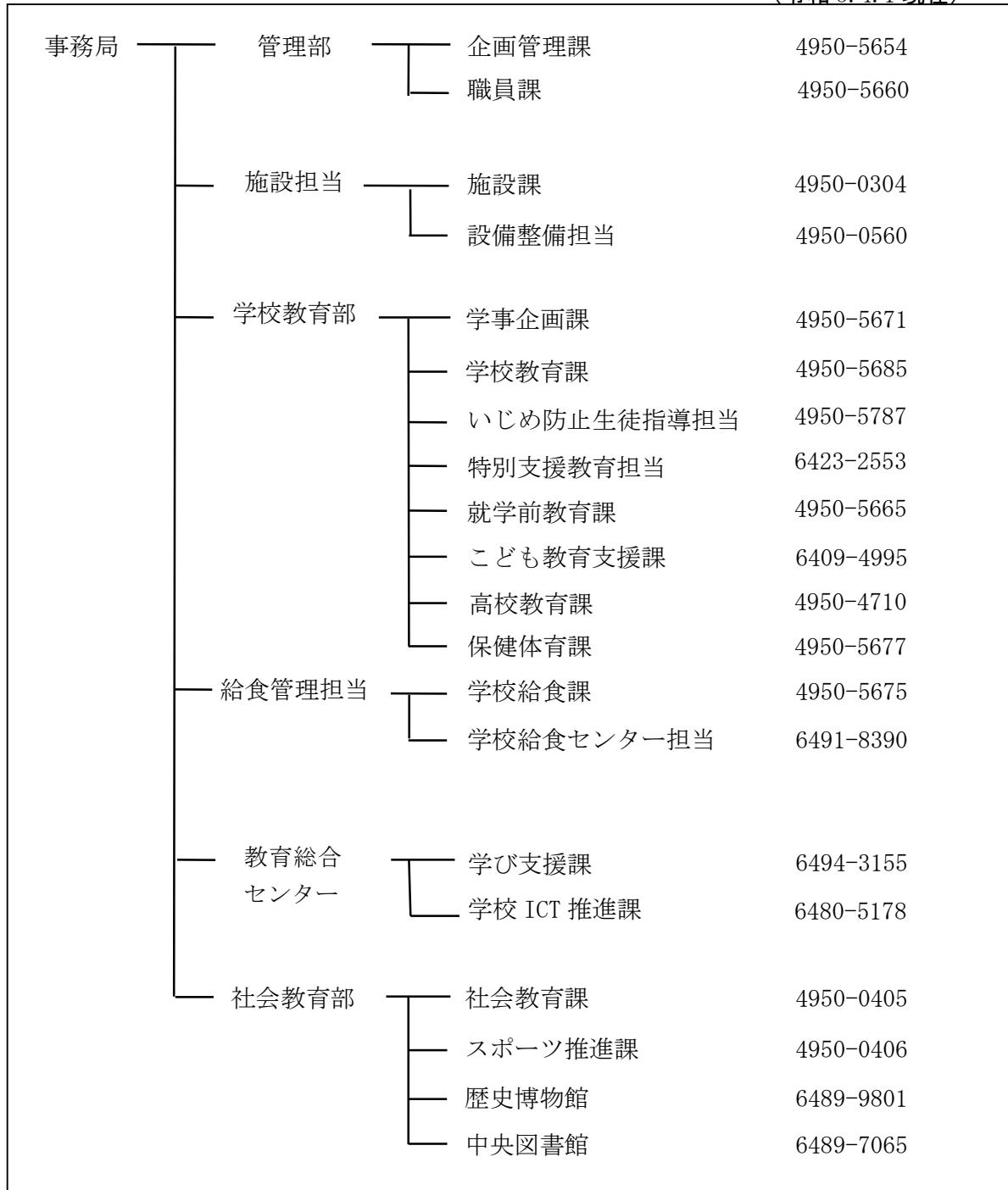
家庭・地域社会は、自らも生涯にわたって学び続け、また自らの学びを学校園や地域社会へと循環させることで地域社会の活性化に努めるとともに、教育・学習活動への積極的な参画により、学校園を含めた三者がそれぞれの教育力を発揮し、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。

3 教育委員会事務局・教育機関

(1) 事務局の所在地 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

(2) 事務局の機構 (FAX: 06-4950-5658)

(令和5.4.1現在)



小学校 41校 中学校 17校(外分校1) 高等学校 3校(全日制2・定時制1)
特別支援学校 1校 幼稚園 9園

(公財) 尼崎市スポーツ振興事業団については P110 を参照

(3) 事務分掌

管理部

企画管理課

- (1) 儀式、表彰、秘書及び渉外事務に関する事
- (2) 教育委員会の会議に関する事
- (3) 事務局幹部会に関する事
- (4) 文書管理に関する事
- (5) 公印に関する事
- (6) 公告式及び令達に関する事
- (7) 広報及び広聴並びに教育行政に関する相談並びに審査請求に関する事
- (8) 議会に提出する議案に関する資料又は報告の調整に関する事
- (9) 教育行政の企画調整に関する事
- (10) 事務局の事務改善及び事業の進行管理に関する事
- (11) 特命による施策の調査及び企画調整に関する事
- (12) 事務局の予算、決算及び会計に関する事
- (13) 教育振興基金に関する事
- (14) 規則等の審査及び解釈に関する事
- (15) 事務局内の事務の連絡に関する事
- (16) 損害賠償額の調整に関する事
- (17) 事務局内の他の部及び課の主管に属しない事

職員課

- (1) 内部組織及び職員定数の管理に関する事
- (2) 職員の任用及び配置に関する事
- (3) 職員の表彰、分限、懲戒及び服務に関する事
- (4) 職員の人事評価及び人材育成に関する事
- (5) 職員の退職管理に関する事
- (6) 教育職員の免許状に関する事
- (7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事
- (8) 職員証の交付及び職員き章の貸与に関する事
- (9) 被服及び名札の貸与に関する事
- (10) 職員の厚生及び福利に関する事
- (11) 職員団体及び労働組合に関する事
- (12) 学校における体罰の防止に関する事
- (13) その他職員の人事及び給与に関する事

施設課

- (1) 教育施設その他教育委員会が管理する施設(以下「教育施設等」という。)の建設計画及び建設の申請に関する事
- (2) 教育施設等の保険契約及び警備委託契約に関する事
- (3) 教育財産その他教育委員会が管理する財産(以下「教育財産等」という。)の統括管理に関する事

- (4) 教育財産等の台帳及び関係図面の整理及び保存に関すること
- (5) 学校施設の使用の許可に関すること(学事企画課の主管に属するものを除く。)
- (6) 教育施設等の建築設計及び設備設計に関すること
- (7) 教育施設等の修繕及び保全に関すること
- (8) 教育施設等以外の施設の建築工事に関すること(教育施設等の整備に伴うものに限る。)
- (9) その他教育施設等の整備に関すること

学校教育部

学事企画課

- (1) 学校教育に係る施策及び学校教育計画の総合調整に関すること
- (2) 学校予算の在り方の研究に関すること
- (3) 学校の設置及び廃止に関すること
- (4) 学校規模の適正化に関すること
- (5) 学校施設の地域開放の検討に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (6) 尼崎市立学校施設目的外使用規則(昭和51年尼崎市教育委員会規則第9号)の規定による学校施設の目的外使用に関すること
- (7) 教材、教具等の整備に関すること
- (8) 学校予算の配当及び執行調整に関すること
- (9) 学校の会計事務に関する企画並びに指導及び助言に関すること
- (10) 学齢児童及び学齢生徒の就学奨励に関すること
- (11) 高等学校の修学援助金に関すること
- (12) 高等学校の就学支援金、授業料、私立大学等入学支度金の回収等に関すること
- (13) 義務教育諸学校の教科書の無償給付に関すること
- (14) 学級編制及び通学区域に関すること
- (15) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること
- (16) 学校基本調査及び児童生徒の将来推計に関すること
- (17) 学校の管理運営に関する規則及び学則に関すること
- (18) 学校園現場(校園外教育現場を含む。)における事故の処理等に関すること(保健体育課の主管に属するものを除く。)
- (19) その他学事に関すること
- (20) 部内の他の課の主管に属しないこと

学校教育課

- (1) 学校教育計画の立案に関すること
- (2) 小学校、中学校及び特別支援学校(以下「義務教育諸学校」という。)に係る学校教育の研究、指導及び助言に関すること
- (3) 義務教育諸学校に係る学校経営の指導及び助言に関すること
- (4) 義務教育諸学校に係る教材及び教育資料の収集及び研究に関すること
- (5) 義務教育諸学校の教科書の採択に関すること
- (6) 義務教育諸学校の校外行事に関すること

- (7) ICT を活用した学習方法の調査及び研究に関する事
- (8) 学校教育における人権教育計画の立案に関する事
- (9) 学校教育における人権教育の研究、指導及び助言に関する事
- (10) 学校教育における人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関する事
- (11) 教育奨励金及び地域児童、生徒に係る教育活動に関する事
- (12) 生徒指導計画の立案に関する事
- (13) 生徒指導の研究、指導及び助言に関する事
- (14) 児童及び生徒の問題行動対策に関する事
- (15) いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)に規定するいじめの防止等の実施に関する事
- (16) 学校教科用図書選定委員会に関する事
- (17) いじめ問題対策審議会に関する事
- (18) 特別支援教育の振興に係る企画、調査及び研究に関する事
- (19) 特別支援教育の指導及び助言に関する事
- (20) 特別支援教育の指導に係る調査、研究及び連絡に関する事
- (21) 障害児の就学指導に関する事
- (22) 就学前障害児に関する調査及び連絡に関する事
- (23) 教育支援委員会に関する事
- (24) 教育総合センターとの連絡に関する事
- (25) その他学校教育に関する事

就学前教育課

- (1) 幼児教育の振興に関する企画及び立案に関する事
- (2) 幼稚園に係る幼児教育の研究、指導及び助言に関する事
- (3) 幼稚園に係る園経営の指導及び助言に関する事
- (4) 幼稚園に係る教材及び教育資料の収集及び研究に関する事
- (5) 幼稚園の園外行事に関する事
- (6) 幼児の入園、転園及び退園に関する事
- (7) 保育料、授業料等の減免及び徴収に関する事
- (8) 子ども・子育て審議会に関する事(幼児期の学校教育に関する事に限る。)

こども教育支援課

- (1) 長期欠席の児童及び生徒の支援に関する事
- (2) 教育相談の調査及び研究に関する事
- (3) 教育相談の指導及び助言並びに実施に関する事

高校教育課

- (1) 高等学校における教育に関する企画及び立案に関する事
- (2) 高等学校に係る学校教育の研究、指導及び助言に関する事
- (3) 高等学校に係る学校経営の指導及び助言に関する事
- (4) 高等学校に係る教材及び教育資料の収集及び研究に関する事
- (5) 高等学校の教科書の採択に関する事

- (6) 高等学校の校外行事に関する事
- (7) 高等学校教育審議会に関する事

保健体育課

- (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に関する事
- (2) 学校保健及び学校安全の指導及び助言に関する事
- (3) 学校の環境衛生に関する事
- (4) 幼児、児童及び生徒並びに職員の保健に関する事
- (5) 学校保健の調査及び統計に関する事
- (6) 学校の警備及び防災並びに通学安全に関する事(施設課の主管に属するものを除く。)
- (7) 幼児、児童及び生徒の事故の処理、報告、分析・評価及び統計に関する事
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事(学校安全に係るものに限る。)
- (9) 学校保健関係団体に関する事
- (10) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事
- (11) 職員の安全に関する事
- (12) 公務災害に関する事
- (13) 学校体育関係団体に関する事
- (14) その他保健、安全及び学校体育に関する事

学校給食課

- (1) 学校給食計画の立案に関する事
- (2) 学校給食の指導及び助言に関する事
- (3) 学校給食の衛生管理に関する事
- (4) 学校給食用物資に関する事
- (5) 学校給食に係る給食費等の徴収及び滞納整理に関する事
- (6) 学校給食調理業務委託業者選定委員会に関する事
- (7) 琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会に関する事
- (8) 学校給食センターとの連絡・調整に関する事
- (9) 学校給食センターの運営方針の樹立及び運営指導に関する事
- (10) その他学校給食に関する事

・ 学校給食センター

- (1) 学校給食の実施に必要な調理及び配送に関する事
- (2) 学校給食センターの維持管理に関する事

教育総合センター

学び支援課

- (1) 教育総合センターの運営方針の樹立に関すること
- (2) 教育総合センターの運営に関すること
- (3) 教育情報の収集、整理及び提供に関すること
- (4) 教科書センターに関すること
- (5) 教育に関する専門的又は技術的な事項の調査、研究及び相談に関すること
- (6) 教育関係職員その他教育関係者の研修及び研究助成に関すること
- (7) 教育情報システムに関すること(学校 ICT 推進課の主管に属するものを除く。)
- (8) ICT を活用した研修計画に関すること
- (9) その他教育総合センターの事業に関すること

学校 ICT 推進課

- (1) 教育情報システムに関すること
- (2) コンピュータ・ネットワーク等の環境整備及び活用業務の総合調整に関すること
- (3) 学習用及び校務用の ICT 機器等の情報教育機器の利用普及に関すること
- (4) 情報教育に関する調査及び研究に関すること
- (5) 情報教育に関する器材、教材の整理及び管理に関すること
- (6) デジタル学習教材の収集及び研究に関すること
- (7) ICT を活用した学習基盤の整備に関すること
- (8) 教育情報セキュリティポリシーに関すること

社会教育部

社会教育課

- (1) 社会教育計画の立案に関すること
- (2) 社会教育の指導及び助言に関すること
- (3) 社会教育資料の収集及び研究に関すること
- (4) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 5 条第 2 項に規定する地域学校協働活動に関すること
- (5) ユネスコ活動に関すること
- (6) 社会教育における人権教育計画の立案に関すること
- (7) 社会教育における人権教育の指導及び助言に関すること
- (8) 社会教育における人権教育資料の収集及び研究に関すること
- (9) 社会教育関係団体に関すること
- (10) 社会教育委員に関すること
- (11) 生涯学習審議会に関すること(教育委員会の事業に関することに限る。)
- (12) 青少年非行化防止対策事業の実施に関すること
- (13) 青少年非行化防止の普及及び啓発に関すること
- (14) 青少年の補導に関すること
- (15) 少年補導委員に関すること
- (16) 少年補導センター運営協議会に関すること
- (17) 図書館その他の社会教育機関との連絡に関すること

- (18) その他社会教育に関すること
- (19) 部内の他の課の主管に属しないこと

スポーツ推進課

- (1) スポーツの推進に係る計画の立案に関すること
- (2) スポーツの推進に係る調査及び研究に関すること
- (3) 屋内プール及び地区体育館の整備及び運営指導に関すること
- (4) 学校のスポーツ施設の供用計画の立案及び運営に関すること
- (5) スポーツ施設の整備に関すること
- (6) 地域住民スポーツ活動に関すること
- (7) スポーツ指導者の養成に関すること
- (8) スポーツを通じた健康づくりに係る事業の実施に関すること
- (9) 各種スポーツ推進事業の実施に関すること
- (10) スポーツ推進委員に関すること
- (11) スポーツ関係団体に関すること
- (12) スポーツ推進審議会に関すること
- (13) 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に関すること
- (14) その他スポーツの指導及び推進に関すること

歴史博物館

- (1) 歴史博物館の運営方針の樹立に関すること
- (2) 尼崎及び歴史的関連地域に係る史料等の収集、閲覧及び調査研究に関すること
- (3) 尼崎市史の編集及び発行に関すること
- (4) 講座、史料展示等の普及活動に関すること
- (5) 文化財の保護に関すること
- (6) 文化財の保護審議会に関すること
- (7) 歴史博物館の維持管理に関すること
- (8) 歴史博物館田能資料館との連絡に関すること
- (9) その他歴史博物館の事業に関すること

・ 歴史博物館田能資料館

- (1) 歴史博物館田能資料館の運営に関すること
- (2) 歴史博物館田能資料館の維持管理に関すること
- (3) その他歴史博物館田能資料館の事業に関すること

中央図書館

- (1) 図書館の運営方針の樹立に関すること
- (2) 図書館の維持管理に関すること
- (3) 図書館の広報に関すること
- (4) 図書館の調査及び統計に関すること
- (5) 図書館オンラインシステムに関すること
- (6) 図書館資料（以下「資料」という。）の選択、収集及び管理に関すること

- (7) 資料の分類、目録の作成及び装備に関すること
- (8) 資料の館内及び館外利用に関すること
- (9) 資料の利用の調査相談に関すること
- (10) 書誌の編さんに関すること
- (11) その他資料の運用に関すること
- (12) 読書会、資料展示会等の主催及び奨励に関すること
- (13) 配本所に関すること
- (14) 学校その他の関係機関との連絡及び協力に関すること
- (15) 北図書館の運営方針の樹立及び運営指導に関すること
- (16) 他の図書館との連絡及び相互協力に関すること

(4) 事務局等の職員数

(令和 5. 5. 1 現在)

| 部課名 職階 | 事務局 | 管理部 | 企画管理課 | 職員課 | 施設担当 | 施設課 | 設備整備担当 | 学校教育部 | 学校支援担当 | 学事企画課 | 学校教育課 | いじめ防止生徒指導担当 | 特別支援教育担当 | 就学前教育課 | こども教育支援課 | 高校教育課 | 保健体育課 | 給食管理担当 | 学校給食課 | 学校給食センター担当 | 教育総合センター | 学び支援課 | 学校ICT推進課 | 社会教育部 | 社会教育課 | スポーツ推進課 | 歴史博物館 | 中央図書館 | スポーツ振興事業団派遣 | 文部科学省派遣 | 合計 |
|-----------|------|-----|-------|-----|------|-----|--------|-------|--------|-------|-------|-------------|----------|--------|----------|-------|-------|--------|-------|------------|----------|-------|----------|-------|-------|---------|-------|-------|-------------|---------|-----|
| | 教育長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育次長 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 参与 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 2 |
| 部長級 | 主事 | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | 4 |
| | 技師 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 指導主事 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 2 |
| 課長級 | 主事 | | 1 | 1 | | | | | 1 | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 11 |
| | 技師 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 3 |
| | 指導主事 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 6 |
| 課長補佐級 | 主事 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 2 |
| | 管理主事 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 指導主事 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 係長級 | 主事 | | 2 | 5 | 1 | | | 4 | | | | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 3 | 2 | 3 | 3 | | | 29 |
| | 技師 | | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | 5 |
| | 管理主事 | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | 指導主事 | | | | | | | | | 10 | 4 | 5 | 2 | 4 | 1 | 3 | | | | | | 4 | 2 | | | | | | | 1 | 36 |
| | 作業員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 主任級 | 主事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | 2 |
| | 技師 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 3級職 | 主事 | | 2 | 2 | 1 | | | 5 | | | | | 1 | | | | | | 2 | 2 | | | 1 | | 3 | 1 | | 2 | | | 22 |
| | 技師 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 2 |
| | 指導員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 調理師 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 校務員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | 1 |
| 2級職 | 書記 | | 2 | 3 | 1 | | | 2 | | | | | 1 | | | 2 | | | 2 | | | | | | 1 | 1 | | | | 15 | |
| | 技手 | | | | 4 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | 8 |
| 1級職 | 事務員 | | 2 | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | 1 | 2 | | | 11 | |
| | 技術員 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 2 | |
| 再任用 | 事務職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | | | 3 |
| | 技術職 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 4 | | | | 6 | |
| 計 | 4 | 1 | 9 | 16 | 1 | 10 | 7 | 1 | 1 | 14 | 12 | 5 | 6 | 5 | 7 | 3 | 7 | 1 | 8 | 4 | 1 | 7 | 7 | 2 | 7 | 8 | 15 | 9 | 1 | 1 | 180 |

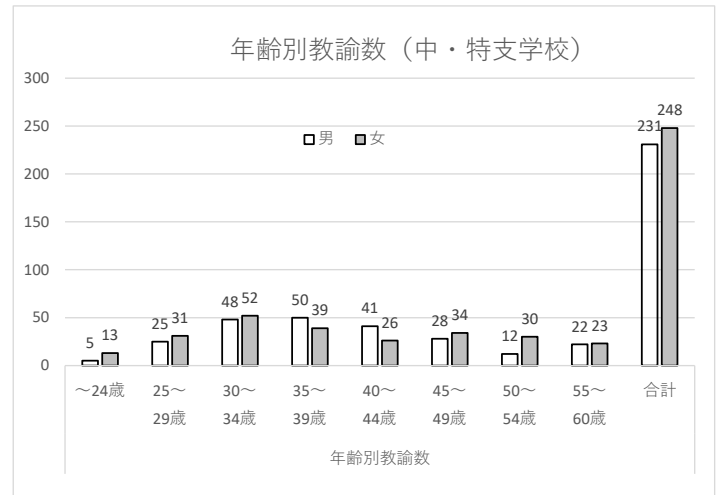
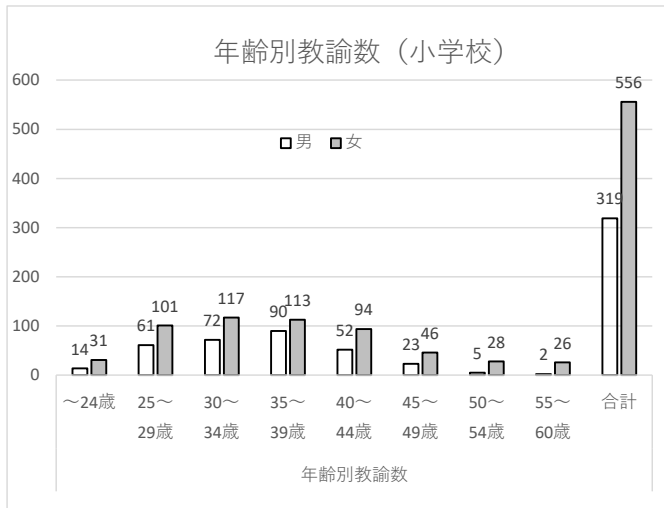
※短時間再任用職員、会計年度任用職員を除く

(5) 学校の教職員数

(令和 5. 5. 1 現在)

| 区 分 | | 小学校 | 中学校 | 特別支援 学校 | 高等学校 | 幼稚園 | 計 | |
|------------------|------------------|------------------------|---------------|-------------|------------|-------------|---------------|-------------|
| 教 職 員 数 | 県 費 負 担 | 校 長 | 41 | 17 | 1 | 1 | 60 | |
| | | 教 諭 | 1,025 (41) | 566 (18) | 64 (1) | 35 (2) | 1,690 (62) | |
| | | 養 護 教 諭 | 42 | 19 | 2 | | 63 | |
| | | 事 務 | 47 | 25 | 3 | | 75 | |
| | | 栄 養 職 員 諭 栄 養 教 諭 | 21 | 4 | 1 | | 26 | |
| | | 小 計 | 1,176 (41) | 631 (18) | 71 (1) | 36 (2) | 1,914 (62) | |
| | 市 費 支 弁 | 校 (園) 長 | | | | 2 | 9 | 11 |
| | | 教 諭 | | | | 156 (4) | 41 (9) | 197 (13) |
| | | 養 護 教 諭 | | | | 5 | 9 | 14 |
| | | 実 習 助 手 実 習 担 当 教 諭 | | | | 11 | | 11 |
| | | 事 務 | | | | 9 | | 9 |
| | | 技 術 | | | 1 | | | 1 |
| 校 務 員 | | 39 | 13 | | 4 | | 56 | |
| 調 理 師 | | 12 | | | | | 12 | |
| 学 校 栄 養 士 | 3 | | | | | 3 | | |
| 小 計 | 54 | 13 | 1 | 187 (4) | 59 (9) | 314 (13) | | |
| 計 | | 1,230 (41) | 644 (18) | 72 (1) | 223 (6) | 59 (9) | 2,228 (75) | |

※ () 内は教頭で再掲
フルタイム職員のみ。中学校は琴城分校を含む。



注：教諭・主幹教諭のみの人数

○教諭の平均年齢の推移（小・中学校）

| 年度 | 小学校 | 中学校 |
|----|------|------|
| 13 | 47.1 | 43.4 |
| 14 | 46.8 | 43.6 |
| 15 | 45.6 | 43.2 |
| 16 | 45.4 | 43.2 |
| 17 | 44.7 | 43.4 |
| 18 | 44.3 | 43.6 |
| 19 | 44.0 | 43.5 |
| 20 | 43.1 | 43.5 |
| 21 | 42.3 | 44.0 |
| 22 | 40.8 | 43.1 |
| 23 | 40.1 | 42.9 |
| 24 | 39.3 | 42.3 |
| 25 | 39.6 | 40.5 |
| 26 | 37.2 | 40.8 |
| 27 | 36.7 | 40.6 |
| 28 | 35.8 | 40.7 |
| 29 | 35.5 | 40.7 |
| 30 | 35.3 | 40.7 |
| R1 | 35.5 | 40.4 |
| R2 | 37.7 | 42.5 |
| R3 | 35.7 | 40.2 |
| R4 | 35.9 | 40.0 |
| R5 | 36.3 | 39.7 |

注：教諭・主幹教諭のみの平均年齢

R5. 4. 1 現在年齢

○高等学校教諭の平均年齢（R5年度）

| | |
|------|------|
| 高等学校 | 47.5 |
|------|------|

○幼稚園教諭の平均年齢（R5年度）

| | |
|-----|------|
| 幼稚園 | 42.7 |
|-----|------|

○特別支援学校教諭の平均年齢

（R5年度）

| | |
|--------|------|
| 特別支援学校 | 36.8 |
|--------|------|

○交流人事数（教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭・学校栄養職員）

| 年 度 | 小学校 | | 中学校・特別支援学校 | | 合 計 | |
|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|
| | 転 出 | 転 入 | 転 出 | 転 入 | 転 出 | 転 入 |
| 20 | 11 | 2 | 7 | 5 | 18 | 7 |
| 21 | 12 | 6 | 0 | 6 | 12 | 12 |
| 22 | 10 | 4 | 3 | 4 | 13 | 8 |
| 23 | 20 | 2 | 4 | 3 | 24 | 5 |
| 24 | 15 | 1 | 8 | 6 | 23 | 7 |
| 25 | 16 | 2 | 6 | 3 | 22 | 5 |
| 26 | 19 | 3 | 9 | 3 | 28 | 6 |
| 27 | 22 | 1 | 2 | 4 | 24 | 5 |
| 28 | 6 | 1 | 3 | 6 | 9 | 7 |
| 29 | 10 | 1 | 3 | 4 | 13 | 5 |
| 30 | 7 | 3 | 5 | 4 | 12 | 7 |
| R1 | 8 | 4 | 5 | 7 | 13 | 11 |
| R2 | 18 | 5 | 5 | 2 | 23 | 7 |
| R3 | 13 | 2 | 6 | 9 | 19 | 11 |
| R4 | 5 | 3 | 5 | 3 | 10 | 6 |
| R5 | 14 | 2 | 4 | 10 | 18 | 12 |

○新規採用数（教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭・学校栄養職員）

| 年度 | 小 学 校 | | | | | 中 学 校・特別支援学校 | | | | | 合 計 |
|----|-------|----|----|----|----|--------------|----|----|----|----|-----|
| | 教諭 | 養教 | 事務 | 栄養 | 計 | 教諭 | 養教 | 事務 | 栄養 | 計 | |
| 20 | 70 | 2 | 0 | 0 | 72 | 23 | 4 | 0 | | 27 | 99 |
| 21 | 80 | 2 | 0 | 0 | 82 | 25 | 0 | 0 | | 25 | 107 |
| 22 | 78 | 4 | 1 | 0 | 83 | 22 | 1 | 1 | | 24 | 107 |
| 23 | 58 | 2 | 1 | 0 | 61 | 19 | 1 | 1 | | 21 | 82 |
| 24 | 69 | 3 | 2 | 1 | 75 | 35 | 0 | 0 | | 35 | 110 |
| 25 | 74 | 3 | 2 | 0 | 79 | 40 | 1 | 2 | | 43 | 122 |
| 26 | 76 | 1 | 1 | 0 | 78 | 38 | 1 | 0 | | 39 | 117 |
| 27 | 53 | 2 | 0 | 1 | 56 | 26 | 2 | 0 | | 28 | 84 |
| 28 | 66 | 1 | 1 | 1 | 69 | 21 | 1 | 0 | | 22 | 91 |
| 29 | 58 | 1 | 3 | 1 | 63 | 21 | 1 | 0 | | 22 | 85 |
| 30 | 40 | 1 | 1 | 0 | 42 | 19 | 0 | 0 | | 19 | 61 |
| R1 | 46 | 1 | 0 | 0 | 47 | 16 | 0 | 0 | | 16 | 63 |
| R2 | 36 | 1 | 1 | 0 | 38 | 14 | 0 | 2 | | 16 | 54 |
| R3 | 43 | 1 | 2 | 0 | 46 | 24 | 1 | 0 | | 25 | 71 |
| R4 | 44 | 1 | 2 | 0 | 47 | 17 | 1 | 1 | 1 | 20 | 67 |
| R5 | 33 | 0 | 4 | 0 | 37 | 25 | 1 | 0 | 0 | 26 | 63 |

4 学校、児童及び生徒数

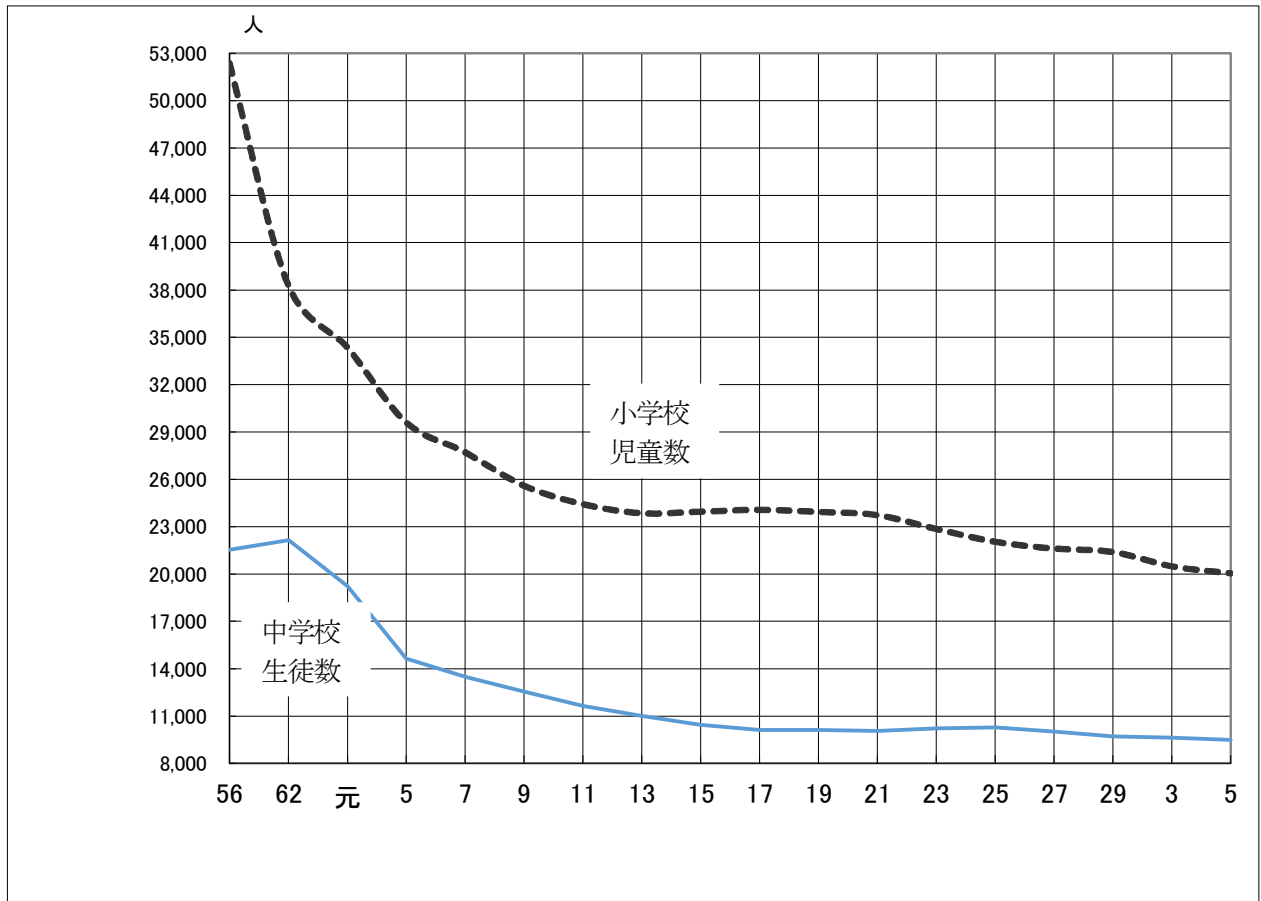
(1) 校種別

(令和5年5月1日現在)

| 区 分 | 小学校 | 中学校 (分校) | 特別支援 学校 | 高等学校 | 幼稚園 | 計 |
|-----------|--------|---------------|------------|-------|-----|----------------|
| 学 校 ・ 園 数 | 41 | 17 (1) | 1 | 3 | 9 | 71 (1) |
| 児童・生徒・幼児数 | 20,052 | 9,491 (34) | 67 | 2,190 | 380 | 32,180 (34) |
| 学 級 数 | 795 | 311 (3) | 27 | 66 | 27 | 1,226 (3) |

注：() 内は分校別掲

(2) 児童・生徒数の推移



(単位：人)

| 年度 校種 | 昭 和 56 | 昭 和 62 | 平 成 元 5 | 7 | 9 | 11 | 13 | 15 | 17 | 19 | 21 | 23 | 25 | 27 | 29 | 令 和 3 | 5 |
|----------|-----------|-----------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|
| 小学校 | 52,370 | 38,298 | 34,366 | 29,611 | 27,720 | 25,614 | 24,443 | 23,865 | 23,964 | 24,081 | 23,949 | 23,745 | 22,871 | 22,054 | 21,626 | 21,407 | 20,052 |
| 中学校 | 21,542 | 22,163 | 19,223 | 14,653 | 13,509 | 12,571 | 11,647 | 11,021 | 10,448 | 10,128 | 10,134 | 10,076 | 10,237 | 10,289 | 10,032 | 9,718 | 9,491 |

注：各年度とも5月1日現在（中学校は、琴城分校を除く。）

(3) 高等学校 生徒数

令和5年5月1日現在

| 学校名 | 学科名 | 定員 | 生徒数 | 学級数 | | | |
|-------|----------|-------|-------|-----|----|----|----|
| | | | | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 |
| 尼崎 | 普通科 | 720 | 711 | 6 | 6 | 6 | |
| | 体育科 | 240 | 237 | 2 | 2 | 2 | |
| | 合計 | 960 | 948 | 8 | 8 | 8 | |
| 尼崎双星 | 普通科 | 600 | 594 | 5 | 6 | 6 | |
| | 商業学科 | 240 | 230 | 2 | 2 | 2 | |
| | ものづくり機械科 | 120 | 105 | 1 | 1 | 1 | |
| | 電気情報科 | 120 | 106 | 1 | 1 | 1 | |
| | 合計 | 1,080 | 1,035 | 9 | 10 | 10 | |
| 全日制 計 | | 2,040 | 1,983 | 17 | 18 | 18 | |
| 琴ノ浦 | 普通科 | 640 | 207 | 5 | 3 | 4 | 1 |
| 定時制 計 | | 640 | 207 | 5 | 3 | 4 | 1 |
| 合計 | | 2,680 | 2,190 | 22 | 21 | 22 | 1 |

(4) 幼稚園 園児数

令和5年5月1日現在

| 園名 | 定員 | | | 幼児数 | | |
|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
| 竹谷 | 60 | 80 | 140 | 12 | 24 | 36 |
| 長洲 | 60 | 80 | 140 | 4 | 9 | 13 |
| 大島 | 60 | 80 | 140 | 18 | 19 | 37 |
| 立花 | 60 | 80 | 140 | 25 | 29 | 54 |
| 塚口 | 60 | 80 | 140 | 30 | 29 | 59 |
| 武庫 | 90 | 115 | 205 | 28 | 34 | 62 |
| 園田 | 60 | 80 | 140 | 19 | 34 | 53 |
| 園和北 | 60 | 80 | 140 | 22 | 17 | 39 |
| 小園 | 60 | 80 | 140 | 19 | 8 | 27 |
| 合計 | 570 | 755 | 1,325 | 177 | 203 | 380 |

※特設学級の定員は、5歳児の定員に含めている。

＜ 教育財政 ＞

＜ 教 育 財 政 ＞

1 令和5年度一般会計予算

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 令和5年度予算額 | | 令和4年度予算額 | | 比較増減 |
|--------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 金額 | 百分比 | 金額 | 百分比 | |
| 05 市 税 | 82,416,788 | 39.3% | 81,439,691 | 38.6% | 977,097 |
| 10 地 方 譲 与 税 | 784,401 | 0.4% | 798,301 | 0.4% | △ 13,900 |
| 11 利 子 割 交 付 金 | 30,000 | 0.0% | 39,000 | 0.0% | △ 9,000 |
| 12 配 当 割 交 付 金 | 560,000 | 0.3% | 347,000 | 0.2% | 213,000 |
| 13 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 357,000 | 0.2% | 493,000 | 0.2% | △ 136,000 |
| 14 法 人 事 業 税 交 付 金 | 1,078,000 | 0.5% | 1,002,000 | 0.5% | 76,000 |
| 15 地 方 消 費 税 交 付 金 | 11,298,000 | 5.4% | 10,151,000 | 4.8% | 1,147,000 |
| 18 環 境 性 能 割 交 付 金 | 119,000 | 0.1% | 170,000 | 0.1% | △ 51,000 |
| 19 地 方 特 例 交 付 金 | 502,000 | 0.2% | 530,500 | 0.3% | △ 28,500 |
| 20 地 方 交 付 税 | 14,236,500 | 6.8% | 14,747,000 | 7.0% | △ 510,500 |
| 25 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 66,000 | 0.0% | 67,000 | 0.0% | △ 1,000 |
| 30 分 担 金 及 び 負 担 金 | 885,747 | 0.4% | 858,972 | 0.4% | 26,775 |
| 35 使 用 料 及 び 手 数 料 | 6,511,904 | 3.1% | 6,524,029 | 3.1% | △ 12,125 |
| 40 国 庫 支 出 金 | 51,214,174 | 24.4% | 53,847,364 | 25.5% | △ 2,633,190 |
| 45 県 支 出 金 | 15,531,456 | 7.4% | 14,646,562 | 6.9% | 884,894 |
| 50 財 産 収 入 | 1,968,325 | 0.9% | 3,390,480 | 1.6% | △ 1,422,155 |
| 55 寄 付 金 | 547,324 | 0.3% | 186,662 | 0.1% | 360,662 |
| 60 繰 入 金 | 3,594,533 | 1.7% | 3,661,775 | 1.7% | △ 67,242 |
| 65 繰 越 金 | 1 | 0.0% | 1 | 0.0% | - |
| 70 諸 収 入 | 7,972,847 | 3.8% | 6,838,663 | 3.2% | 1,134,184 |
| 75 市 債 | 10,241,000 | 4.9% | 11,258,000 | 5.3% | △ 1,017,000 |
| 歳 入 合 計 | 209,915,000 | 100.0% | 210,997,000 | 100.0% | △ 1,082,000 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 令和5年度予算額 | | 令和4年度予算額 | | 比較増減 |
|----------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 金額 | 百分比 | 金額 | 百分比 | |
| 05 議 会 費 | 817,716 | 0.4% | 829,673 | 0.4% | △ 11,957 |
| 10 総 務 費 | 16,498,538 | 7.9% | 17,314,967 | 8.2% | △ 816,429 |
| 15 民 生 費 | 111,175,447 | 53.0% | 108,708,662 | 51.5% | 2,466,785 |
| 20 衛 生 費 | 15,768,908 | 7.5% | 18,068,127 | 8.6% | △ 2,299,219 |
| 25 労 働 費 | 165,234 | 0.1% | 160,021 | 0.1% | 5,213 |
| 30 農 林 水 産 業 費 | 143,840 | 0.1% | 146,278 | 0.1% | △ 2,438 |
| 35 商 工 費 | 2,446,260 | 1.2% | 1,356,669 | 0.6% | 1,089,591 |
| 40 土 木 費 | 15,736,304 | 7.5% | 17,019,857 | 8.1% | △ 1,283,553 |
| 45 消 防 費 | 5,189,046 | 2.5% | 5,172,939 | 2.5% | 16,107 |
| 50 教 育 費 | 18,068,156 | 8.6% | 17,925,992 | 8.5% | 142,164 |
| 53 災 害 復 旧 費 | 1 | 0.0% | 1 | 0.0% | - |
| 55 公 債 費 | 23,695,143 | 11.3% | 24,083,061 | 11.4% | △ 387,918 |
| 60 諸 支 出 金 | 10,407 | 0.0% | 10,753 | 0.0% | △ 346 |
| 65 予 備 費 | 200,000 | 0.1% | 200,000 | 0.1% | - |
| 歳 出 合 計 | 209,915,000 | 100.0% | 210,997,000 | 100.0% | △ 1,082,000 |

※表中の百分比は表示単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある

2 令和5年度教育費歳出予算

(1) 目的別内訳表

(単位：千円)

| 項 | 令和5年度予算額 | | 令和4年度予算額 | | 比較増減 | |
|------------|------------|--------|------------|--------|-----------|---------|
| | 金額 | 百分比 | 金額 | 百分比 | 金額 | 伸び率 |
| 05 教育総務費 | 6,225,533 | 34.5% | 6,117,291 | 34.1% | 108,242 | 1.77% |
| 10 小学校費 | 1,965,301 | 10.9% | 1,832,304 | 10.2% | 132,997 | 7.3% |
| 15 中学校費 | 898,709 | 5.0% | 827,959 | 4.6% | 70,750 | 8.6% |
| 20 高等学校費 | 2,252,291 | 12.5% | 2,201,375 | 12.3% | 50,916 | 2.3% |
| 25 幼稚園費 | 602,933 | 3.3% | 576,962 | 3.2% | 25,971 | 4.5% |
| 30 特別支援学校費 | 285,268 | 1.6% | 269,164 | 1.5% | 16,104 | 6.0% |
| 35 社会教育費 | 873,349 | 4.8% | 1,015,350 | 5.7% | △ 142,001 | △ 14.0% |
| 40 保健体育費 | 4,964,772 | 27.5% | 5,085,587 | 28.4% | △ 120,815 | △ 2.4% |
| 合計 | 18,068,156 | 100.0% | 17,925,992 | 100.0% | 142,164 | 0.8% |

(2) 性質別内訳表

(単位：千円)

| 区分 | 令和5年度予算額 | | 令和4年度予算額 | | 比較増減 | |
|---------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|---------|
| | 金額 | 百分比 | 金額 | 百分比 | 金額 | 伸び率 |
| 1 消費的経費 | 16,353,580 | 90.5% | 15,870,722 | 88.5% | 482,858 | 3.0% |
| (1) 人件費 | 5,529,661 | 30.6% | 5,900,291 | 32.9% | △ 370,630 | △ 6.3% |
| (2) 物件費 | 7,293,738 | 40.4% | 6,402,231 | 35.7% | 891,507 | 13.9% |
| (3) その他 | 3,530,181 | 19.5% | 3,568,200 | 19.9% | △ 38,019 | △ 1.1% |
| 2 貸付金等 | 43,251 | 0.2% | 38,717 | 0.2% | 4,534 | 11.7% |
| (1) 貸付金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (2) 積立金 | 43,251 | 0.2% | 38,717 | 0.2% | 4,534 | 11.7% |
| 3 投資的経費 | 1,671,325 | 9.3% | 2,016,553 | 11.3% | △ 345,228 | △ 17.1% |
| 4 その他 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (1) 繰出金 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 18,068,156 | 100.0% | 17,925,992 | 100.0% | 142,164 | 0.8% |
| 一般会計予算額 | 209,915,000 | | 210,997,000 | | △ 1,082,000 | △ 0.5% |
| 教育費比率 | 8.6% | | 8.5% | | | |

※表中の百分比は表示単位未満を四捨五入しているため、表内において合計が一致しない場合がある

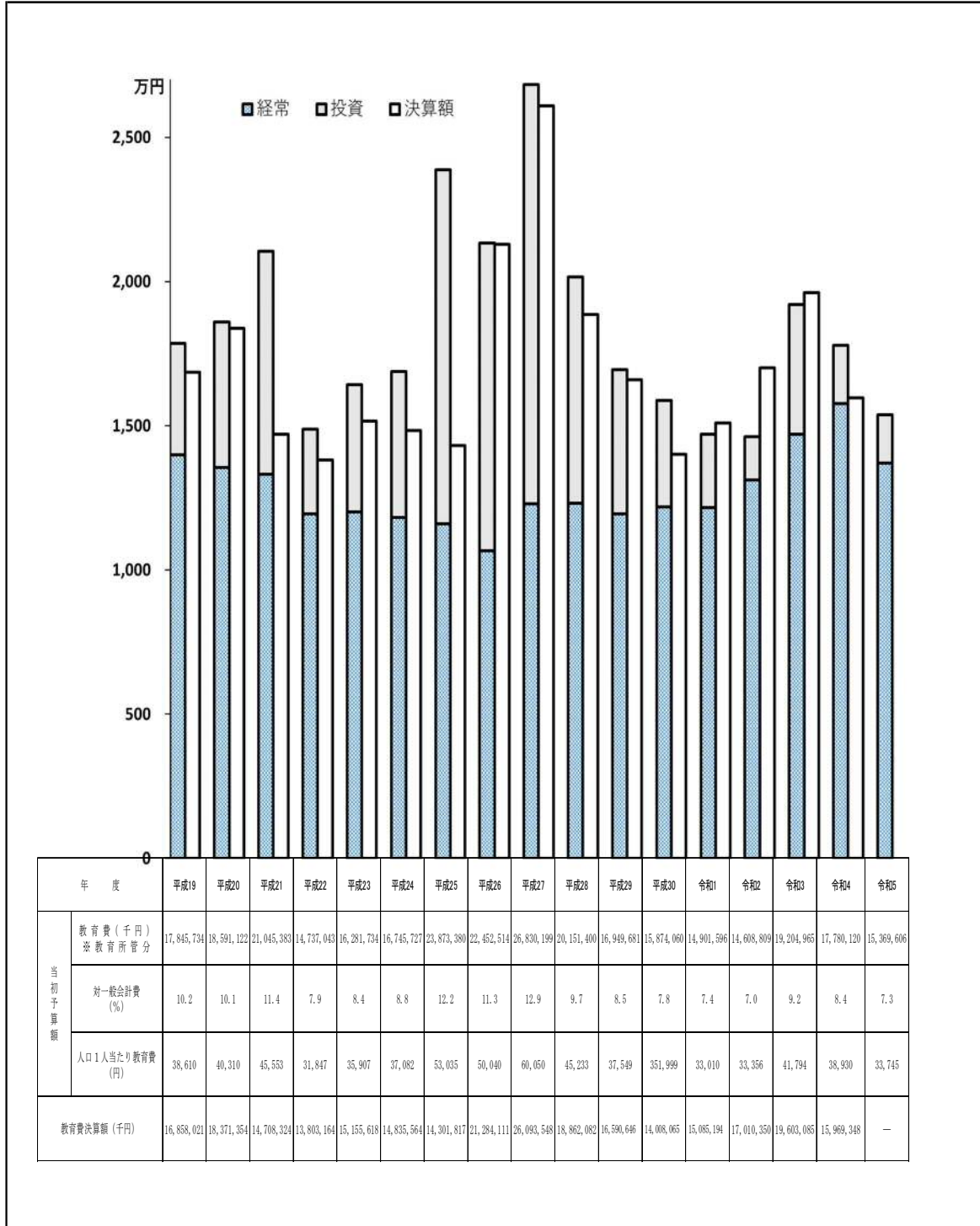
(3) 投資的事業一覧

(単位：千円)

| | | |
|---|---|---------|
| 1 | 学校・園等の整備 | 687,573 |
| | (1) 各種施設整備 | 444,847 |
| | ・小学校(建替等の官民連携手法導入可能性調査及び耐力度調査1校、消防設備・受変電設備等改修設計1校、屋上防水改修3校、消防設備改修4校等) ・中学校(消防設備・受変電設備等改修設計2校、屋上防水改修3校、消防設備改修1校等) ・高等学校(便所改修1校、空調設備改修1校、消防設備改修1校、グラウンド改修設計1校) ・幼稚園(施設設備における経年劣化その他の実態に応じて整備) ・特別支援学校(空調設備騒音対策) | |
| | (2) 市立全日制高等学校用地取得事業 | 242,726 |
| | ・高等学校 | |
| 2 | 学校・園等の備品等の充実 | 328,676 |
| | (1) 小学校 | 42,563 |
| | ・情報教育推進事業 ・施設維持管理事業 ・学校給食費徴収管理関係事業等 | |
| | (2) 中学校 | 6,743 |
| | ・情報教育推進事業等 | |
| | (3) 高等学校 | 10,463 |
| | ・情報教育推進事業 ・施設維持管理事業 | |
| | (4) 特別支援学校 | 37,172 |
| | ・スクールバス運転業務委託等事業 ・情報教育推進事業 | |
| | (5) 教育総合センター | 229,188 |
| | ・教育ICT環境整備事業 ・学校情報通信ネットワークシステム関係事業 | |
| | (5) その他 | 2,547 |
| | ・車両購入関係事業 | |
| 3 | 社会教育施設整備 | 655,076 |
| | (1) 社会教育関係 | 25,197 |
| | ・図書館サービス網関係事業 ・図書館施設整備事業 ・文化財保護啓発事業 | |
| | (2) 社会体育関係 | 629,879 |
| | ・地区体育館整備事業 ・ふれあいスポーツ推進事業 ・(仮称)健康ふれあい体育館整備事業 ・立花体育館予防保全事業 | |

3 教育費の推移

注 人口は1月1日付推計人口



4 令和5年度主要施策

| No. | 主要事業名 | 事業概要 | 事業費 |
|-----|----------------------|---|-----------|
| 1 | 課外クラブ関係事業費 | 国が推進する部活動の地域移行に向け、中学校のモデル校において、地域のスポーツ団体等による休日部活動を実施し、地域部活動の振興とスポーツの推進を図る。 | 30,341千円 |
| 2 | 尼崎高等学校特色づくり推進事業費 | 国際総合類型で尼崎高等学校に入学した生徒に対して、グローバル社会で活躍するために必要な語学力（英語）の向上や資質・能力の育成を目的として、新たな教育プログラムを実施する。 | 5,617千円 |
| 3 | 英語学習ポップ・ステップ・ジャンプ事業費 | GIGAスクール構想で一人一台貸与されているタブレット端末を活用し、外国にいる外国人講師とオンラインでつなぎ、授業内で培ったコミュニケーション能力を活かす機会を設定する。この機会をとおして、英語学習に対する興味関心を高め、外国語を学ぶ動機づけとする。 | 11,178千円 |
| 4 | 教育ICT環境整備事業費 | 小学校とあまよう特別支援学校（小学部）の普通教室及び特別教室の一部に電子黒板を導入する。 | 725,159千円 |
| 5 | 文化財保存活用地域計画策定事業費 | 文化財保護法に規定された市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、文化財行政の中・長期的な基本方針と、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担う、文化財保存活用地域計画を策定する。 | 4,295千円 |
| 6 | MLA連携推進事業費 | MLA連携（博物館（M）、図書館（L）、文書館（A）の協力・連携活動）を推進し、市民の学びを支える環境を整備する取組の一環として、歴史資料の電子化を実施するとともに、これをウェブ公開していくためのデジタルアーカイブを運用していく。 | 1,012千円 |
| 7 | 学校給食食育推進事業費 | 学校給食に一層の関心を高めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ることを目的に、生徒が自ら考えた給食の献立を募集・表彰する給食献立コンクールを実施する。 | 236千円 |
| 8 | 給食調理業務委託関係事業費 | 調理師の退職動向等を勘案し、給食調理業務の効率的な運営及び食育の推進を図るため、令和5年度から現行の35校に加え、新たに1校（あまよう特別支援学校）を民間事業者へ委託する。 | 917,284千円 |

< 人 権 教 育 >

1 指導の重点

人権教育については、人間尊重の精神を不変のものとして受け継ぎ、人権尊重の精神に徹し、社会の中にある偏見と差別の本質を正しくとらえ、その解消に意欲と実践力を持つ人間の育成をめざした教育を推し進めてきた。

こうしたなかで、平成13年3月に「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」が策定され、平成22年3月には、人権を取巻く社会環境の変化や多様化する人権課題に的確に対応するために、「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」が改訂された。

令和2年3月には、一人ひとりがかけがえのない尊い存在であることが認められ、尊重されるまちなにしていくため、人権についての基本理念を示す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（以下「条例」という。）が制定され、条例に基づき「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」（以下、「計画」という。）が、令和3年6月に策定された。

今後は、条例や計画に沿うとともに、「尼崎市教育振興基本計画」及び兵庫県教育委員会策定の「人権教育基本方針」等に基づいて、次のとおり人権教育を推進する。

- 1 教職員の人権問題に対する認識を深め、指導力の向上を図り、学校教育における人権教育の指導体制を強化する。
- 2 人権にかかわる課題を有する児童生徒の在籍する学校の教育条件を整備し、それら児童生徒の学習指導・生徒指導・進路指導の充実を図る。
- 3 教育活動全体を通して人権尊重の精神を養い、性別、年齢、国籍、疾病、子ども、同和問題、ウェブサイトにおける誹謗中傷、ハラスメント等の偏見やさまざまな差別を解消するための人権教育を推進する。
- 4 市民の人権問題に対する認識を深め、人権尊重の意識を高める人権教育を推進する。
- 5 学校教育と社会教育との有機的な連携のもとに、関係機関及び諸団体との調整を図りながら、人権教育を総合的に推進する。

2 令和5年度の主な施策

(1) 指導体制の充実

教職員及び人権教育関係指導者を対象に、①人権問題に対する理解と認識を深め、②指導力の向上を図り、③差別意識の払拭・人権意識の高揚等に向けて、効果的な人権教育を展開していくための体制を確立する。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に即した指導計画を作成し、すべての教育活動の中で一貫性をもたせた取組を展開する。また、社会教育においては、市民啓発を中心にすえ、その核となる指導者の養成とその資質の向上や学習効果をあげるための教材の研究及び作成、関係資料の整備等を図る。

| 事業名 | 内 容 説 明 | 実施予定月 場 所 | 主 管 課 |
|-------------------------|--|---------------------------|----------------|
| 人権教育 研修の充実 | 管理職、教職員、1年目教員等の研修を通じて、人権に関する問題の本質を正しく認識させるとともに、自己の人権感覚を高め、指導力の向上を図る。 | 年 間 教 育 総 合 セ ン タ ー | 学 び 支 援 課 |
| 研 究 体 制 の 充 実 | 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の人権教育研究会や校内授業研究会等を通して、人権学習教材の作成及び指導内容、指導方法の向上を図る。 | 年 間 各 学 校 園 | 学 校 教 育 課 |
| 市 民 リ ー ダ ー の 養 成 | 人権教育指導者、人権啓発推進リーダー、人権啓発オピニオンリーダーを設置し、市民啓発体制を充実する。 | 年 間 生 涯 学 習 プ ラ ザ 等 | 社 会 教 育 課 |
| 人権教育に 関する資料 の作成等 | 人権学習及び市民啓発等に効果的な資料を収集し、教材等として作成する。 | 年 間 | 社 会 教 育 課 他 |

(2) 教育の機会均等の推進

児童生徒の実態を踏まえ、学校・家庭・地域の連携を密にし、家庭及び地域の教育力の向上を図りながら、学習指導・生徒指導・進路指導等における課題解決に努める。

| 事業名 | 内 容 説 明 | 実施予定月 場 所 | 主 管 課 |
|----------------|---|--------------|-----------|
| こころの教育 推進事業 | 保護者や地域と共に学び、考える機会を充実させるため、児童・生徒の実態を踏まえ、「人権教育の推進」、「生命を尊重する心」等に関する講演会を実施する。 | 年 間 | 学 校 教 育 課 |

(3) 教育条件の整備

人権にかかわる課題を有する児童生徒の実態を把握するとともに、自己実現に向けて教育条件を整備する。

(支援教員配置校：小学校 11 校、中学校 6 校)

| 事業名 | 内 容 説 明 | 実施予定月 場 所 | 主 管 課 |
|-------------------------------|--|--------------|--------------|
| 児童生徒 支援教員 の配置 | 人権にかかわる課題を有する児童生徒が在籍し、指導上の困難度が高く、きめ細かな指導が必要な学校に児童生徒支援教員を配置し、学習指導・生徒指導・進路指導の支援を行う。 (17人) | 年 間 関係校等 | 県 教 委 所 管 |
| 同室指導 及び別室 指導の効果 的活用等 | 人権にかかわる課題を有する児童生徒の自己実現をめざし、学習指導・生徒指導・進路指導の充実を図るため、支援教員を中心に効果的な同室複数指導や別室指導に取り組む。 | 年 間 関係校等 | 関係校等 |

(4) 市民啓発の推進

心豊かな社会をつくりあげていくにあたっては、市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会を実現することが重要な課題であり、社会一般にある差別意識の払拭や人権意識の高揚のため、市民各層にわたる市民啓発を推進する。

① 組織を通じた啓発

| 事業名 | 内 容 説 明 | 実施予定月 場 所 | 主 管 課 |
|------------------------|---|----------------|-------|
| 人権教育 小集団学習 事業の実施 | 人権問題に対する正しい理解を深め、差別意識の払拭を目指す市民の育成を図るため、継続的・系統的な学習活動を推進する市内の自主的学習グループの学習を支援する。 | 年 間 学 校 園 等 | 社会教育課 |
| 人権・同和 教育振興事 業の委託 | 学校教育機関及び社会教育関係団体等が加入する尼崎市人権・同和教育研究協議会に、人権・同和教育振興事業を委託する。 | 年 間 | |

② 指導、助言による啓発

| 事業名 | 内 容 説 明 | 実施予定月 場 所 | 主 管 課 |
|---------------------------------------|--|---------------------------|-------|
| 人権啓発 オピニオン リーダー 設置及び研 修事業 | 人権学習に取り組む各小集団学習グループのリーダーを選任し、市民の自主的な学習活動の推進を図る。 | 年 間 学 校 園 等 | 社会教育課 |
| 人権教育 指導者 派遣事業 | 人権問題の解決を目指し、市内の各種団体等が行う自主的な研修会等に社会教育課に登録された指導者を派遣する。 | 年 間 生 涯 学 習 プ ラ ザ 等 | |
| 社会教育指 導員による 指導助言 | 小集団学習グループ及び社会教育関係団体、地域団体、市民グループ等に対して、求めに応じて人権教育の指導助言を行う。 | 年 間 学 校 園 等 | |
| 人権啓発 推 進 リ ー ダー 設 置 事 業 | オピニオンリーダー経験者、社会教育関係団体のリーダー等の中から、同和問題や人権問題に精通している人を人権問題等の学習会や研修会等での助言者として選任する。(市民の自主的活動の推進や人権意識の高揚を図るため。) | 年 間 学 校 園 等 | |

③ 広報媒体による啓発

| 事業名 | 内 容 説 明 | 実施予定月 場 所 | 主 管 課 |
|--------------------------------|---|----------------|-------|
| 市民啓発 活動事業 | 啓発資料を作成、配布し、市民への人権教育の普及と徹底を図る。 | 12月 | 社会教育課 |
| 平和教育 推進事業 | 平和都市宣言の趣旨を啓発するとともに、各地区生涯学習プラザ及び地域総合センター等で実施される平和教育事業を紹介するチラシを作成し、平和について考える機運を高める。 | 7月 | |
| 人権推進 資 料 コ ー ナー の 充 実 | 人権問題に関する図書の整備を図り、市民に閲覧・貸出等を行う。 | 年 間 図 書 館 他 | 中央図書館 |

④ 講演会、講座等による啓発

| 事業名 | 内 容 説 明 | 実施予定月 場 所 | 主 管 課 |
|----------------------|---|--------------|-------|
| 人権週間の つどい事業 | 人権の意義を正しく理解し、人権の尊さについて考える機会を設け、広く市民に人権思想の普及を図る。 (尼崎市人権啓発活動地域ネットワーク協議会との共催) | 11月 | 社会教育課 |
| 人権教育 巡回啓発 講座事業 | 公・私立幼稚園の保護者を対象に、人権問題についての講座を実施し、人権意識の高揚を図る。 | 年 間 幼 稚 園 | |
| じんけん学 習サポート 事業 | 人権問題についての正しい知識や感覚を身につけるための学習活動を行うグループ等の学習を支援する。 | 年 間 | |

(5) 総合的な人権教育の推進

市民各層にわたる諸団体を通じて、人権教育の推進を図る。

| 事業名 | 内 容 説 明 | 実施予定月 場 所 | 主 管 課 |
|---------------------|---|--------------|-------|
| 人権・同和 教育振興 事業 | 学校教育機関及び社会教育関係団体等が加入する尼崎市人権・同和教育研究協議会へ人権・同和教育振興事業を委託し、人権問題に対する正しい理解を深め、差別の解消を目指す市民の育成を図る。 | 年 間 | 社会教育課 |

【参考資料】

「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」〈令和3年3月〉(抜粋)

「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」〈令和3年6月〉(抜粋)

◆ 人権についての基本的な考え方

【人権とは】

人権とは、一人ひとりがかげがえのない尊い存在であるとして尊重される権利であり、全ての人が生まれながらにして持っている普遍的な権利です。しかし、今もなお、不当な差別や排除、暴力等による人権侵害が生じており、多くの人々が傷ついています。特に、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病等のほか、部落差別を受けてきた地域の出身であることその他の出自に係る事情、経歴等を理由とした不当な差別や排除は、私たちの日々の暮らしの中に存在しています。また、近年、不当な差別を助長し、誘発することにつながるウェブサイトにおける悪

質な書込み、様々なハラスメント、子どもへの虐待や体罰、いじめなどが大きな問題となっています。これは、多様性を受け入れられないこと、知らないものや理解できないものに対して否定的な感情を抱くこと、これらのものに対し関心を持たないこと、力や立場の優位性を利用して相手を服従させるための行為が容認されていることなどがその要因の一つになっていると考えられます。このような問題を解決し、一人ひとりがかげがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される社会を実現していくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たちそれぞれが、不当な差別や排除、暴力等を許すことなく、互いの多様性を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても理解と関心を深め、これらを行動や態度に表していくことが必要です。私たちは、相互理解を深め、人権の尊重について学び続けなくてはなりません。

◆ 計画の目標

【人権文化いきづくまちづくり】

「人権文化」とは、人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していることを意味します。つまり、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有りようそのものをいいます。

「人権を尊重する」ということは、女性や子ども、障害のある人など、「人権を侵害されやすい立場の人」を保護したり支援したりすることだけに留まりません。あらゆる人たちの人権をより積極的に尊重し、すべての人の自己実現を保障する、well-being の理念を社会全体で共有することが大切になります。そのためには、人権を侵害されやすい立場の人（女性や子どもなど）のことを単に保護の対象として捉えるのではなく、一人の人間として捉え、「意見表明権」や「社会に参画する権利」や「自己実現」などあらゆる権利を行使できる主体として認める必要があります。

尼崎市では、誰もが権利を行使できる主体として認められ、暮らしやすいと実感できる、それがあたりまえになるまちを目指します。

【計画の期間】

令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間としています。

◆ 計画における 4 つの視点（人権施策の展開方向）

本計画は、人権文化いきづくまちづくり条例第 7 条の規定に基づき、さまざまな人権問題に対する課題を横断的にとらえ、人権施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しました。

また、全ての行政施策を推進するうえで基礎となる計画です。

本計画は「尼崎市総合計画」とともに、SDGs（「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国連で決まった令和 12(2030)年までの全世界共通の 17 個の目標）の視点を意識して推進していきます。

1 つながり、支えあう人権尊重のまちづくり

(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

◆ 市民が互いにプライバシーを尊重しながらも隣人としてつながり、支え合える、よりよいまちの創造を目指します。市民が互いにつながり、支え合うまちでは、自分の居場所があり、尊重されていると誰もが感じることができ、暮らしやすいと実感できます。

そうしたまちづくりの主役は市民です。市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係を築き、よりよいまちを創造していけるよう、市民が自由に意見を表明する機会を設け、必

要な情報提供や場づくりの支援に取り組みます。また、市民が自ら学習しようとする環境づくりを行い、学びの支援にも取り組みます。

- ◆ 市民や市民活動団体等の多様な主体が、互いに多様性を認め、地域においてつながり支え合えるよう、地域における各公共施設等を拠点とした地域交流を進めていきます。
- ◆ 日頃から地域で多様な人々がつながり支え合っていることにより、特に災害時など緊急事態下においては、社会的に孤立する人を無くし、必要な支援に早くつなげることができまます。そのため、性別、年代、家庭環境等を問わずさまざまな人が集い、つながるコミュニティづくりに取り組みます。
- ◆ 異なる言語や文化、歴史的背景を持つ市民が共生する多文化共生社会の実現を目指すため、地域で交流ができる場の提供などの施策に取り組みます。

(2) 関係機関の連携強化

- ◆ 人権施策を推進するにあたっては、市の各部局、関係機関等における情報共有とネットワークの強化に取り組みます。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

- ◆ 人権に関する各種相談窓口においては、相談員の人材育成に取り組み、相談場所や手法等について、より市民のニーズにあった効果的な運用を目指します。また、「あの窓口へ行けば相談にのってもらえる」と市民が認識できるよう、あらゆる機会をとらえ、多様な手法で相談窓口の周知を図ります。
- ◆ 外国籍住民への相談に応じる相談員については、外国人の文化や習慣について知識を有している人材が望ましいことから、そうした人材の発掘と登用に努めます。
- ◆ 相談事例等、市が把握した人権侵害や差別事象については、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで適切な支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) 差別の防止と偏見の解消

- ◆ インターネットを悪用した差別を助長する悪質な書き込みを監視するインターネットモニタリング事業や、ヘイトスピーチ対策、さまざまな人権侵害から子どもを守っていくための第三者機関の設置、性的マイノリティや外国籍住民など差別・偏見の対象となりやすいマイノリティとの交流の場づくりなど、多様性を受け入れ、差別や偏見を許さない風土の醸成と、必要な支援が受けられるための取組を進めます。

(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

- ◆ 施設等においては、段差をなくす、性的マイノリティにも配慮したユニバーサルトイレを設置するなど誰もが利用しやすいよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した設計や運用に取り組みます。
- ◆ また、外国籍住民、障害のある人、高齢者などの情報弱者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、多言語や障害特性に配慮した情報提供、意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組みます。
- ◆ 特に障害のある人については、障害者差別解消法に基づき、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、可能な限り社会的障壁の除去に向

けた取組を行います。

- ◆ 災害時など緊急事態下では、避難所などにおいて、特に女性や性的マイノリティ、子ども、外国籍住民、障害のある人、高齢者のほか、妊婦や乳幼児を持つ親などは、人権侵害を受けやすいことから、そうした人々の人権に配慮した施設整備、運営に取り組みます。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

(1) 学校園等における人権教育

- ◆ 子ども自身が自らを権利の主体であると理解し、尊重されていると実感することが重要です。そのため、児童の権利に関する条約の周知を基本として、子どもたちの発達段階や理解度に応じた人権教育を推進するとともに、虐待や貧困、不登校、ひきこもり、その他社会的支援を必要としている子どもへの支援を充実させ、すべての子どもが健やかに学び育つ環境づくりを進めます。
- ◆ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。就学前教育においては、他者とかかわりあいながら、相手を尊重する意識や思いやりの心を持つよう、さまざまな行事や集団生活、遊びを通して、乳幼児の発達の特性に応じた人権教育（保育）を進めていきます。
- ◆ 学校教育においては、児童の権利に関する条約の周知を基本とし、生きる力や違いを認め尊重し合う態度や姿勢を育み、豊かな人権感覚が養えるよう発達段階に応じ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組みます。また、いじめの問題については、道徳教育でいじめ問題を取り上げるとともに、組織的に早期発見や未然防止、迅速な事案対処ができる学校体制の改善など、学校全体での意識改革や体制づくりを進めます。
- ◆ また、子どもだけでなく保護者など家庭への人権啓発にも取り組みます。

(2) 地域における人権教育・啓発

- ◆ 人が人として自分らしく生きていくためには、日々の暮らしの中で人権が尊重されていることが不可欠です。そのためには、一人ひとりがさまざまな人権問題について理解を深め、人権は他者の問題ではなく自分の問題であることに気づくことが必要になります。こうしたことから、市民が生活の身近な場で人権について学び続けることができるよう、さまざまなテーマの人権問題の講演会や学習会を実施します。
- ◆ また、市民主体の人権学習を進めるため、地域でグループによる学習会を行うとともに、学習会が市民の主体的な活動となるよう、人権学習のリーダー育成を行います。

(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

- ◆ 事業者は、社会の構成員としてその事業活動に関わる者の人権意識の高揚に取り組むことが求められます。企業には人権を尊重する責任があり、その責任は景気がよくないから後回しにしているというのではなく、景気の動向に関係のない不動の大原則です。
近年、ビジネスと人権に関しては、自社だけでなく、製造を委託する工場などにおける人権侵害（強制労働や劣悪な環境での長時間労働等）についても注意をはらうことが求められています。その他、ハラスメントの防止、安全衛生の向上、採用や昇進における公正性の保証、日本人労働者と外国人労働者の労働条件の格差の解消、広告宣伝における差別的表現のチェック機能の整備など、多様な課題があります。

少子高齢化が進み、外国人労働者などの多様な人々が働く社会となっている中、誰もが

安心して働き、能力を活かせる職場づくりは、事業者の責務であるとともに事業者の利益にもつながります。そのため、事業者が、ビジネスと人権に関するさまざまな人権問題への認識を深めるとともに、人権意識の高揚が図れるよう、市が事業者に対して人権研修・講演会を実施するなどの啓発に取り組みます。

また、人権問題に関する情報や資料の提供も行います。

4 市職員・教職員等への人権研修

(1) 市職員・教職員への人権研修

- ◆ 人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員は、さまざまな人権問題の知識を備えるとともに、日常業務の中で課題に気づく人権感覚と、対応するための技能や実践力が求められます。また、人権行政は特定の部局のみが実施するものではありません。保健、福祉、教育、建築・土木や消防などすべての行政分野において、すべての市職員が市民の人権を保障する責任を有しています。

このため、多様な人権問題に関する研修を実施し、市職員の人権感覚の醸成と人権意識の高揚に取り組みます。

- ◆ 人権行政の推進リーダーとしての役割を担う各課長については、人権問題研修推進員と位置づけて、毎年時宜に応じた人権研修を実施します。
- ◆ 新規採用職員については、人権に関する歴史的経緯など正しい知識が得られるよう重点的に人権研修を実施します。
- ◆ 教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じるように育成する指導力が求められます。
そのため、教職員が子どもの権利に関する条約を含め人権問題や人権教育に関する認識を深め、子どもの様子を敏感に察することができる感性を磨くことが大切であり、本市教育総合センターにおける研修や校内研修などを実施し、その資質と指導力の向上を図っていきます。
- ◆ また、体罰根絶に向けても、教職員研修を通じた人権意識の醸成を図っていきます。

(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

- ◆ 市職員・教職員以外にも、医療・保健関係者、福祉関係者（福祉施設や事業所等）のように、人権とかかわりの深い特定職業従事者等は、生命や健康、生活を守り支えるという重要な役割を担っています。また、虐待やDVなどの人権侵害を発見しやすい立場にもあります。
- ◆ このため、研修会や講演会を実施するほか人権に関する情報提供や啓発に取り組みます。

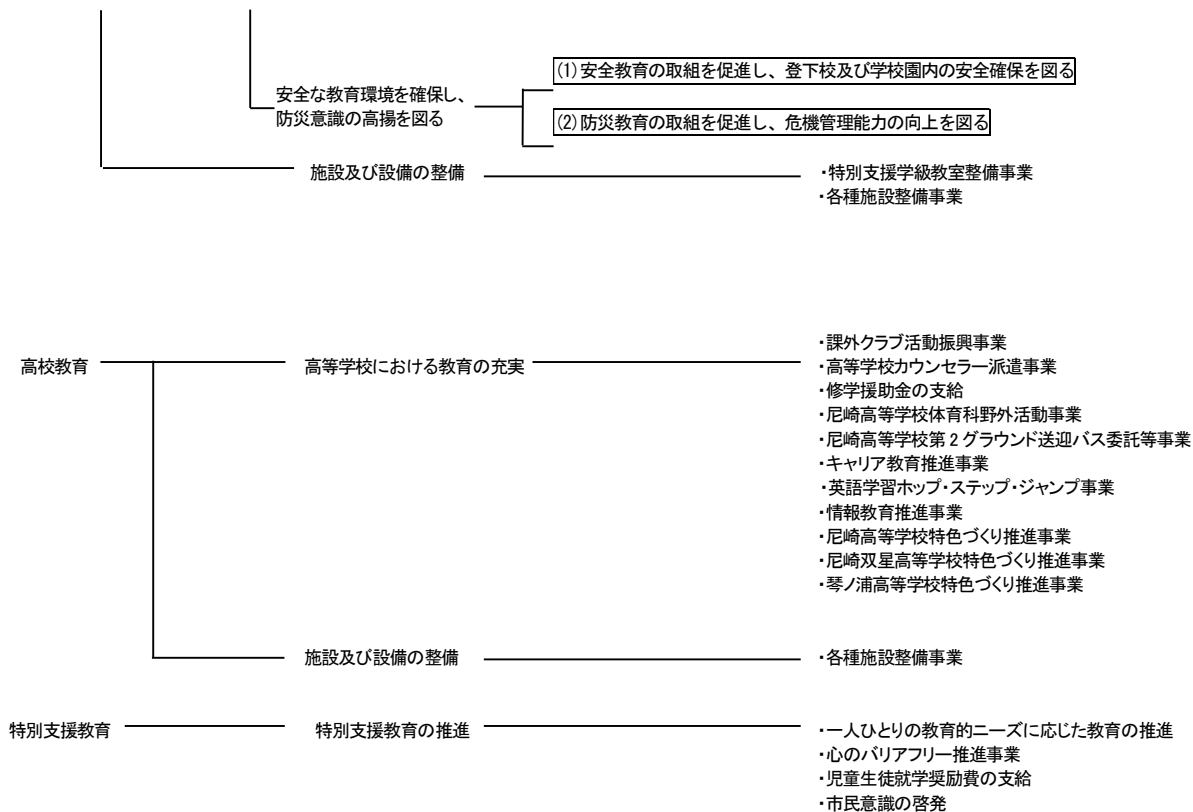
＜ 学 校 教 育 ＞

1 学校教育の重点取組、施策体系

- (1) 教育・学習内容を充実させ、確かな学力の育成と健やかな体づくりに取り組む
- (2) 心の教育を充実させ、自己実現の意識の高揚を図る
- (3) 家庭・地域・学校の連携を深め、活力に満ちた学校園づくりに取り組む
- (4) 安全な教育環境を確保し、防災意識の高揚を図る

(施策体系)





2 学校施設の整備充実

(1) 主要施策

学習環境の向上を図り、安全・安心に利用できる施設とするため、本年度は次の事業を中心に学校園の施設整備事業を実施する。

① 各種施設整備事業

施設設備における経年劣化その他の実態に応じて各種の整備を実施する。

② 小・中・高等学校便所整備事業

児童生徒が利用しやすい清潔で明るいトイレとするため、内装を改修するとともに便器の洋式化等を行う。

③ 特別支援学級教室整備事業

特別支援学級運営に際して良好な学習環境を確保し、特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級教室を整備する。

(2) 学校園施設整備事業

| 区分 校種 | 各種施設整備事業 (校) | 小・中・高等学校便所整備事業 (校) | 特別支援学級教室整備事業 (校) |
|----------|--|-----------------------|---------------------|
| 小学校 | (15) 園和北 浦風 武庫南 園和 竹谷 潮 大島 成徳 わかば西 長洲 明城 立花南 武庫の里 下坂部 立花北 | (1) 成徳 | (2) 立花南 園和北 |
| 中学校 | (10) 中央中 園田中 南武庫之荘 常陽中 立花中 武庫東中 小園中 大庄北中 武庫中 大成中 | (1) 日新中 | (1) 小田北中 |
| 高等学校 | (1) 尼崎高 | (1) 尼崎高 | |
| 幼稚園 | | | |
| 特別支援学校 | (1) あまよう | | |

(3) 学校施設一覧 (令和5年5月1日現在)

① 小学校

| 区分 校名 | 建 物 | | | | | | | | | | | | | | | | | 校地面積 (㎡) | 運動場 面積 (㎡) | 児童数 | | | |
|----------|------------|---------|-----------|-----------|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|--------|-----|------|------|-------------|------------------|---------|---------|--------|-----|
| | 校舎等 (㎡) | 屋 体 | | 保 有 教 室 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 構造 | 面積 (㎡) | 普通教室 | | | 理科 | 生活 | 音楽 | 図工 | 家庭科 | 外国語 | 視聴覚 | コンピュータ | 図書室 | 特別活動 | 教育相談 | | | | 計 | | |
| | | | | 普通 | 特支 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 明城 | 5,432 | R | 878 | 13 | 3 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 4 | 0 | 11 | 17,793 | 5,344 | 432 |
| 2 | 難波 | 7,160 | R | 839 | 13 | 5 | 18 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 11 | 15,035 | 5,986 | 407 | |
| 3 | 難波の梅 | 8,599 | R | 1,322 | 18 | 8 | 26 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 11 | 20,558 | 10,114 | 558 | |
| 4 | 竹谷 | 5,886 | R | 873 | 12 | 2 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 12 | 8,949 | 3,584 | 303 | |
| 5 | 下坂部 | 6,520 | R | 808 | 14 | 4 | 18 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 12 | 11,762 | 6,259 | 409 | |
| 6 | 潮 | 5,888 | R | 810 | 20 | 3 | 23 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 9 | 16,573 | 9,493 | 654 | |
| 7 | 長洲 | 5,414 | R | 810 | 11 | 3 | 14 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 15 | 12,176 | 7,997 | 301 | |
| 8 | 清和 | 3,970 | R | 812 | 7 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 | 18,633 | 9,567 | 165 | |
| 9 | 杭瀬 | 7,176 | R | 809 | 17 | 3 | 20 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 11 | 17,458 | 7,807 | 500 | |
| 10 | 浦風 | 4,540 | R | 810 | 6 | 2 | 8 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 10 | 12,876 | 6,003 | 178 | |
| 11 | 金楽寺 | 6,497 | R | 1,057 | 18 | 2 | 20 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 12 | 13,279 | 6,232 | 501 | |
| 12 | 浜 | 6,871 | R | 893 | 15 | 3 | 18 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 12 | 12,786 | 5,349 | 475 | |
| 13 | 大庄 | 7,457 | R | 825 | 14 | 5 | 19 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 12 | 17,212 | 7,200 | 429 | |
| 14 | 成文 | 6,059 | R | 813 | 9 | 3 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 11 | 17,414 | 7,920 | 239 | |
| 15 | 成徳 | 4,499 | R | 926 | 9 | 3 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 12 | 23,574 | 11,796 | 247 | |
| 16 | わかば西 | 6,256 | R | 1,094 | 12 | 3 | 15 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 11 | 16,447 | 6,322 | 356 | |
| 17 | 大島 | 9,202 | R | 806 | 14 | 5 | 19 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 10 | 13,379 | 4,569 | 436 | |
| 18 | 浜田 | 7,480 | R | 812 | 12 | 2 | 14 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 14 | 21,799 | 10,708 | 305 | |
| 19 | 立花 | 8,456 | R | 809 | 14 | 3 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 11 | 17,309 | 6,039 | 447 | |
| 20 | 立花南 | 6,828 | R | 1,124 | 18 | 4 | 22 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 12 | 15,506 | 10,075 | 591 | |
| 21 | 立花西 | 7,876 | R | 808 | 14 | 4 | 18 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 | 2 | 19 | 20,429 | 11,936 | 446 | |
| 22 | 立花北 | 5,629 | R | 1,180 | 13 | 3 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 12 | 15,291 | 7,092 | 391 | |
| 23 | 名和 | 7,457 | R | 808 | 16 | 3 | 19 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 13 | 15,364 | 8,286 | 472 | |
| 24 | 塚口 | 8,252 | R | 808 | 22 | 3 | 25 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 13 | 16,263 | 5,852 | 697 | |
| 25 | 尼崎北 | 7,748 | R | 1,079 | 23 | 5 | 28 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 11 | 11,949 | 5,276 | 786 | |
| 26 | 水堂 | 6,869 | R | 808 | 16 | 4 | 20 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 10 | 15,251 | 4,058 | 466 | |
| 27 | 七松 | 6,410 | R | 810 | 12 | 4 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 11 | 17,093 | 8,686 | 387 | |
| 28 | 武庫 | 8,482 | R | 808 | 20 | 6 | 26 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 14 | 17,930 | 5,593 | 688 | |
| 29 | 武庫南 | 7,396 | R | 816 | 18 | 6 | 24 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 13 | 16,940 | 8,942 | 612 | |
| 30 | 武庫北 | 8,125 | R | 808 | 12 | 3 | 15 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 | 2 | 14 | 19,429 | 10,944 | 368 | |
| 31 | 武庫東 | 8,583 | R | 808 | 22 | 4 | 26 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 12 | 17,361 | 7,836 | 708 | |
| 32 | 武庫庄 | 6,560 | R | 952 | 19 | 3 | 22 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 11 | 16,227 | 10,588 | 629 | |
| 33 | 武庫の里 | 6,063 | R | 1,239 | 17 | 3 | 20 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 10 | 15,054 | 6,593 | 511 | |
| 34 | 園田 | 9,448 | R | 808 | 23 | 5 | 28 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 9 | 18,541 | 7,023 | 761 | |
| 35 | 園田北 | 4,809 | R | 978 | 12 | 5 | 17 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 | 16,359 | 10,406 | 398 | |
| 36 | 園和 | 10,457 | R | 1,009 | 23 | 4 | 27 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 5 | 2 | 15 | 17,223 | 6,045 | 717 | |
| 37 | 園和北 | 8,155 | R | 941 | 20 | 5 | 25 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 15 | 19,860 | 8,447 | 659 | |
| 38 | 園田東 | 4,832 | R | 808 | 6 | 3 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 | 1 | 12 | 16,510 | 7,128 | 164 | |
| 39 | 上坂部 | 7,648 | R | 797 | 19 | 3 | 22 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 14 | 11,713 | 6,028 | 607 | |
| 40 | 小園 | 6,731 | R | 816 | 23 | 5 | 28 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 11 | 16,243 | 7,997 | 774 | |
| 41 | 園田南 | 6,803 | R | 1,038 | 26 | 4 | 30 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 9 | 12,850 | 7,503 | 878 | |
| 計 | 41校 | 284,523 | | 36,857 | 642 | 152 | 794 | 44 | 37 | 52 | 43 | 41 | 19 | 38 | 17 | 42 | 101 | 48 | 482 | 664,398 | 310,623 | 20,052 | |

② 中学校

| 区分 校名 | | 建 物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 校地面積 (㎡) | 運動場 面積 (㎡) | 生徒数 | |
|----------|-------|------------|-----|-----------|-------|----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|--------|----|------|------|------|-------------|------------------|---------|-------|
| | | 校舎等 (㎡) | 屋 体 | | 保有教室数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 構造 | 面積 (㎡) | 普通教室 | | | 理科 | 音楽 | 美術 | 技術 | 家庭科 | 外国語 | 視聴覚 | コンピュータ | 図書 | 特別活動 | 教育相談 | 進路指導 | | | | 計 |
| 普通 | 特支 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 成良 | 6,835 | R | 1,211 | 12 | 3 | 15 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 14 | 22,340 | 10,851 | 451 |
| 2 | 中央 | 7,409 | R | 1,587 | 16 | 5 | 21 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 1 | 0 | 16 | 30,115 | 17,794 | 617 |
| 3 | 日新 | 7,157 | R | 1,211 | 9 | 2 | 11 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 0 | 18 | 21,638 | 10,758 | 355 |
| 4 | 小田 | 7,987 | R | 1,411 | 15 | 3 | 18 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 0 | 21 | 23,186 | 10,600 | 560 |
| 5 | 小田北 | 6,847 | R | 1,491 | 12 | 5 | 17 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 6 | 1 | 2 | 21 | 22,736 | 14,368 | 412 |
| 6 | 大成 | 6,448 | R | 1,211 | 15 | 2 | 17 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 16 | 18,175 | 8,241 | 537 |
| 7 | 大庄 | 7,713 | R | 1,588 | 18 | 5 | 23 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 14 | 27,606 | 15,812 | 693 |
| 8 | 大庄北 | 6,147 | R | 1,250 | 11 | 4 | 15 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 | 2 | 0 | 18 | 21,536 | 11,703 | 403 |
| 9 | 立花 | 8,219 | R | 1,277 | 15 | 2 | 17 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 14 | 26,908 | 11,964 | 588 |
| 10 | 塚口 | 8,302 | R | 1,237 | 17 | 3 | 20 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 2 | 0 | 18 | 22,980 | 11,050 | 621 |
| 11 | 武庫 | 8,918 | R | 1,210 | 14 | 2 | 16 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 2 | 4 | 25 | 30,221 | 15,038 | 506 |
| 12 | 南武庫之荘 | 8,360 | R | 1,204 | 17 | 3 | 20 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 6 | 2 | 0 | 22 | 21,694 | 12,600 | 649 |
| 13 | 武庫東 | 6,985 | R | 1,379 | 18 | 3 | 21 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 13 | 20,242 | 12,800 | 647 |
| 14 | 常陽 | 6,837 | R | 1,358 | 9 | 2 | 11 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 8 | 1 | 1 | 21 | 16,831 | 9,624 | 290 |
| 15 | 園田 | 7,633 | R | 1,298 | 19 | 4 | 23 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 8 | 2 | 3 | 24 | 21,820 | 11,377 | 728 |
| 16 | 園田東 | 7,507 | R | 1,210 | 16 | 4 | 20 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 0 | 17 | 16,939 | 8,123 | 613 |
| 17 | 小園 | 7,672 | R | 1,079 | 22 | 4 | 26 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 16 | 18,264 | 10,835 | 821 |
| 18 | 琴城分校 | 1,870 | | | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 | 1,436 | 413 | 34 |
| 計 | 18校 | 128,846 | | 22,212 | 258 | 56 | 314 | 37 | 19 | 22 | 34 | 34 | 16 | 15 | 11 | 19 | 67 | 27 | 11 | 312 | 384,667 | 203,951 | 9,525 |

③ 高等学校

| 区分 校名 | | 建 物 | | | | | | | | 校地面積 (㎡) | 運動場 面積 (㎡) | 生徒数 |
|----------|------|------------|-----|-----------|-------|----|----|----|--------|-------------|------------------|-----|
| | | 校舎等 (㎡) | 屋 体 | | 保有教室数 | | | | | | | |
| | | | 構造 | 面積 (㎡) | 普通 | 選択 | 計 | 特別 | | | | |
| 全日制 | 尼崎 | 12,228 | R | 14,685 | 24 | 13 | 37 | 25 | 55,687 | 40,791 | 948 | |
| | 尼崎双星 | 26,438 | R | 1,996 | 29 | 10 | 39 | 30 | 33,280 | 14,830 | 1,035 | |
| | 計 | 38,666 | | 16,681 | 53 | 23 | 76 | 55 | 88,967 | 55,621 | 1,983 | |
| 定時制 | 琴ノ浦 | 8,694 | R | 1,079 | 13 | 11 | 24 | 19 | 11,525 | 7,670 | 207 | |
| | 計 | 8,694 | | 1,079 | 13 | 11 | 24 | 19 | 11,525 | 7,670 | 207 | |

④ 特別支援学校

| 区分 校名 | 建 物 | | | | | | | 校地面積 (㎡) | 運動場 面積 (㎡) | 児童・ 生徒数 |
|----------|------------|----|-----------|------------|-----------|----|----|-------------|------------------|------------|
| | 校舎等 (㎡) | 屋体 | | 保有教室数 | | | | | | |
| | | 構造 | 面積 (㎡) | 普通 (小中) | 普通 (高) | 計 | 特別 | | | |
| あまよう | 7,435 | R | 1,027 | 17 | 10 | 27 | 8 | 9,061 | 1,027 | 67 |

⑤ 幼稚園

| 区分 校名 | 園舎等 (㎡) | 普通教室 | | | 園地面積 (㎡) | 運動場 面積 (㎡) | 園児数 | |
|----------|---------|-------|----------|---|-------------|------------------|-------|-----|
| | | 保育室 | 特設 学級 | 計 | | | | |
| 1 | 竹谷 | 603 | 2 | 1 | 3 | 1,118 | 614 | 36 |
| 2 | 長洲 | 581 | 2 | 1 | 3 | 1,404 | 824 | 13 |
| 3 | 大島 | 595 | 2 | 1 | 3 | 955 | 470 | 37 |
| 4 | 立花 | 935 | 2 | 1 | 3 | 2,873 | 1,618 | 54 |
| 5 | 塚口 | 661 | 2 | 1 | 3 | 1,712 | 618 | 59 |
| 6 | 武庫 | 924 | 2 | 1 | 3 | 1,999 | 846 | 62 |
| 7 | 園田 | 632 | 2 | 1 | 3 | 1,508 | 617 | 53 |
| 8 | 園和北 | 706 | 2 | 1 | 3 | 1,925 | 693 | 39 |
| 9 | 小園 | 595 | 2 | 1 | 3 | 1,133 | 754 | 27 |
| | 9園 | 6,232 | 18 | 9 | 27 | 14,627 | 7,054 | 380 |

3 小・中学校適正規模・適正配置推進事業

長期的な展望に立って、教育上適切な児童・生徒集団を確保し、良好な教育環境を創出するため、尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画に基づいた取り組みを進めてきた。

(1) 経過

- ・平成12年7月 「尼崎市立小・中学校適正規模等懇話会」から報告書提出
小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針をまとめる。
- ・平成13年8月 「尼崎市立小学校及び中学校通学区域検討委員会」から答申
小・中学校の適正規模・適正配置の具体的方策をまとめる。
- ・平成14年1月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を策定
- ・平成14年11月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
明倫中学校と昭和中学校の統合等を追加
- ・平成16年4月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
城内中学校と育英中学校の統合手法等を変更
- ・平成17年8月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
大庄東中学校と大庄西中学校の統合等を追加
- ・平成19年8月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
第2次学校別計画を追加
- ・平成23年2月 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」を改訂
成徳小学校と大庄小学校の統合を削除

(2) 推進計画の主な内容

ア 計画の目的

- ・子どもたちの多様で心豊かな出会いにより社会性を培う。
- ・わかりやすい学習指導を展開することにより個々の能力を伸ばす。
- ・学校行事やクラブ活動を活性化させることにより活動意欲を高める。

イ 計画の期間

平成16年度から平成25年度までとする。

ウ 適正規模・適正配置の考え方

適正規模

小学校 12学級～24学級

中学校 12学級～24学級（理想的な学校規模は15学級～18学級）

適正配置

- ・複数の小学校で1中学校を構成
- ・原則として校区内に設置
- ・小・中学校の連携強化
- ・通学時間・距離・安全、地域との連携に配慮

(3) これまでの主な取組

- ・平成16年4月 開明小学校と城内小学校を統合（明城小学校）
- ・平成17年4月 城内中学校と育英中学校を統合（成良中学校）
明倫中学校と昭和中学校を統合（中央中学校）
併せて、昭和中学校と大成中学校の通学区域の変更を実施
- ・平成18年4月 常光寺小学校と杭瀬小学校を統合（杭瀬小学校）
大庄東中学校と大庄西中学校を統合（大庄中学校）
- ・平成19年4月 小田北中学校と小園中学校の通学区域の変更を実施
- ・平成26年4月 北難波小学校と梅香小学校を統合（難波の梅小学校）

- ・平成 28 年 4 月 若葉小学校と西小学校を統合（わかば西小学校）
啓明中学校と大庄中学校を統合（大庄中学校）
若草中学校と小田南中学校を統合（小田中学校）
併せて、若草中学校と小田北中学校の通学区域の変更を実施

(4) 過大規模・過小規模学校対策検討事業

ア 経 過

平成 13 年の通学区域検討委員会の答申に基づき、小・中学校適正規模・適正配置推進計画を策定し、現在、適正規模化に取り組んでいるところであるが、その後の情勢の変化により、教室が不足する学校が出現するなど、その対応策を早急に検討する必要性が生じたため、平成 20 年度に検討会を設置し、その検討結果をもとに平成 21 年度から課題解消に向けた取組を行っている。

イ 対象校

- (ア) 上坂部小学校及び隣接する学校（過大規模校）
- (イ) 園田東小学校及び隣接する学校（過小規模校）

ウ これまでの主な取組

【上坂部小学校】

- 平成 20 年 6 月 過大規模・過小規模学校対策検討会（上坂部小学校）設置
- 平成 20 年度 検討会実施（9 回）
- 平成 21 年 3 月 報告書提出
- 平成 22 年 4 月～通学区域の変更を実施（新小学 1 年生から順次実施）
「南塚口町 5 丁目を名和小学校へ、南塚口町 6 丁目を立花小学校へ」
- 平成 26 年 4 月 普通学級数が 23 学級となり、過大規模を解消

【園田東小学校】

- 平成 20 年 7 月 過大規模・過小規模学校対策検討会（園田東小学校）設置
- 平成 20 年度 検討会実施（9 回）
- 平成 21 年 3 月 報告書提出
- 平成 22 年 7 月～学校・地域活性化モデル事業を実施
- 平成 23 年 6 月～園田東小学校の特別許可区域の検討
- 平成 25 年 3 月 特別許可区域導入対象地域一部へアンケート調査を実施

エ 今後の取組

学校を取り巻く環境は計画策定当時から大きく変化しており、今後は、計画のあり方を含めて検討していく。

4 幼稚園等の教育振興

近年、家庭や地域社会の教育力の低下が懸念されるなか、市立幼稚園に求められる役割も変化してきている。また、尼崎市の幼児人口は昭和 48 年をピークに減少を続け、市立幼稚園では4歳児の定員割れが常態化している園が存在し、4歳、5歳児ともに1クラスしかない園があるなどの課題があった。

このため、平成 22 年 6 月に「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」へ「今後の市立幼稚園のあり方」についての検討を依頼し、同年 11 月に報告書を受けた。

教育委員会では、同報告書の趣旨を踏まえ、平成 24 年 8 月に、市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するための「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」を策定した。

一方、国においては、急速な少子化の進行や待機児童の問題、また、子ども・子育て支援の質・量が不十分といった様々な課題に対応するため、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年 4 月から施行した。

教育委員会においては、子ども・子育て支援新制度など国の動向を踏まえながら、プログラムに掲げる教育内容の充実等を図る。

(1) 尼崎市立幼稚園教育振興プログラムの主な内容

教育内容の充実を図るとともに、本市の財政状況も視野に入れ、現在の園児数に見合った定員を確保しつつ、18園体制を9園体制に見直した。

ア 教育内容の充実

- ・遊びを通した学びを推進し、後伸びする力を育む複数学級
- ・幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた教員間の連携推進
- ・特設学級の充実
- ・発達に関する専門機能の強化
- ・家庭教育の支援
- ・幼保一体化や預かり保育等、幼児教育制度の研究

イ 計画期間

平成 28 年度から段階的に実施する。

なお、平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度を鑑み、一時預かり保育など一部の事業を前倒しし、平成 27 年度から実施している。

また、幼稚園の再編については、特定の幼稚園に入園希望者が集中し、多数の希望者が市立幼稚園に入園できない状況が生じるおそれを回避するため、平成 28 年 3 月 31 日をもって5園（博愛、梅園、富松、武庫南、武庫庄）を、平成 30 年 3 月 31 日をもって3園（大庄、立花東、武庫北）を、平成 31 年 3 月 31 日をもって1園（園和）を廃止した。

(2) 今年度の取組

ア 幼稚園教育振興事業

「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げる6つの柱をさらに推進するため、幼保小連携推進事業では、幼保小接続カリキュラム実践校園所の設置や幼保小の交流連携を行い、その知見を市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校に発信すること等により、幼児期と児童期の滑らかな接続を推進する。

発達専門機能強化事業では、「特別支援教育専門相談員」が巡回相談を行い、園児一人ひとりの発達に関する助言などを行う。

市立幼稚園体験保育事業では、地域の未就園児を対象とした体験保育の定期的な実施を行い、子育て支援の充実を図る。

イ すこやか子育て支援事業

市立幼稚園において、地域に開かれた園づくりを推進するために、子育て支援事業として、地域の親子が参加できる園行事や子育て相談等を実施する。

ウ 市立幼稚園一時預かり事業

市立幼稚園全園で、教育課程に係る教育時間終了後などの時間帯に、保護者から希望がある園児の一時預かりを行う。

エ 市立幼稚園通園対策事業

通園距離が1.2kmを超える家庭のうち、徒歩や自転車での通園が困難で、公共交通機関の利用を希望する家庭に対し、園児の保護者等の運賃など通園に係る経費の一部を補助する。

(3) 今後の取組

市立幼稚園においては、少子化の影響や女性の社会進出に伴う保育需要の増加等により、園児数が大幅に減少し、複数学級の編成が困難な状況となっている。また、一方では、特別な支援が必要な幼児の入園割合が増加傾向にある中、これらの幼児に係る受入枠や入園基準の見直し等、特別支援教育のあり方についても検討が必要な状況にあり、さらに、近年における子どもを取り巻く環境の変化により、本市全体の保育需要は増加の一途にあり、待機児童の解消が本市の子育て支援を推進していく中でも、喫緊の課題であった。

こうした状況の中、令和3年度に「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」を設置し、「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」におけるこれまでの教育内容の成果や課題等を踏まえながら、将来に向けた市立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、幼保連携による機能整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等、今後の市立幼稚園のあり方について検討を行い、令和4年2月に報告書を受けた。

今後においては、同報告書の趣旨も踏まえ、就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や官民幼保の連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」の策定を進める。

5 学校教育の振興

(1) 主要施策

学校教育施策体系に基づき、教育内容の充実や指導方法の改善、充実を図るために、各校種ごとの研究推進制度を始めとする諸施策を実施する。

○主要施策に計上している主な事業

- ① 英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業
- ② 教育 ICT 環境整備推進事業
- ③ 尼崎高等学校特色づくり推進事業

○主な事業

- ① 小学校体験活動事業
学習の場を教室から自然の中へ移し、様々な体験活動を通して、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自律性を育む（小学校3年生における体験型環境学習・小学校5年生における自然学校）。
- ② トライやる・ウィーク推進事業
地域の中で様々な体験活動を行うことで、共に生きる心や感謝の心を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」を育成するとともに、地域の人々にも中学生を理解してもらうよい機会とし、地域の教育力を向上させる（中学校2年生で実施）。
- ③ 多文化共生支援員派遣事業
日本語支援を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、学校・園の教育活動を補助する。
- ④ 英語教育推進事業
ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、今求められる4技能5領域をバランスよく高めるための指導の工夫を行うことにより、児童生徒の異文化に対する関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質・能力の育成を図り、実践的なコミュニケーション能力の伸長を図る（外国語指導補助員（JTE）の配置・外国人外国語指導助手（ALT）の派遣等）。
- ⑤ 学力定着支援事業
各学校でこれまで行われてきた本事業での取組の成果を踏まえて、学習を積み重ねる時のつまずきが広がらないよう、児童生徒一人ひとりの学力と学習状況を分析し、よりきめ細やかな個別指導・支援等による学習意欲の向上と基礎学力の定着を目指すことで、市内全体における学力の底上げを図る（学習支援ドリルの活用・学習支援員の配置等）。
- ⑥ 授業力向上支援事業
学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT環境を最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる。

○その他の主な事業

① 総合体育大会の実施

日常、学校で学習した成果発表と学校相互の交流を深め、学校体育の向上を図る。

小学校では6年生全員を対象として陸上競技を中心に実施し、中学校では全学年を対象として陸上競技を実施する。

さらに、高等学校については、全学年を対象として14種目（陸上・卓球・バドミントン・ソフトボール・バレーボール・ソフトテニス・バスケットボール・硬式野球・サッカー・ラグビー・柔道・剣道・体操・水泳）の競技を実施する。

② 教員派遣研修事業

市立学校・園の教員を兵庫教育大学等に派遣し、広い視野と教育研究の推進者となりうる資質を養い、本市学校教育の振興を図る。

③ 副読本サイトの活用

社会科教育、郷土学習の効果的な実施を図るため、副読本サイトにおいて、「わたしたちの尼崎」、「小学生のためのちかまつ読本」「尼崎の歴史」「尼崎の文学」を閲覧できるようにする。

また、中学校全生徒に各学年用の「キャリアノート」を配布し、3年間を通じて、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を図る。

④ 小学校バスケットボール大会の実施

小学校バスケットボール大会は6年生の児童を対象として、6地区で実施する。

⑤ すこやか子育て支援事業

市立幼稚園において、地域に開かれた幼稚園づくりを推進するために園行事への参加や子育て相談等の子育て支援事業を実施する。

(2) 教育課程と教科書

各学校・園の教育課程は、学校教育法施行規則及び各校種ごとの学習指導要領（幼稚園は幼稚園教育要領）に基づき、児童生徒や地域の実態を勘案して編成されている。

各校において使用する教科用図書は、法の定めるところにより、教科用図書選定委員会の報告をもとに、本市教育委員会が採択している。

① 義務教育諸学校

教科書は、原則として4年ごとに採択替えを行っており、小学校では令和元年度に、中学校では令和2年度に採択された教科書を使用している。

なお、小学校では、平成30年度から、中学校では、令和元年度から、「特別の教科 道徳」の教科書を使用している。

小・中学校の特別支援学級において特別な教育課程を行う場合は、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を使用しており、これについては毎年採択替えを行っている。

② 高等学校

市立高等学校には全日制と定時制がある。また普通科・体育科・商業科（商業学科）・工業科（ものづくり機械科、電気情報科）があり、各高校で特色のある教育課程を編成している。このため法の定めるところにより毎年各高等学校で教科用図書選定委員会を開催し、その申請を受けて本市教育委員会が採択している。

③ 特別支援学校

あまよう特別支援学校小学部、中学部及び高等部の教育課程は、特別支援学校（肢体不自由教育）の学習指導要領によって編成されている。その特徴は、児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に、改善・克服するために自立活動の指導時間があり、また、個人の能力に応じた教育課程の編成が認められていることにある。

教科書は、小・中・高等学校用の教科書以外にも児童生徒の実態に応じて、学校教育法附

則第9条第1項に規定する教科用図書を採択している。

④ 幼稚園

幼稚園教育要領に示される5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を具現化するよう、幼児の心身の発達程度や季節の推移を踏まえて年間の教育課程が編成されている。

令和5年度使用教科書（小学校）

| 種目 | 発行者の略称 | 教科書名 | 使用学年 |
|----------|--------|-------------------------|------|
| 国語 | 光村 | 国語 | 全 |
| 書写 | 日本文 | 小学書写 | 全 |
| 社会 | 東書 | 新しい社会 | 3～6 |
| 地図 | 帝国 | 楽しく学ぶ 小学生の地図帳 | 3～6 |
| 算数 | 啓林館 | わくわく算数 | 全 |
| 理科 | 啓林館 | わくわく理科 | 3～6 |
| 生活 | 学図 | みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ | 1・2 |
| 音楽 | 教芸 | 小学生の音楽 | 全 |
| 図工 | 日本文 | 図画工作 | 全 |
| 家庭 | 東書 | 新しい家庭 | 5・6 |
| 保健 | 東書 | 新しい保健 | 3～6 |
| 外国語 | 光村 | Here We Go! | 5・6 |
| 特別の教科 道徳 | 学研 | 新・みんなの道徳 | 全 |

令和5年度使用教科書（中学校）

| 種目 | 発行者の略称 | 教科書名 | 使用学年 |
|----------|--------|----------------------------|------|
| 国語 | 三省堂 | 現代の国語 | 全 |
| 書写 | 光村 | 中学書写 | 全 |
| 社会 | 帝国 | 社会科 中学生の地理 | 1・2 |
| | | 社会科 中学生の歴史 | 全 |
| | 東書 | 新しい社会 公民 | 3 |
| 地図 | 帝国 | 中学校社会科地図 | 全 |
| 数学 | 東書 | 新しい数学 | 全 |
| 理科 | 啓林館 | 未来へひろがるサイエンス | 全 |
| 音楽 | 教芸 | 中学生の音楽 | 全 |
| | 教芸 | 中学生の器楽 | 全 |
| 美術 | 日本文 | 美術 | 全 |
| 保体 | 大日本 | 中学校保健体育 | 全 |
| 技家 | 東書 | 新しい技術・家庭 技術分野 | 全 |
| | | 新しい技術・家庭 家庭分野 | 全 |
| 英語 | 光村 | Here We Go! ENGLISH COURSE | 全 |
| 特別の教科 道徳 | 光村 | 中学道徳 きみが いちばん ひかるとき | 全 |

(3) 教育内容の充実

① 学校・園の研究目標

充実した効果的な教育活動の展開を図るため学校・園でテーマを定め、研究を推進する。

幼稚園

| 園名 | 研究テーマ等 |
|-----|---|
| 竹谷 | 考え試し遊びこむ子どもの育成 ～幼児理解を深め環境の工夫を考える |
| 長洲 | うごく・かんじる・かんがえる！仲間と共に育ち合う子ども |
| 大島 | 主体的に遊びや生活を進める子どもをめざして ～一人一人の子どもの育ちを多面的にとらえ、子どもの理解を深める～ |
| 立花 | 「心が動く保育を目指して」 事実から子どもの内面をみとり有効な環境構成と教師の援助を探る |
| 塚口 | やり通す喜びを積み重ね、自分への自信を高めるための教師の援助について ～自ら工夫し、友だちと考え合って遊ぶ子どもたちの育成を目指して～ |
| 武庫 | 「わくわくドキドキ」心を動かす保育から 「やり遂げる力」と「人とかかわる力」を育てる ～人格形成の基礎となる資質・能力を育てるための環境や教師の援助～ |
| 園田 | 「心、体、頭が動き、共に学び合う子どもを目指して」 ～一人と関わる力を育てる～ |
| 園和北 | やる気・根気・元気な仲間 わくわく ドキドキ 心動かす子ども ～そのために教師は何をする？～ |
| 小園 | 「一人一人が自分らしさを発揮しながら、心通い合う子どもをめざして」 ～幼児の心の動きに着目して～ |

小学校

| 学校名 | 研究教科(分野) | 研究テーマ |
|------|---------------------------|--|
| 明城 | 算数科 | 主体的に学び続ける児童の育成を目指して ～問題解決型学習で資質・能力を育成する～ |
| 難波 | 国語科 | 自分の思いや考えを進んで伝え合う子どもを目指して ～書く活動や交流活動を通して伝え合う力を高める～ |
| 難波の梅 | 国語科 | 学び合うこどもの育成 ～伝え合う活動を通して 読みを深めよう～ |
| 竹谷 | 国語科 | 自分の考えをもち、表現することも ～実りのある交流を目指して～ |
| 下坂部 | 総合的な学習を中心とした多教科にわたる探究的な学び | 自ら学びを探究し、よりよい社会を創り出す児童の育成 ～近松郷土学習や多教科にわたって学びを広げる授業の創造～ |
| 潮 | 国語科 | 学びをつなげる 広げる 自らのびる児童の育成 ～子どもが探究できる魅力的なゴールと単元のデザインを組み立てる～ |
| 長洲 | 国語科 | 学び合い、高め合う心豊かな児童をめざして ～主体的に取り組み、対話を通して考えが深まる国語科授業の創造～ |
| 清和 | 全教科 | 対話力 ～いつでもどこでもだれとでもつながろう～ |
| 杭瀬 | 国語科 | 自ら考え、共に学び、深め合う力を育成する授業の創造 ～「思考を伴う読み方の定着」を目指した学習指導を探る～ |
| 浦風 | 全教科、領域 | 認め合い、学び合う子どもの育成 |
| 金楽寺 | 国語科及び国語を活用した全教科 | 考えを伝え合い、互いに認め合う子どもの育成 他者や自己との対話を通して、自分の考えを形成する授業づくり |

| | | |
|------|--------------|--|
| 浜 | 国語科 | 自分の考えをもち、進んで伝え合う児童の育成 |
| 大庄 | 国語科 | 思いを伝え合い、主体的に学び続ける子どもの育成 —豊かな表現力につながる学びを目指して— |
| 成文 | 国語科 | 学ぶ力を育む授業づくり ～ICTを活用した国語科における学力の向上をめざして～ |
| 成徳 | 理科・生活科 | 子どものよさが生きる学習活動の創造 —個を生かし、ともに高まり合う授業— |
| わかば西 | 国語科及び全教科・全領域 | 自分の思いや考えを言葉にし、相手と考えを共有する子どもの育成 をめざして ～みんながつながるコミュニケーション能力を育てる～ |
| 大島 | 国語科 | 深い学びのために他者と関わろうとする子 ～授業で育む協働性～ |
| 浜田 | 国語科 | 子どもの生きる力、豊かな人間性の育成をめざして —主体的に伝え合い、考えを深め合う授業の創造— |
| 立花 | すべての教科 | すべての子どもに主体的・対話的で深い学びを実現する授業のあり方 ～ユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業改善～ |
| 立花南 | 算数科 | 自ら考え、伝え合い、ともに高め合う子どもをめざして ～伝え合う活動を通して、思考力・表現力をはぐくむ授業の創造～ |
| 立花西 | 国語科 | 学び合い ひびき合う子ども ～個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指した授業づくり～ |
| 立花北 | 体育科 | ドキドキ・ワクワクする体育をめざして |
| 名和 | 算数科を中心に | 意欲をもって、自ら学び続ける子どもをめざして —自分の考えをもち、伝え合う活動を通して、数学的な見方・考え方を育む授業の創造— |
| 塚口 | 全教科 | 主体的に学ぶ子ども ～自己調勢力（見つめる・試す・振り返る）～ |
| 尼崎北 | 国語科を中心に | 思いや考えを豊かに伝え合う子をめざして ～共有活動を通して～ |
| 水堂 | 国語科を中心に | 主体的に学習に取り組む児童の育成 ～パフォーマンス課題の設定とルーブリックの作成～ |
| 七松 | 国語科 | 自ら考え 共に学び続ける子ども —ひとり学び・とも学びをいかした授業改善— |
| 武庫 | 全教科・全領域 | 共に学び共にのびる子どもの育成を目指して ～学び合いを生み、考えを深める授業づくり～ |
| 武庫南 | 算数科 | 自ら学び、仲間とともに豊かに育つ子どもをめざして —全員参加・全員理解のたのしい授業づくりを通して— |
| 武庫北 | 国語科 | 豊かな心をもち、自らすすんで学び合う子をめざして ～自分の思いや考えを表現し、深める活動を通して～ |
| 武庫東 | 国語科を中心に | 一人一人が主体的に学び合う姿をめざして |
| 武庫庄 | 国語科 | 自ら学び、共に学ぶ学習活動をめざして ～説明的・文学的な文章を通して豊かに表現し、伝う合う力を育む～ |
| 武庫の里 | 国語科 | 自ら学びつづけ、ともに高まりあっていく子どもの育成をめざして ～言語活動を通して、思考力・表現力をはぐくむ授業の創造～ |
| 園田 | 国語科 | 考えを深め、共に学びに向かう子どもをめざして ～「書く」活動を通して、聞き合い深め合う授業づくり～ |
| 園田北 | 全教科 | 自ら求め はたらきかける子どもを育てる ～伝え合う力の育成と ICT 活用～ |
| 園和 | 算数科 | すすんで学ぶ子どもの育成 ～自ら考え、学び合う学習をめざして～ |

| | | |
|-------|-------------|---|
| 園 和 北 | 全教科 | 主体的に学び 共に高め合う 児童の育成 ～全員参加・全員理解の授業をめざして～ |
| 園 田 東 | 学年、専科で任意に設定 | 言語活動を通して聴き合いを伝え合う子どもの育成 ～主体的に聞き、話すことのできる児童の育成をめざして～ |
| 上 坂 部 | 全教科 | 自ら学び、深く考え、高め合う子をめざして —ICT 活用による思考力の育成— |
| 小 園 | 算数科 | 主体的に考え ともに学び合い 高め合う子どもの姿をめざして 子どもの問いでつながり 対話を通して深まる授業づくり |
| 園 田 南 | 国語科 | 自ら考え、学び合い、豊かに表現できる子 ～主体性を育む授業づくり～ |

中学校

| 学 校 名 | 領 域 | 研 究 主 題 |
|-------|-----|---|
| 成 良 | 全領域 | 子どもの未来をつくる |
| 琴城分校 | 全領域 | 「自己有用感を育み、社会認識を深める授業の創造」 |
| 中 央 | 全領域 | ユニバーサル化を推進し、誰もが学びと向き合える指導 将来を見据えた ICT 教育の推進 未来に目を向け、自らの学びを活かす活動の充実 |
| 日 新 | 全領域 | みとり |
| 小 田 | 全領域 | 『自分事』にとらえる PDCA サイクルの構築 |
| 小 田 北 | 全領域 | 「一人ひとりを大切にし、生きぬく力を育む」 |
| 大 成 | 全領域 | 生徒も教師も、主体的・対話的な学びが思考力を高める |
| 大 庄 | 全領域 | 「お互いに学び合う」～自分の考えを持ち、表現する力～ |
| 大 庄 北 | 全領域 | 「授業デザインにおける“課題”の充実」 ～コラボタイムの効果的な活用～ |
| 立 花 | 全領域 | 「生徒が学校に登校したくなるような学級経営」 「自ら計画を立て主体的に学ぶ生徒の育成」 |
| 塚 口 | 全領域 | 「生徒が意欲的に学ぶ授業づくり」 ～主体的に学び自ら進んで活動する生徒の育成～ |
| 武 庫 | 全領域 | 《対話を重視した心の教育の充実》 |
| 南武庫之荘 | 全領域 | 「主体的に考え、自己表現をしよう」 |
| 武 庫 東 | 全領域 | 『主体的に学ぶ生徒の育成』～ICT 機器の積極的な活用～ |
| 常 陽 | 全領域 | ①学習習慣の定着および落ち着いた学習環境の維持・確保のための取組 ②学力向上に向けた「授業デザイン【3つの視点】」を意識した授業改善への取組 ③ICT 等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けた取組 |
| 園 田 | 全領域 | 『授業力向上～評価（ゴール）を意識したためあて（目標）の設定～』 |
| 園 田 東 | 全領域 | 「主体的に取り組み、思考を深める生徒を育成する授業づくり」 |
| 小 園 | 全領域 | 目標や希望を持ち、学び続ける意欲・態度を育てる |

高等学校

| 学 校 名 | 領 域 | 研 究 主 題 |
|-------|-----|---|
| 尼 崎 | 全領域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ I C T を活用した授業展開、課題の指示や提出のさせ方、評価方法等について幅広く研究と改善への取組を行う。 ・ 体育科の新カリキュラム導入に伴い、高大連携授業の実施、授業内容の精選、生徒の探究活動内容を充実させていく。 |

| | | |
|------|-----|---|
| 尼崎双星 | 全領域 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解を深めるとともに、個々の教育的ニーズに応じた学習指導について職員の共通理解を図る。 ・地域と連携し、身に付けた知識・技能を活用して課題を解決する能力を育み、主体的に学ぶ態度の育成を図る。 |
| 琴ノ浦 | 全領域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を活用した指導方法を工夫するなど、教育効果を高める学校運営の在り方。 ・通級による指導を含む、特別支援の視点による学校運営の改善。 |

特別支援学校

| 学校名 | 領域 | 研究主題 |
|------|-----|--|
| あまよう | 全領域 | 個々に応じた自立を目指したコミュニケーション力の育成 ～発達段階と系統性をふまえた授業づくり～ |

② 学校経営、教科等についての指導

学校・園の教育方針、運営方針及び諸問題について実情を把握し、必要な指導助言を行うため、(1) 教育事務指導派遣 (2) 教育活動指導派遣を各学校・園の要請に基づき、または随時に指導主事を派遣する。

令和4年度 学校・園派遣実績

| No. | 派遣目的 | 学校数 | 園数 | 延人数(人) | No. | 派遣目的 | 学校数 | 園数 | 延人数(人) |
|-----|--------------|-----|----|--------|-----|-------------|-----|----|--------|
| 1 | 学校・園経営に関するもの | 63 | 9 | 201 | 5 | 体育行事に関するもの | 63 | 9 | 72 |
| 2 | 教科等指導に関するもの | 63 | 9 | 603 | 6 | 文化行事に関するもの | 63 | 9 | 72 |
| 3 | 生徒指導に関するもの | 63 | 9 | 560 | 7 | 儀式的行事に関するもの | 63 | 9 | 144 |
| 4 | 特別支援教育に関するもの | 60 | 5 | 261 | 合計 | | 438 | 59 | 1,913 |

③ 情報教育の推進

ICT機器のもつ特性を活かし、教育効果を高めるために、その活用を進める。

ア 教員のICTを活用した指導の充実を図る。

イ 児童・生徒が、授業において、ICTを活用した学習を進める。

ウ 自主学習や家庭学習において、ICTを活用した取組を推進する。

(4) キャリア教育の推進（進路指導の充実）

① キャリア教育の方針

生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会とのつながりや社会における自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力、及び多様な考えや立場を理解し、他者と協力・協働して社会参画する姿勢を育成するため、中学校における進路指導体制の強化を図るとともに、早い段階から将来についての意識付けを行い、生徒や保護者へのきめ細かな進路指導や情報提供の充実を図る。

ア 主体的に進路を選択する態度の育成

児童生徒一人ひとりの能力や適性を理解し、児童生徒自らが将来の夢や希望をもって主体的に進路選択ができるよう、適切な情報に基づく進路相談などを通して個に応じた指導の充実に努める。

イ 職業観・勤労観の育成

職業の個人的、社会的な意義や役割について深く考えさせるとともに、勤労の尊さや意義を理解させ、「トライやる・ウィーク」をはじめ、実習・見学・ボランティア活動等の体験活動によって、職業・勤労に対する意識を高める。

ウ 組織的進路指導の推進

進路指導について、教職員が互いに理解を深めるとともに、保護者・地域の人々や関係機関等の理解と協力のもと、きめ細かな指導計画に基づいて組織的に進路指導を進める。

エ 情報の整理と活用

児童生徒がそれぞれの目標を立て、生涯にわたって自立できる進路の選択ができるよう、情報を収集・整理して、その活用を図る。

② 公立高等学校の入学選抜制度

尼崎市の生徒の公立高等学校の通学区域（学区）は、第2学区に属しており、尼崎市以外にも西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市、丹波篠山市の複数志願選抜実施校を受検できる。

また、単独選抜を実施する職業学科、定時制課程、多部制課程は、県内のどこの高校でも受検できる。

ア 全日課程（普通科）

＜複数志願選抜＞

第2学区内にある複数志願選抜実施校（全日普通科・普通科単位制・総合学科）の中から、1校（第1志望校のみ）または2校（第1志望校+第2志望校）を志願できる制度である。

合否は、学力検査と調査書を合わせた総合得点を基に判定する。なお、第1志望校へ入学したいという意欲を点数として加算するため、第1志望校の合否判定には一定の加算点に加わる。（令和5年度入学選抜においては、加算点は20点であった。）

また、出願後、複数志願選抜を実施する学校間での志願変更は第2志望校のみできる。

＜普通科・コース＞

自分の得意な教科をさらに深く学習するのがコース制である。第2学区には7校で8コースが設置されている。2月の推薦入学で入学者の選抜が行われ、募集定員は1学級である。市内には県立尼崎高校に「教育と絆コース」が設置されている。

＜特色選抜＞

特色選抜は、各高校がその特色に応じて受検生のさまざまな個性や能力を多面的に評価し、選抜する制度であり、中学校長の推薦によらず生徒が自らの適性を考え志願する。

特色選抜の定員（令和5年度入試）は、各高校の普通科募集定員の20%以内（最大で40人）である。合否は▽面接（必ず実施）▽実技検査・小論文（学校によって実施）▽調査書を総合して判定する。

イ 全日課程（普通科単位制）

普通科単位制の高校は、定員の50%以内を推薦入試（県下全域）で募集し、残りの人数を学区内から学力検査で募集する。第2学区には3校の普通科単位制の高校があり、学力検査では複数志願選抜制度により合格者を決定する。

ウ 全日課程（総合学科）

総合学科の高校は、定員の50%以内を推薦入学（県下全域）で募集し、残りの人数を学区内から学力検査で募集する。第2学区には4校の総合学科の高校があり、学力検査では複数志願選抜制度により合格者を決定する。

エ 全日課程（専門学科）

職業教育を主とする学科（職業学科）や、専門学科は兵庫県下全域を学区としている。

尼崎市には商業学科、工業科、体育科、サイエンスリサーチ科、国際探求学科、及び福祉探求科があり、県内のどこからでも受検が可能である。これらは単独選抜であり、原則として各学校が学科別に募集し、学科別に合格者を決定する。

商業学科、工業科は、推薦入学を許可する者の数は、募集定員の50%以内である。
体育科、サイエンスリサーチ科、国際探求学科、及び福祉探求科は、募集定員の全てが推薦入学によるものである。

オ 定時制・多部制・通信制課程

定時制・多部制・通信制の高校は、県下全域から受検可能である。単独選抜で、各学校が学科別に募集し、学科別に合格者を決定する。

定時制の選抜は学力検査により行う。多部制の選抜は、Ⅰ期試験は面接と作文、Ⅱ期試験Aは学力検査と面接を行う。その他、転・編入の生徒や既卒生を対象としたⅡ期試験B、Ⅲ期試験なども実施される。通信制の選抜は、面接が実施される。

③ 公立高等学校の入学者選抜方法

入学者の選抜は、兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱に基づいて、調査書その他必要な書類と、適性検査若しくは学力検査の結果等を資料として行われる。学力検査による選抜においては、学力検査の点数と調査書の学習評定との比重は同等である。なお、中学校からの調査書の学習評定は絶対評価（5段階）になっている。

学力検査は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。）」の5教科で実施される。

なお、推薦入学による入学者の選抜は、中学校の校長から送付された推薦書、調査書、適性検査、面接等の結果を資料として行われる。

④ 私立高等学校の入学者選抜方法

住所に関係なく志願でき、学校・学科ごとに入試を受けることができる。近畿地方の私立高等学校の多くは、2月上旬に入試がある。

⑤ 就職指導

職業指導を適切かつ効果的に行うため、ハローワークの指導を受け、各学校において、計画的な就職指導を進めている。

○卒業生の進路状況（令和5年3月卒業）

尼崎市立中学校（琴城分校を含む。）

| 区 分 | | | | 生徒数 | 比率% | | |
|--------------------------|-------------|------------|------|-------------|---------|---------|--------|
| | | | | | Aに対して | Fに対して | |
| A 進学者（就職進学者も含む。） | 高等学校本科 | 全日制 | 国・公立 | 普通科(コースを含む) | 1313 | 41.13% | 40.10% |
| | | | | 単位制 | 184 | 5.76% | 5.62% |
| | | | | 商業科 | 61 | 1.91% | 1.86% |
| | | | | 工業科 | 142 | 4.45% | 4.34% |
| | | | | 体育科 | 26 | 0.81% | 0.79% |
| | | | | 総合学科 | 186 | 5.83% | 5.68% |
| | | | | 理数科 | 33 | 1.03% | 1.01% |
| | | | | 国際科 | 55 | 1.72% | 1.68% |
| | | | | その他 | 32 | 1.00% | 0.98% |
| | | | | 小 計 | 2032 | 63.66% | 62.06% |
| | | 私立 | 小 計 | 595 | 18.64% | 18.17% | |
| | | 定時制 | 公 立 | 212 | 6.64% | 6.48% | |
| | | | 私 立 | 0 | 0.00% | 0.00% | |
| | | | 小 計 | 212 | 6.64% | 6.48% | |
| | | 通信制 | 公 立 | 21 | 0.66% | 0.64% | |
| | | | 私 立 | 269 | 8.43% | 8.22% | |
| | | | 小 計 | 290 | 9.09% | 8.86% | |
| | | 中等教育学校後期課程 | | | 0 | 0.00% | 0.00% |
| | | 高等専門学校 | | | 11 | 0.34% | 0.34% |
| | | 特別支援学校高等部 | | | 52 | 1.63% | 1.59% |
| | A 進学者合計 | | | 3192 | 100.00% | 97.50% | |
| B 専修学校等入学者 | 専修学校 | 高等課程 | 20 | | 0.61% | | |
| | | 一般課程 | 0 | | 0.00% | | |
| | 各種学校 | | 7 | | 0.21% | | |
| | 公共職業能力開発施設等 | | 0 | | 0.00% | | |
| | 計 | | 27 | | 0.82% | | |
| C 就職者(上記A、B除く) | | | | 20 | | 0.61% | |
| D 上記以外の者 | | | | 35 | | 1.07% | |
| E 死亡・不詳の者 | | | | 0 | | 0.00% | |
| F 卒業生総数(A～Eの合計) | | | | 3274 | | 100.00% | |
| (再掲) 上記A、Bのうち 就職している者 | | Aのうち | | 0 | | 0.00% | |
| | | Bのうち | | 0 | | 0.00% | |

尼崎市立全日制高等学校

| 学 科 数・率 区分 | 普 通 科 | | 商 業 科 | | 工 業 科 | | 体 育 科 | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 生徒数 | % | 生徒数 | % | 生徒数 | % | 生徒数 | % |
| 大 学 | 317 | 76.4% | 20 | 26% | 14 | 18.7% | 69 | 88.5% |
| 短 大 | 13 | 3.1% | 4 | 5.2% | 1 | 1.3% | 0 | 0% |
| 専修学校 | 60 | 14.5% | 17 | 22.1% | 8 | 10.7% | 4 | 5.1% |
| 就 職 者 | 12 | 2.9% | 35 | 45.5% | 49 | 65.3% | 5 | 6.4% |
| 無 業 者 | 13 | 3.1% | 1 | 1.3% | 3 | 4% | 0 | 0% |
| 計 | 415 | 100% | 77 | 100% | 75 | 100% | 78 | 100% |

尼崎市立定時制高等学校

| 学 科 数・率 区分 | 普 通 科 | |
|------------------|-------|-------|
| | 生徒数 | % |
| 大 学 | 12 | 13.8% |
| 短 大 | 0 | 0% |
| 専修学校 | 14 | 16.1% |
| 就 職 者 | 46 | 52.9% |
| 無 業 者 | 15 | 17.2% |
| 計 | 87 | 100% |

(5) 生徒指導の推進

① 積極的・開発的な生徒指導の推進

- ア 児童生徒一人ひとりの実態や課題等を的確に把握し、人間的なふれあいに基づいた生徒指導を推進する。
- イ 自尊感情の高揚や自己有用感・所属感を味わえる活動を展開し、基本的な生活習慣の定着や社会性、好ましい人間関係づくりを支援することにより、いじめ等の未然防止に努める。
- ウ 学校生活にかかわる様々な問題に対して、児童生徒自らが主体的に問題解決を図る活動を通して、自律心や規範意識の高揚を図るとともに、落ち着いた学習環境の保持に努める。
- エ 地域や関係諸機関との連携を深め、児童生徒の実情に即した課題の解決を図り、自己実現に向けた支援に努めるとともに、見守り強化による安全・安心な環境づくりを推進する。
- オ 情報モラルに関する指導の充実を図り、保護者の理解と協力のもと、情報社会における的確な判断力と望ましい態度を育成する。

② のびよ尼っ子健全育成事業の推進

学校、家庭、地域の積極的な連携と協働により、児童生徒の健全育成と非行防止を図るとともに、安全・安心で快適な環境づくりを推進する。

尼崎市生徒指導推進事業

小・中・高等学校とPTAの代表から組織された生徒指導推進協議会が中心となり、各校種の生徒指導研究協議会と連携し、情報の共有に基づいた小・中・高等学校の一貫した積極的な生徒指導を推進する。

③ 審議会の設置

平成28年度より、尼崎市いじめ問題対策審議会条例に基づき、尼崎市いじめ問題対策審議会を設置し、いじめの防止のための調査研究及び対策を行う。また、いじめ防止対策推進法の規定による、いじめの重大事態に係る調査及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資する対策を行う。

(6) 課外クラブ活動の振興

① 課外クラブ活動の推進

市立中・高等学校における課外クラブ活動の指導者及び広く公募した技術指導者に対し、指導費を助成することにより、指導者の確保を図るとともに、参加生徒に対する活動費の補助、体育連盟費の負担及び大会参加費の助成などを行い、活動の円滑な運営とその振興に努めている。

② 課外クラブの現状（令和5.5.1現在）

| | | | |
|------------|---------|------------|--------|
| ア 中学校 | | イ 全日制高等学校 | |
| 体育クラブ数（男女） | 190 クラブ | 体育クラブ数（男女） | 43 クラブ |
| 文化クラブ数 | 69 クラブ | 文化クラブ数 | 40 クラブ |
| ウ 定時制高等学校 | | | |
| 体育クラブ数（男女） | 13 クラブ | | |
| 文化クラブ数 | 14 クラブ | | |

6 特別支援教育の推進

(1) 尼崎市特別支援教育の理念

すべての支援の必要な子どもたちの自立と社会参加に向け、関係機関との連携を進め、学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支えあう共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指します。

(2) 6つの重点目標

① 就学前・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実

ア 個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組むとともに、多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級それぞれの充実を図る。

イ 支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にした上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し確実に引継ぎを行い、関係機関との情報の共有を図る。

ウ 通常の学級に在籍する支援を要する幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、校園内委員会において協議を行い、巡回相談や特別支援学校のセンター的機能を活用するなど各関係機関と連携し、校園内支援体制の強化を図る。

エ 特別支援教育支援員、生活介助員、特別支援ボランティア等の充実及び適切な配置に取り組む。

オ 「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の心身の状況に応じた適切な支援を行う。

② 早期からの相談支援と個に応じた適切な就学相談の推進

ア 就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう、いくしあ（子どもの育ち支援センター）等との連携をすすめる、相談支援体制等を整える。

イ 就学前の各機関等と連携をとりながら、学校見学や説明会、教育相談等を実施し、本人、保護者に対し十分な情報提供を行い、適切な就学相談に努める。

ウ 就学先のいかに関わらず支援が必要な幼児児童生徒が適切な教育を受けられるよう、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、保護者の意見を最大限に尊重しつつ、教育、保健、医療、福祉等の専門的・総合的な観点から就学先の決定に係る相談を行う。

- エ 就学時に決定した学びの場について、個々の子どもたちの発達や適応の状況等を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図る。
- ③ 学校園間および関係機関の連携(縦と横の連携)
- ア 個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成や合理的配慮の決定に当たっては、学校園と保護者が連携し、十分に情報共有や合意形成を図る。
- イ 支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、教育、保健、医療、福祉等の関係機関とのネットワークを形成する。
- ウ 就学前の各機関・小学校・中学校・高等学校・あまよう特別支援学校や県立特別支援学校との「縦の連携」と、いくしあ(子どもの育ち支援センター)や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図る。
- エ 将来の自立と社会参加をめざし関係機関と連携し、卒業後を見通した個々に応じた指導・支援を行う。
- ④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実
- ア 自立活動の充実を図り、キャリア教育の視点に立った肢体不自由特別支援学校の特色を生かした取組を進め、専門性の向上を図る。
- ・児童生徒の障害の状況及び多様な教育的ニーズに応じた教育課程の編成(カリキュラムマネジメント)を行う。
 - ・医療的なケアが必要な児童生徒など、障害の重度重複化や多様化に対応するための専門性の向上に向けた取組を進める。
 - ・教員の専門性の維持・向上とセンター的役割を推進するため、弾力的な人事配置に努めるとともに、教員研修の充実を図る。
- イ 市内児童生徒向けの学習会や保護者向け研修会を充実させるとともに、市教育委員会との共催による教職員研修の実施、県立特別支援学校や医療・福祉など関係機関との連携による市内学校園への支援など、ニーズに応じた特別支援教育のセンター的機能を充実させる。
- ウ 居住地校交流や学校間交流等により、計画的・組織的に交流及び共同学習の取組を進める。また、地域との交流イベントなどを行い、センター校として積極的な情報の発信に努める。
- ⑤ 教職員の専門性の向上
- ア すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。
- イ 市教育委員会は、本市並びに各校における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や職階に応じた特別支援教育に関する研修体系とネットワークを構築する。
- ウ 各校園において、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援特設学級担任等を中心として、校園内研修の充実を図る。
- エ 特別支援学校のセンター的機能等を活用した専門的な支援体制を構築し、個々の幼児児童生徒への指導内容・指導方法の工夫・充実を図る。
- ⑥ 特別支援教育についての理解・啓発
- ア 本市の特別支援教育の取組について、市のホームページに掲載するなど、広く市民に向けて学校園における特別支援教育の取組について、積極的に情報発信する。
- イ 支援が必要な幼児児童生徒及びその保護者を孤立させないために、講演や研修の情報を地域社会へ広く提供する。
- ウ 交流および共同学習の一層の充実をはじめ、すべての幼児児童生徒が多様性を理解し、共に尊重しあう、共に生きる社会の構成員として、協働して生活する態度を育成する。

(3) 特別支援学校及び特別支援学級設置一覧 (令和5. 5. 1現在)

① 特別支援学校(肢体不自由) 尼崎市立あまよう特別支援学校

| 区 分 | 児童生徒数(人) | | | 学 級 数 | | |
|----------|------------|------------|-------|------------|------------|----|
| 種 別 部 | 単 一 学 級 | 重 複 学 級 | 計 | 単 一 学 級 | 重 複 学 級 | 計 |
| 小学部 | 0 | 30(5) | 30(5) | 0 | 13 | 13 |
| 中学部 | 0 | 11(1) | 11(1) | 0 | 4 | 4 |
| 高等部 | 1 | 25 | 26 | 1 | 9 | 10 |
| 計 | 1 | 66(6) | 67(6) | 1 | 26 | 27 |

注 () は訪問学級児童生徒数を内数で表示

③ 中学校

| 種別 | 区分 | | | | 種別 | 区分 | | | |
|--------|-------|-----|-----|--------|------------|-------|-----|-----|------|
| | 学校名 | 学級数 | 生徒数 | 設置年度 | | 学校名 | 学級数 | 生徒数 | 設置年度 |
| 知的障害学級 | 成良 | 1 | 4 | H20 | 自閉症・情緒障害学級 | 成良 | 2 | 16 | H22 |
| | 中央 | 1 | 8 | H17 | | 中央 | 2 | 10 | H21 |
| | 日新 | 1 | 5 | H18 | | 日新 | 1 | 5 | H26 |
| | 小田 | 1 | 6 | H28 | | 小田 | 2 | 12 | H28 |
| | 小田北 | 2 | 9 | H 9 | | 小田北 | 2 | 10 | H26 |
| | 大成 | 1 | 4 | S40 | | 大成 | 1 | 7 | H27 |
| | 大庄 | 1 | 7 | H28 | | 大庄 | 3 | 22 | H28 |
| | 大庄北 | 1 | 8 | H23 | | 大庄北 | 2 | 10 | H19 |
| | 立花 | 1 | 3 | H23 | | 立花 | 1 | 7 | H22 |
| | 塚口 | 1 | 5 | H10 | | 塚口 | 2 | 9 | H22 |
| | 武庫 | 1 | 6 | R 4 | | 武庫 | 1 | 7 | H27 |
| | 南武庫之荘 | 1 | 3 | H10 | | 南武庫之荘 | 2 | 12 | H18 |
| | 武庫東 | 1 | 4 | H20 | | 武庫東 | 2 | 9 | H28 |
| | 常陽 | 1 | 2 | H23 | | 常陽 | 1 | 2 | H31 |
| | 園田 | 2 | 12 | H21 | | 園田 | 2 | 15 | H23 |
| | 園田東 | 1 | 3 | H13 | | 園田東 | 2 | 11 | H24 |
| | 小園 | 1 | 4 | H20 | | 小園 | 3 | 17 | H17 |
| 小計 17校 | 19 | 93 | | 小計 17校 | 31 | 181 | | | |
| 難聴学級 | 中央 | 1 | 6 | R 3 | 肢体不自由学級 | 小田北 | 1 | 1 | R 3 |
| | 小計 1校 | 1 | 6 | | | 大庄北 | 1 | 1 | R 5 |
| 病弱学級 | 中央 | 1 | 2 | R 5 | | 園田東 | 1 | 1 | H28 |
| | 大庄 | 1 | 2 | R 4 | 小計 3校 | 3 | 3 | | |
| | 小計 2校 | 2 | 4 | | | | | | |
| | | | | | 合計 | 56 | 287 | | |

(4) 特別支援学校及び特別支援学級在籍者の推移

(注) 特別支援学校在籍者は小・中学部のみ

(単位:人)

| 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 345 | 392 | 396 | 419 | 476 | 526 | 566 | 593 | 649 | 742 | 834 |
| 中学校 | 120 | 137 | 149 | 157 | 164 | 173 | 182 | 204 | 230 | 268 | 287 |
| 県立特別支援学校(知的障害) | 135 | 157 | 170 | 160 | 161 | 175 | 179 | 190 | 197 | 203 | 195 |
| あまよう特別支援学校(肢体不自由) | 33 | 29 | 26 | 23 | 26 | 31 | 39 | 43 | 40 | 41 | 41 |

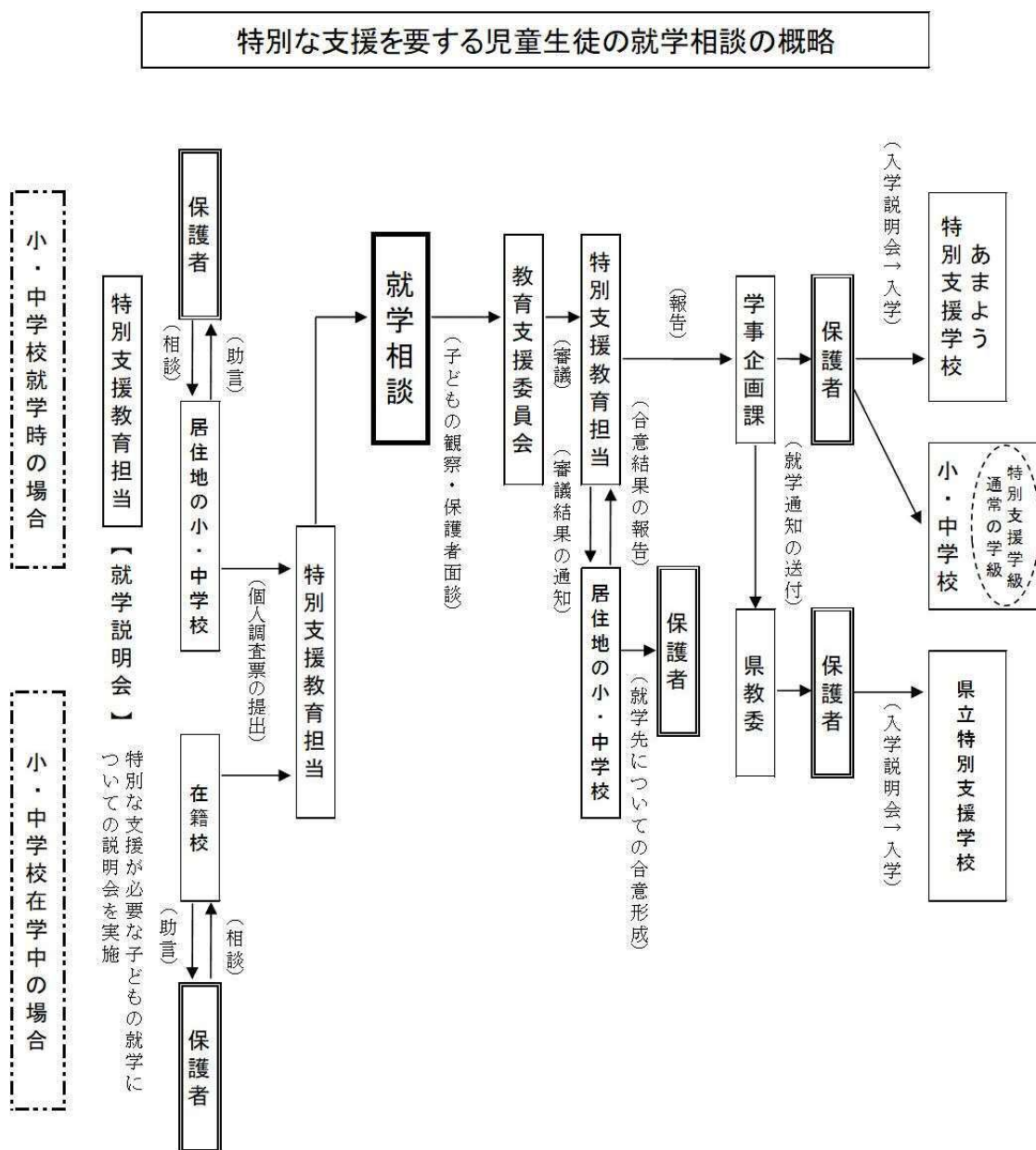
(5) 就学相談

障害の種類や程度を正しく把握し、障害児にとって最も適した教育を行うため、尼崎市では、昭和 52 年から専門家による障害児就学指導委員会を設置し、条例改正により、平成 27 年 10 月 9 日からは教育支援委員会として、就学相談を実施している。

① 教育支援委員会組織

- ア 委員 16 人
 - 学識経験者 1 人
 - 医師 5 人
 - 校長及び教員 8 人
 - 児童福祉施設の教員 2 人
- イ 幹事 20 名以内

② 就学相談の概略



7 こども自立支援活動の推進

(1) 不登校の児童生徒に対する指導・支援

① こども自立支援活動

不登校児童生徒に対して、こども自立支援員等が学校と家庭を訪問し、個々の実態に応じた教育相談や生涯学習プラザ等を活用したサテライト教室、学校での別室指導を行い、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図る。また、長期欠席・不登校児童生徒の自主性・自立性の改善、向上を目指す体験活動を実施する。

② 教育支援室の運営

不登校児童生徒一人ひとりと向き合って対応していくには、学校以外の学びの場の保障と保護者を含めた支援者との連携が、これまで以上に重要となっている。そのため、教育支援室「ほっとすてっぷ EAST」・「ほっとすてっぷ WEST」・「ほっとすてっぷ SOUTH」を開室。「ほっとすてっぷオンライン」では、ICTを活用したオンラインによる双方向型の教育相談や学習支援を行う。教育支援室が不登校児童生徒にとって学校以外の学びの場及び居場所となるとともに、段階的な社会的自立を目指す場となるよう運営する。また、不登校について考える「不登校の子をもつ親のつどい」を実施する。

＊「教育支援室」（ほっとすてっぷ EAST）尼崎市若王寺 2-18-6

（月～金曜日は午前9時30分～午後3時00分。土日・祝日・年末年始・振替休日除く）

＊「教育支援室」（ほっとすてっぷ WEST）尼崎市水堂町 2-35-1

（月～金曜日は午前9時30分～午後3時00分。土日・祝日・年末年始・振替休日除く）

＊「教育支援室」（ほっとすてっぷ SOUTH）尼崎市大島 3-9-25

（月～金曜日は午前9時30分～午後3時00分。土日・祝日・年末年始・振替休日除く）

③ ハートフルフレンドの取組

不登校やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒等に対して、不登校の解消に情熱と理解を有する大学生や社会人をボランティアとして、その家庭及び学校等に派遣し、当該児童生徒とのふれあいを通じて自主性と社会性の伸長を援助する。

④ 不登校支援団体ネットワーク会議の開催

不登校児童生徒の支援を行う民間団体と学校・教育委員会との連携促進の機会を設け、相互理解や連携の在り方等について協議する。また、連携を深めることで不登校児童生徒の多様な学習等の機会や居場所づくりを促進させる。

(2) 心の教育相談事業

① 教育相談事業

電話相談、面接相談等を通して、児童生徒や保護者、学校・園からの相談に応じ、子どもたちの望ましい発達を支援する。また、必要に応じて心療内科医・精神科医による医療カウンセリングを行う。

ア 面接相談（予約制）

尼崎市若王寺 2-18-6（子どもの育ち支援センター「いくしあ」）

いくしあ総合相談申し込み後、教育相談から相談者へ連絡し、面談日を調整する。

いくしあ総合相談 06-6430-9989（子どもや子育てに関する困りごと全般）

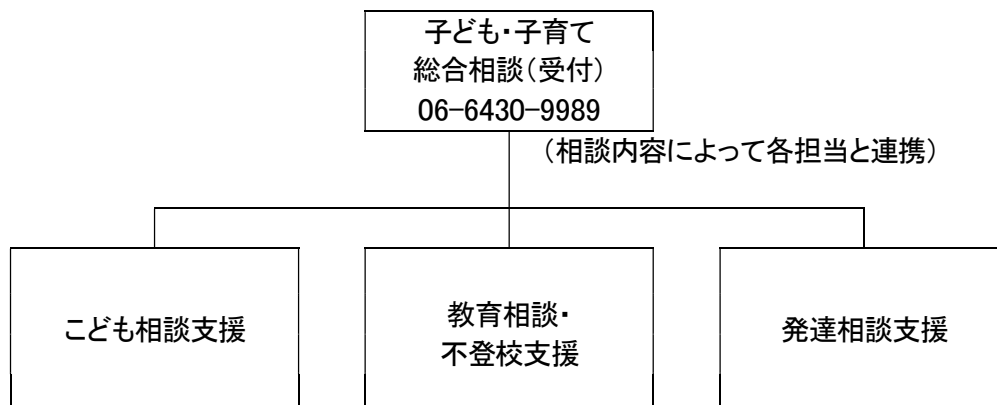
イ 電話相談（随時） 06-6430-9989（子どもや子育てに関する困りごと全般）

ウ 相談時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分 ※祝日と12月29日～1月3日を除く

エ 実施状況 受付件数（令和4年度）

面接相談 2,638件



② スクールカウンセラー事業

ア 市立高等学校にカウンセラー等を派遣し、教職員のカウンセリングマインド向上を目指す研修や、心に悩みを持つ生徒及び保護者の面接相談を実施する。

イ 市立中学校 17 校及び市立小学校 13 校に、兵庫県教育委員会がスクールカウンセラーを拠点校として配置している。未配置の小学校へは、連携校として拠点校のスクールカウンセラーが対応する。

③ 匿名報告アプリ活用事業 (STANDBY)

ア 生徒にとって身近なアプリを活用して、いじめに関する問題や悩み事、SNS 上でのトラブル等について匿名で報告ができ、教育委員会・学校・関係機関等で情報共有をして早期に適切な対応を行う。

イ 対象

市立中学校 17 校に在籍する生徒及び市立高等学校 3 校に在籍する生徒

ウ 実施状況 (令和 4 年度)

登録件数 835 件

相談件数 717 件

④ スクールソーシャルワーカー推進事業

ア 不登校、いじめ、発達の課題、貧困、虐待等、児童生徒を取り巻く課題について、学校等の教育現場を基盤として関係機関と連携し、児童生徒の思いに寄り添った福祉的支援活動を行う。

イ 実施形態

(ア) 拠点方式: 年度当初に学校からの配置申請を受け、学校の状況等を考慮した上で、学校にスクールソーシャルワーカー (以下 SSW) を配置する。

※幼稚園・小学校・中学校・高等学校 計 19 校 (令和 5 年度)

(イ) 巡回方式: 拠点校から、配置希望申請のあった近隣校を巡回する。

※小学校・中学校 計 12 校 (令和 5 年度)

(ウ) 派遣方式: 学校からの派遣申請に基づき、学校に SSW を派遣する。(随時)

ウ 実施状況 (令和 4 年度)

対応ケース数 737 ケース

8 就学の助成

(1) 就学援助制度

経済的理由により就学困難な市立小・中学校の児童・生徒の保護者に対して学用品費等教育費の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

① 援助対象者

ア 要保護

生活保護を受けている者

イ 準要保護

次のいずれかに該当する者

(ア) 前年度又は当該年度において、児童扶養手当法第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給を受けた者

(イ) 前年分の世帯の所得合計が、別に定める認定基準額以下である者

(ウ) その他教育委員会が特に必要があると認める者

② 支給費目及び支給額(年額)

(単位:円)

| 援助対象者 | 費目 | 小学校 | 中学校 |
|-------|------------|---------------------------|---------------------------|
| 準 | 学用品費、通学用品費 | 1年生 11,420 他の学年 13,650 | 1年生 22,320 他の学年 24,550 |
| 準 | 新入学学用品費 | 1年生 40,600 | 1年生 47,400 |
| 要・準 | 修学旅行費 | ※ 21,490 | ※ 57,590 |
| 準 | 校外活動費 | ※ 1,570 | ※ 2,270 |
| 準 | 宿泊訓練費 | 6年生※ 3,620 | 1・2年生※ 6,100 |
| 準 | 通学費 | 実費 | |
| 準 | 体育実技用具費 | | 柔道※ 7,510 |
| 準 | オンライン学習通信費 | ※12,000 | ※12,000 |
| 準 | 学校給食費 | 現物 | 現物 |
| 要・準 | 医療費 | 実費(窓口負担額) | |

(注) 1 要:要保護者 準:準要保護者
2 ※額を上限として実費額を支給。

③ 令和4年度 就学援助認定者数

| 校種 | 区分 | A | B | C | B+C/A |
|-----|----|---------|------|--------|-------|
| | | 在籍児童生徒数 | 要保護 | 準要保護 | |
| 小学校 | | 20,296人 | 490人 | 3,217人 | 18.3% |
| 中学校 | | 9,624人 | 364人 | 1,880人 | 23.3% |
| 計 | | 29,921人 | 854人 | 5,097人 | 19.9% |

(注) 1 在籍児童生徒数は、令和4年5月1日現在。

2 中学校は、琴城分校を除く。

(2) 修学援助金制度

高等学校等に在学する生徒の保護者で経済的理由によりその修学を続けさせることが困難なもの、勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒に対し修学援助金を交付する。

① 交付対象者

アからウまでの要件のいずれも満たす保護者又はア及びイの要件のいずれも満たす勤労生徒等若しくは児童養護施設入所生徒

ア 市内に居住していること。

イ 保護者（勤労生徒及び児童養護施設入所生徒にあつては、その本人）が他から修学援助金に相当する給付金（生活保護制度における高等学校等就学費、兵庫県高校生等奨学給付金（通信制課程におけるものを除く。）等）の交付を受けていないこと。

ウ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 本年度において市民税所得割額が非課税世帯であること。

(イ) 保護者全員の前年分の所得の合計額が次表の左欄に掲げる世帯人員の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる基準額（②において「所得基準額」という。）以下であること。

| 世帯人員 | 基準額 | 備考 |
|------|-----------------------|---|
| 2人 | 1,810,000円 | ・「世帯人員」とは、保護者及び当該保護者が現に扶養している者の合計人数（税法上の人数）をいう。 ・世帯に障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者）がいる場合は、1人につき300,000円を加算した額を基準額とする。 |
| 3人 | 2,264,000円 | |
| 4人 | 2,740,000円 | |
| 5人 | 3,082,000円 | |
| 6人 | 3,476,000円 | |
| 7人以上 | 1人増すごとに394,000円を加算した額 | |

② 交付金額（年額）

| 学校 | 対象要件 | 交付金額 |
|---------------------|----------|-----------------------------|
| 国公立高等学校等（通信制課程を除く。） | 所得割非課税世帯 | — |
| | 所得基準額以下 | 60,000円 |
| 国公立高等学校等（通信制課程に限る。） | 所得割非課税世帯 | ※9,500円 |
| | 所得基準額以下 | 60,000円 |
| 私立高等学校等（通信制課程を除く。） | 所得割非課税世帯 | — |
| | 所得基準額以下 | 72,000円 |
| 私立高等学校等（通信制課程に限る。） | 所得割非課税世帯 | ※19,900円 |
| | 所得基準額以下 | 72,000円 |
| 各種学校（朝鮮高級学校） | 非課税世帯 | 第1子72,000円 第2子以降138,000円 |
| | 所得基準額以下 | 72,000円 |

※ 兵庫県高校生等奨学給付金との合計により、国公立高等学校等にあつては60,000円、私立高等学校等にあつては72,000円となるように交付金額を決めるため、変動する場合あり。

9 学校保健

(1) 保健指導

学校保健計画の実践を通し、健康な生活に必要な事柄を理解させるよう指導の充実に努める。

(2) 健康管理

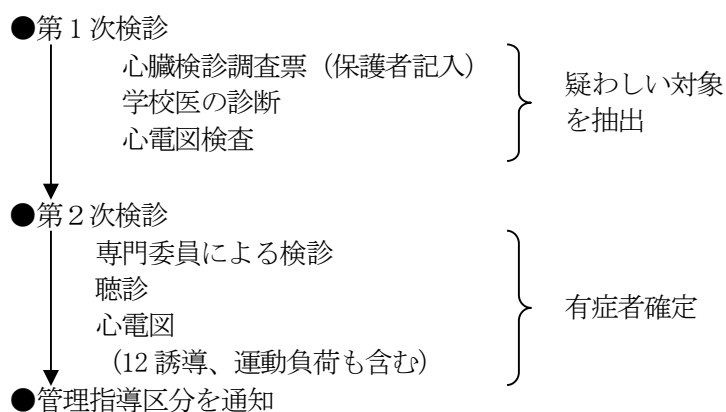
定期健康診断、健康観察等を行い、疾病の早期発見と予防に努め、学校教育の円滑化を図る。

特に、学校生活において日常の管理の必要な心臓疾患、腎臓疾患及び脊柱側弯症の早期発見を期するため、心臓検診を小学校1・4年生、中学校1年生及び高校1年生全員に、腎臓検診を幼児、児童及び生徒全員に、脊柱側弯症検診を小学校5年生と中学校1年生全員に実施する。

また、小児生活習慣病対策事業として、小学生・中学生肥満度30%以上の児童生徒の検診を実施するとともに、講演会や食生活習慣の改善等の教室および運動教室を開催する。

① 心臓検診

小学校1・4年生、中学校1年生、高等学校1年生及び特別支援学校（小・中学部1年生・高等部1年生）全員に対して心電図などの検査を実施し、疾患の早期発見に努めるとともに、健康管理指導を徹底する。



心臓検診結果（令和4年度）

（単位：人）

| | 小学校 1年生 | 小学校 4年生 | 中学校 1年生 | 高等学校 1年生 | 特別支援 学校 1年生 4年生 | 合 計 |
|------|------------|------------|------------|-------------|--------------------------|--------|
| 対象者数 | 3,315 | 3,351 | 3,049 | 749 | 23 | 10,487 |
| 有症者数 | 34 | 22 | 19 | 16 | 0 | 91 |

② 腎臓検診

全校種全学年の幼児・児童生徒に対して、尿検査等の検査を実施し、早期発見に努めるとともに、健康管理指導を徹底する。

また、尿糖陽性者に対しては、市内協力医療機関で、精密検診を実施している。

●第1次検診

↓ 全校種全学年幼児・児童生徒を対象に、検査機関により、2回検尿を実施

●第2次検診

- ↓ 第1次検診の検査項目の有所見者を対象に市内医療機関で実施
- 第3次検診
 - ↓ 第2次検診の結果指示のあった者に対し、県立尼崎総合医療センター、関西労災病院での精密検査を実施
 - 管理指導区分通知

検診結果（令和4年度） (単位：人)

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 幼稚園 | 合計 |
|------|--------|-------|-------|--------|-----|--------|
| 対象者数 | 20,296 | 9,624 | 2,207 | 64 | 420 | 32,611 |
| 有症者数 | 91 | 109 | 19 | 0 | 2 | 221 |

③ 脊柱側弯症検診

小学5年生では整形外科医による診断、また中学校1年生では、モアレ写真撮影等を実施し、早期発見に努める。

- 第1次検診
 - ↓ モアレ写真撮影による検診
- 第2次検診
 - ↓ 第1次検診の結果、有所見の疑いある者を対象に専門医による視触診
- 第3次検診
 - ↓ 第2次検診の結果有所見と認められた者を対象に、X線直接撮影（立体及び臥位）による検診
- 保護者説明会
 - ↓ 管理区分A、B₁及びB₂の保護者に対して、専門医による説明会を開催

モアレ検診の結果（令和4年度） (単位：人)

| | | 人 数 | | |
|------|--------------|-------|-------|-------|
| | | 男子 | 女子 | 合計 |
| 受診者数 | 一次検診（モアレ撮影） | 1,505 | 1,483 | 2,988 |
| | 二次検診（視触診） | 201 | 428 | 629 |
| | 三次検診（X線直接撮影） | 28 | 152 | 180 |

④ 主な疾病、異常罹患率（%）（令和4年度）

| 区 分 | | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高校(全) | 区 分 | | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高校(全) |
|------------|---|------|------|------|-------|------------|---|------|------|---------|-------|
| | | う 歯 | 男 | 19.3 | 22.4 | | | 16.0 | 25.9 | 鼻・副鼻腔疾患 | 男 |
| | 女 | 18.7 | 20.7 | 17.8 | 23.2 | | 女 | 8.6 | 7.1 | 4.5 | 7.2 |
| 眼疾患(除く伝染性) | 男 | 5.4 | 6.5 | 5.3 | 3.4 | 視 力(1.0未満) | 男 | 28.3 | 36.7 | 44.9 | 62.4 |
| | 女 | 7.0 | 5.5 | 4.7 | 3.8 | | 女 | 23.9 | 41.0 | 51.8 | 65.4 |
| 耳疾患 | 男 | 9.2 | 7.8 | 7.3 | 8.8 | | | | | | |
| | 女 | 24.1 | 7.8 | 5.4 | 9.1 | | | | | | |

(3) 環境衛生

教室における換気方法、採光及び照明等、飲料水などの環境衛生検査を実施し、環境の維持・改善に努める。

(4) 学校保健会

学校保健の研究及び普及発達を図り、児童生徒等の健康増進、体位向上に寄与することを目的として設立されている。

① 組織

学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校・園長、保健主事、養護教諭、PTA、その他学校保健関係者

② 事業

- ア 学校保健行政及び関係団体への協力
- イ 学校保健関係者の研修
- ウ 健康教育及び健康管理の実践普及
- エ 学校保健に関する調査
- オ 保健大会の開催

③ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の状況（令和4年度）

| 区 分 | | 校 種 | 小・中・高校 特別支援学校 | 幼 稚 園 |
|-------|------------------------------|-----|------------------|-------|
| 学 校 医 | 内 科 医 (主任校医1と 協力校医を含む) | | 各校2～8 | 各園 1 |
| | 耳 鼻 科 医 (協力校医を含む) | | 各校1～2 | 各園 1 |
| | 眼 科 医 | | 各校 1 | 各園 1 |
| 学校歯科医 | 歯 科 医 | | 各校1～6 | 各園 1 |
| 学校薬剤師 | 薬 剤 師 | | 各校 1 | 各園 1 |

10 学校給食

学校給食は、単に昼食を提供するというだけでなく、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達や健康の保持増進、体位の向上を図るとともに、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身につけるなど教育上意義深いものがある。また、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるようにする力が望まれている。

令和3年4月より学校給食費の公会計を導入し、給食費の徴収・管理を行うとともに、給食用物資規格の策定、物資納入事業者の登録申請、給食物資の選定・発注・支出に関する調達業務などを、市が直接行っている。

(1) 学校給食の目標

「義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。」（学校給食法第2条）

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 実施状況

小学校、特別支援学校、中学校及び定時制高等学校において学校給食を実施している。

小学校の給食は、市域を4つのブロックに分け、それぞれのブロックで献立を作成（複数献立）し、単独校調理場方式で完全給食を実施している。また、特別支援学校の場合は、特別支援学校にふさわしい献立内容により単独校調理場方式で完全給食を実施している。（直営校6校、委託校36校）

中学校の給食は、市内全17校の給食を学校給食センターで一括調理し、各学校へ配送する共同調理場方式で完全給食を令和4年1月から実施している。献立は、市域を2つのブロックに分けた2献立制としている。

夜間中学校の給食は、牛乳とパンの補食給食を実施している。

定時制高等学校の給食は、米飯中心の献立で個別配食方式により実施している。

① 給食実施人員等

（令和5年5月1日現在）

| 種別 校種別 | 学校数 | 給食実施 児童 生徒数 | 年間給食 実施回数 | 給食費 | 調理師数 (直営校) | 栄養教諭・ 学校栄養職員数 |
|-----------|-----|-------------------|--------------|-------------------------------|---------------|------------------|
| 小学校 | 41 | 20,025 | 183 | 240 | 34 | 41 |
| 中学校 | 17 | 9,475 | 183 | 310 | — | 4 |
| 夜間中学校 | 1 | 34 | 183 | 110 | — | — |
| 特別支援学校 | 1 | 67 | 183 | 小学部 240 中学部 264 高等部 295 | — | 1 |
| 定時制高等学校 | 1 | 243 | 130回程度 | 450 | — | — |
| 計 | 61 | 29,844 | — | — | 34 | 46 |

※夜間中学校においては生徒給食費全額、定時制高校においては250円を市が補助する。

② 児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準（文部科学省の基準に準ずる）

【小学校】

| 区 分 | 基 準 値 | | | 令 和 4 年 度 平 均 栄 養 量 (尼 崎 市) |
|-------------------------|-------------------------|--------------|----------------|-------------------------------------|
| | 児童(6歳～7歳)の場合 | 児童(8歳～9歳)の場合 | 児童(10歳～11歳)の場合 | 小学校 |
| エネルギー (kcal) | 530 | 650 | 780 | 646 |
| たんぱく質 (%) | 学校給食による摂取エネルギー全体の13～20% | | | 16.5 |
| 脂 質 (%) | 学校給食による摂取エネルギー全体の20～30% | | | 29.6 |
| ナトリウム(食塩相当量) (g) | 1.5未満 | 2未満 | 2未満 | 2.3 |
| カルシウム (mg) | 290 | 350 | 360 | 322 |
| 鉄 (mg) | 2 | 3 | 3.5 | 2.3 |
| ビタミンA (μgRAE) | 160 | 200 | 240 | 227 |
| ビタミンB ₁ (mg) | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.39 |
| ビタミンB ₂ (mg) | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.51 |
| ビタミンC (mg) | 20 | 25 | 30 | 28 |
| 食物繊維 (g) | 4以上 | 4.5以上 | 5以上 | 5.8 |

【中学校】

| 区 分 | 基 準 値 | | 令 和 4 年 度 平 均 栄 養 量 (尼 崎 市) |
|-------------------------|-------------------------|--|-------------------------------------|
| | 生徒(12歳～14歳)の場合 | | 中学校 |
| エネルギー (kcal) | 830 | | 831 |
| たんぱく質 (%) | 学校給食による摂取エネルギー全体の13～20% | | 16.7 |
| 脂 質 (%) | 学校給食による摂取エネルギー全体の20～30% | | 29.0 |
| ナトリウム(食塩相当量) (g) | 2.5未満 | | 2.7 |
| カルシウム (mg) | 450 | | 369 |
| 鉄 (mg) | 4.5 | | 3.5 |
| ビタミンA (μgRAE) | 300 | | 305 |
| ビタミンB ₁ (mg) | 0.5 | | 0.5 |
| ビタミンB ₂ (mg) | 0.6 | | 0.6 |
| ビタミンC (mg) | 35 | | 35 |
| 食物繊維 (g) | 7以上 | | 7.3 |

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛…児童(6歳～7歳)2mg、児童(8歳～9歳)2mg、児童(10歳～11歳)2mg、
生徒(12歳～14歳)3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

※令和4年度平均栄養量は、小・中学校は令和4年4月から令和5年3月までの献立表による。

(3) 給食ができるまで

| 内容 | | 構成 |
|---------------------|---|--------------------------------------|
| 献立素案の作成 | 栄養量、材料の組み合わせ、調理法等、検討のうえ素案を作成して給食献立検討協議会に提案する。 | 栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士 |
| ↓ | | |
| 学校給食献立検討協議会 | 給食の献立内容の充実を図ることを目的に、学校関係者、保護者等から意見を聴取する | 学校長、学校給食主任、栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士、調理師、保護者 |
| 尼崎市立学校給食センター献立検討協議会 | | 学校長、学校給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、保護者 |
| ↓ | | |
| 学校給食用物資選定会議 | 小学校・中学校等の給食で使用する学校給食用物資の購入にあたり、学校関係者、保護者等から意見を聴取し、良質で安価な物資を選定する。 | 学校長、栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士、調理師、保護者、学識経験者 |
| ↓ | | |
| 給食物資の購入 | 選定された物資を発注し、小学校は各学校へ納入し、中学校は学校給食センターに納入する。 | |
| ↓ | | |
| 給食提供 | 小学校は各学校の調理室で調理し、中学校は、学校給食センターで調理した給食を各学校に配送し、学級担任の指導のもとに給食を実施する。献立表を作成し、各家庭に配付する。 | |

(4) 給食指導

学校給食は教育活動の一環として、学習指導要領では特別活動の中の「学級活動」に位置づけられ、学級担任が栄養教諭・学校栄養職員と連携して指導している。

指導内容は楽しく食事をする事、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備などであるが、教師と児童生徒が共に食事することにより、他の教科では得難い教師と児童生徒、児童生徒相互の温かい人間関係の育成が図られるなど教育効果は大きい。

なお、食に関する指導は「給食の時間」での指導だけでなく、特別活動の学級活動や学校行事をはじめ学校の教育活動全体で行われることが必要である。

1.1 学校給食センター整備運営事業

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間事業者が施設的设计・建設を行い、施設完成後、その所有権を市に移管した上で、維持管理及び運営業務を行うPFI事業として実施する。

設計・建設期間：令和2年1月～令和3年12月

維持管理・運営期間：令和4年1月～令和18年7月

1 2 学校安全

事故のない、明るい生活を築くために、学校における安全教育及び安全管理を一層推進する。

(1) 安全教育

日常生活の中で安全に必要な事柄を理解させ、自他の生命を尊重し、安全な生活を営むことができる態度や能力を養うため、事故の脅威に対処し、複雑化する社会情勢に適応できる知識や技能を養うために全領域を通してあらゆる機会にきめ細かい安全教育を推進する。

① 生活安全

各教科、道徳、特別活動等、全教育活動を通じての指導を強化し、事故の防止に資する。

② 交通安全

通学・通園時の安全を確保するため、学校・幼稚園で主要幹線通学・園路を選定して安全施設、交通規制等の安全施策の推進を関係機関に働きかける。

(2) 安全管理

校内の危機管理体制を整え、緊急事態が発生した時の児童等の安全を確保する。また、「学校環境の安全点検実施要領」に基づき、施設・設備などの点検活動を実施し、児童等の校・園内における生活をより安全なものにするよう努めている。

(3) 教育職員に対する研修

学校・幼稚園の管理下における災害の防止及び児童等の生活全般における事故の防止に資するため、校・園長、教頭及び教員に対し、学校安全について正しい理解と認識を深めるための研修、また安全教育や安全管理に関する研修を実施している。

(4) 学校・幼稚園の警備・防災

学校・幼稚園の警備及び防災に関する諸計画の立案に際し、適切な指導・助言を行い災害発生時には、的確、迅速、安全な措置をとり、被害を最小限に食い止めるよう努力し、早期に円滑な教育活動が実施できるように努めている。そのため、防災無線などを活用し、早急に必要な措置がとれるよう態勢を整えている。

(5) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

学校の管理下において発生した児童等の災害について、児童等の保護者に対し、災害共済給付を行う。

(令和4年度)

| | | |
|--------|--------|-------------|
| ・医療費 | 2,200件 | 31,338,183円 |
| ・障害見舞金 | 2件 | 8,150,000円 |
| ・死亡見舞金 | 1件 | 30,000,000円 |
| 合計 | 2,203件 | 69,488,183円 |

(6) 尼崎市学校災害見舞金給付制度

学校の管理下において発生した災害に対して、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による見舞金等の範囲以外のもののうち、次のものについて給付を行う。

(令和4年度)

| | | |
|--------|----|----------|
| ・歯牙見舞金 | 6件 | 180,000円 |
| ・障害見舞金 | 2件 | 60,000円 |

(7) 青色防犯パトロール活動

青色回転灯等を装備した安全パトロールカー(安全指導車)により、市内全域を巡回し、適時、安全指導・パトロールを行い、事件・事故の未然防止に努める。

(8) 災害発生状況 (令和4年度)

(単位: 件)

| 区分 校種 | 管 理 下 | | | 管 理 外 | | | 合 計 |
|----------|----------------|--------------------|-------|---------|-------|-----|-------|
| | 事 故 発 生 件 数 | 通 学 中 の 交 通 事 故 | 小 計 | 交 通 事 故 | そ の 他 | 小 計 | |
| 小学校 | 979 | 4 | 983 | 1 | 5 | 6 | 989 |
| 中学校 | 660 | 3 | 663 | 1 | 0 | 1 | 664 |
| 高等学校 | 216 | 16 | 232 | 2 | 2 | 4 | 236 |
| 幼稚園 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 特別支援学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1,869 | 23 | 1,892 | 4 | 7 | 11 | 1,903 |

1.3 教職員の資質向上、情報教育の充実

(1) 設置目的

学校教育における教育効果の向上及び社会教育の振興に寄与し、尼崎市の教育・文化の充実と一層の伸展を図るため、「教育総合センター」を設置する。

(2) 機能

学校教育、社会教育等教育問題の総合的な教育理念を構築する。教職員をはじめ教育関係者の研修、研究、教材開発、教育情報等の教育活動に取り組む。

(3) 施設の概要

ア 所在地 尼崎市若王寺2丁目18番3号

※あまがさき・ひと咲きプラザ内「ひと咲きタワー」2～7階

イ 建築面積 331.00 m²

ウ 建築延面積 3,030.27 m²

エ 建築構造 鉄筋コンクリート造地上10階

オ 施設設備

| 室 の 内 容 | |
|---------|------------------------------|
| 7階 | 研修室 701 |
| 6階 | 研修室 601・602 |
| 5階 | 尼崎少年サポートセンター |
| 4階 | コンピュータ研修室、資料室 |
| 3階 | 教育情報コーナー |
| 2階 | 教育総合センター(学び支援課・学校ICT推進課) 事務室 |

カ 利用案内

| 施設名 | 電話 | 開館時間 | 休館日 |
|----------|----------------------------------|-----------|-----------------------------|
| 教育総合センター | 06-6494-3155 FAX 06-6494-3151 | 午前9時～午後9時 | 土・日曜日 祝日 振替休日 年末年始 |

キ 開設年月日 平成28年7月1日

(4) 主要施策

- ア 教職員の資質向上と児童生徒の学力向上を目指す研修の充実
受講しなければならない研修・希望による研修・特別に実施する研修

- イ 教職員の自発性を喚起し、授業改善を促すための調査・研究、教材の開発・制作に関する指導と援助
 - ・エビデンスに基づく教育実践研究部会 ・体力向上研究部会
 - ・ICT活用推進部会 ・探究的な学習研究部会

- ウ 教育の情報化・学校情報通信ネットワークシステムの活用推進
 - ・主体的、対話的、深い学びの実現のために ICT 活用を推進する。
 - ・学校からの情報を、ホームページに公開することで「開かれた学校」づくりを目指す。
 - ・児童生徒の発達段階に応じて、情報活用能力の体系的な育成を図る。
 - ・教育用画像素材、コンテンツを登録・公開したりするなど教材管理を行う。
 - ・小・中・高・特別支援学校における校務支援システムの活用を支援する。

- エ 教育情報の収集、整理、提供システムの確立
 - (ア) 教育情報収集・提供
 - ・教科書センターの整備
 - ・教育関係の資料の収集、整備
 - ・学習指導案や指導計画の資料の収集、整備
 - (イ) 教育広報活動
 - ・「教育あまがさき」「教育総合センターだより」等の発行
- オ 英語教育推進事業
 - ・コミュニケーション重視の授業改善に向けた教員研修

- カ 児童生徒文化充実支援事業
 - ・児童生徒の個性や能力の伸長と学力の向上を図るため、小・中学校の教科等、研究会の実践的な取組を支援する。

(5) 事業内容

ア 令和5年度 教職員研修一覧

1 受講しなければならない研修（基本研修）

(1) 職階に応じた研修（職階別研修）

| 研修・講座名 | 内容（研修テーマ等） | 獲得をめざす資質 | | | | 対象校種 | 対象者 |
|----------|-------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|---------|--------------|
| | | 真 情 任 感・ | 授 業 力 | 専 門 性 | 対 応 力 | | |
| 校長研修 | 学校経営課題研修 | ○ | | | ○ | 小・中・高・特 | 校長 |
| 園長研修 | 園経営課題研修 | ○ | | | ○ | 幼 | 園長 |
| 新任校・園長研修 | 校・園長の職務 | ○ | | | ○ | 全校種 | 新任校長 新任園長 |
| 教頭研修 | 学校経営課題（教員の育成 OJT） | ○ | | | ○ | 全校種 | 教頭 |
| 新任教頭研修 | 実務に関する対応研修 | ○ | | | ○ | 小・中・高・特 | 新任教頭 |

(2) 職務に応じた研修（職務別研修）

| 研修・講座名 | 内容（研修テーマ等） | 獲得をめざす資質 | | | | 対象校種 | 対象者 |
|--|-------------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|---------|------------------------------------|
| | | 真 情 任 感・ | 授 業 力 | 専 門 性 | 対 応 力 | | |
| 人権教育担当者研修 | 人権教育について | | | ○ | ○ | 全校種 | 人権教育担当者 |
| ミドルリーダー研修 | これからのリーダーに求められること（シリーズ） | ○ | | ○ | ○ | 小・中・特 | 小・中・特 各校より選任 |
| 生徒指導担当者研修 | いじめ予防研修 | ○ | | ○ | ○ | 小・中・高・特 | 生徒指導 担当者 |
| 養護教諭研修 | 養護教諭の職務等に関する研修 | | | ○ | | 全校種 | 養護教諭 |
| 栄養教諭研修 学校栄養職員研修 ※食育研修講座を兼ねる | 栄養教諭の職務等に関する研修 | | | ○ | | 全校種 | 栄養教諭 学校栄養職員 |
| 特別支援教育 コーディネーター研修 | 特別支援教育の充実を図るための研修 | | | ○ | ○ | 全校種 | 特別支援教育 コーディネーター |
| 学校事務職員研修 | 学校事務職員の職務等に関する研修 | | | ○ | | 全校種 | 学校事務職員 |
| 教育用コンピュータシステム 管理担当研修 ※情報セキュリティ研修講座を兼ねる | 教育用コンピュータシステムの管理と運用 | | | ○ | | 小・中・高・特 | 小・中・高・特支学校の 教育用コンピュータ 管理担当教員 |
| 体罰等防止研修 | 体罰・非道行為等の防止について | | | ○ | ○ | 全校種 | 各校園より選任 |
| 高等学校いじめ防止研修 | いじめ認知、発達特性の理解とかかわり | | | ○ | ○ | 高等学校 | 高等学校教職員 |
| コンプライアンス研修 | 教職員のコンプライアンスについて | ○ | | ○ | | 全校種 | 各校園より選任 |
| コミュニケーション重視の授業改善に向けた 教員研修 | コミュニケーション重視の指導法について | | ○ | ○ | | 中・高 | 英語科教員 |

(3) 教職年数に応じた研修（経験年数別研修）

| 研修・講座名 | 内容（研修テーマ等） | 獲得をめざす資質 | | | | 対象校種 | 対象者 |
|-----------------------------|---|-------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------|--|
| | | 真 情 任 感・ | 授 業 力 | 専 門 性 | 対 応 力 | | |
| 臨時的任用教員等スキルアップ 研修 | 第1回 尼崎市の教育事情、子ども理解、授業と評価 | ○ | | ○ | ○ | 小・中・特 | 小・中・特支学校の 臨時的 任用教員等 |
| | 第2回 教科等の研修講座を2つ選択して受講する | ○ | | ○ | ○ | | |
| 1年目教員必修研修 | 第1回 尼崎の教育、新任教師としての心構え、接遇 | ○ | | ○ | ○ | 幼・小・中・高・ 特支学校の初 任者 | 幼・小・中・高・ 特支学校の初 任者 |
| | 第2回 学級経営、授業づくりの基本 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 第3回 あまよう特別支援学校訪問研修、インクルーシブ教育 | | | ○ | ○ | | |
| | 第4回 道徳科の指導、評価、スズキ校務・情報モラル | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 第5回 生徒指導（いじめ防止）、ポジティブ行動支援 | | | ○ | ○ | | |
| | 第6回 特別活動（クラブ指導含む）、1～3年次授業実践研修 プログラミング教育について、国語科の指導 | | ○ | ○ | ○ | 小・中・特 | 中・特支学校の初任者 小・特支学校の初任者 小・中・特支学校の初任者 |
| | 第7回 ゲートキーパー、教育相談・学校事故防止 | | ○ | ○ | | | |
| | 第8回 特別支援教育について、教科におけるICTの活用 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 第9回 ATTF2、アレルギー疾患への対応の基本 校外学習指導について | | | ○ | ○ | | |
| | 第10回 尼崎の地域・歴史散策 | ○ | | ○ | | | |
| | 第11回 校外学習プランの交流、授業実践研修① | | ○ | ○ | | | |
| | 第12回 校外学習プランの交流、授業実践研修② | | ○ | ○ | | | |
| | 第13回 人権教育、LGBTQ | | | ○ | ○ | | |
| | 第14回 他業種に学ぶ、外国語の指導 | ○ | | ○ | | | |
| 第15回 他業種に学ぶ、授業実践研修② | ○ | | ○ | | | | |
| 第16回 学び続ける教員となるために、2年次に向けて | ○ | | ○ | | | | |
| 2年次教員研修 | 研修の概要、授業づくり、グループ授業実践研修① | | ○ | ○ | ○ | 小・中 | 小・中学校の 2年目教員 |
| | グループ授業実践研修②、グループ授業実践研修③ （公開授業） | | ○ | | | | |
| | 教科等の研修講座を3つ選択して受講する | | ○ | | | | |
| | 異なる校・園種との連携 （TTによる授業及び実践等） | | ○ | | | | |
| 異校園種交流研修 （幼稚園・特別支援学校・高校） | ポジティブ行動支援、研修の概要、授業づくり等 グループ授業実践研修① | | ○ | ○ | | 幼・特・高校 | 幼稚園・特支学校 ・高校の2年目教員 |
| | グループ授業実践研修②、公開授業、事後研究会等 | | ○ | | | | |
| | グループ授業実践研修③、公開授業、事後研究会等 | | ○ | | | | |
| | 教科等の研修講座を1つ選択して受講する | | ○ | | | | |
| 3年次教員研修 | インクルーシブ教育研修講座（半日分）を必ず受講し、 希望による研修講座から半日分を選択して受講する | | ○ | ○ | ○ | 小・中 | 小・中学校の 3年目教員 |
| | 希望による研修講座から半日分を選択して受講する | | ○ | ○ | ○ | | |
| 5年次相当教員研修 | インクルーシブ教育研修講座（半日分）を必ず受講し、 希望による研修講座から半日分を選択して受講する | | ○ | ○ | ○ | 小・中・特 | 小・中・特支学校の 5年目教員及び 希望対象者 |
| | 共通研修Ⅰ「キャリアデザイン」 | ○ | | ○ | ○ | | |
| | 共通研修Ⅱ「教育課題」 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | 共通研修Ⅲ「生徒指導」 | ○ | | ○ | ○ | | |
| | 共通研修Ⅳ「教科指導」 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 選択研修 任意の研修を選択 | | ○ | ○ | | | | |
| 15年次相当教員研修 | 希望による研修講座から1日分（半日2回分）を選択して 受講する | | ○ | ○ | ○ | 小・中・特 | 小・中・特支学校の 15年目教員及び 希望対象者 |
| 管外転入教員研修 | 本市の教育課題とこれまでの取組 | ○ | | ○ | | 小・中・高・特 | 管外転入教員 |

2 希望による研修（専門研修）

(1) 教育課題等への対応研修

| 研修・講座名 | 内容（研修テーマ等） | 獲得をめざす資質 | | | | 対象校種 | 対象者 | |
|--|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|------|-----------------------------------|
| | | 責 任 感 | 授 業 力 | 専 門 性 | 対 応 力 | | | |
| 人権教育研修講座 | いじめ等、子どもを取り巻く様々な人権問題 | | | ○ | ○ | 全校種 | 全教職員 | |
| 一般教養研修講座 | 一般教養やシティズンシップ向上等、視野を広げる内容について | | | ○ | | 全校種 | | |
| 学校飼育動物研修講座 | 飼育動物の取り扱いについての留意点 | | | ○ | | 幼・小・特 | | |
| 情報セキュリティ研修講座 ※教育用コンピュータシステム管理担当研修を兼ねる | 教育用コンピュータシステムの管理と運用 | | | ○ | | 小・中・高・特 | | |
| ICT活用研修講座 | ICT機器を利用した授業づくり | | ○ | ○ | | 小・中・高・特 | | |
| プログラミング教育研修講座 | 小学校プログラミング教育 入門編 | | ○ | ○ | | 小・中・特 | | |
| 食育研修講座 ※栄養教諭研修 学校栄養職員研修を兼ねる | 成長期の食について | | | ○ | | 全校種 | | |
| 就学前教育研修 | 就学前教育について | | | ○ | ○ | 幼・保・小 | | 就学前教育に携わる幼稚園・保育園・保育所等の教職員および小学校教員 |
| 子ども理解のための研修講座 | 1 教育的支援を要する子どもたちの教育方法について | | | ○ | ○ | 全校種 | | 全教職員 |
| | 2 不登校を防ぐための人間関係づくりを大切にしたいクラス経営 | | | ○ | ○ | | | |
| インクルーシブ教育研修講座 ※5年次担当研修を兼ねる | インクルーシブ教育について | | | ○ | ○ | 全校種 | | |

(2) 教科等の指導力向上をめざした研修

| 研修・講座名 | 内容（研修テーマ等） | 獲得をめざす資質 | | | | 対象校種 | 対象者 |
|-----------------|------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|------|
| | | 責 任 感 | 授 業 力 | 専 門 性 | 対 応 力 | | |
| 授業力向上研修講座 | 授業デザイン | | ○ | | | 小・中・高 | 全教職員 |
| 道徳教育研修講座 | 道徳授業実践研修 | | ○ | | | 全校種 | |
| 国語科教育研修講座 | 主体的・対話的で深い学びの充実に向けた授業について | | ○ | | | 全校種 | |
| 図書館教育研修講座 | 学校における多様な読書活動の展開 | | ○ | | | 全校種 | |
| 社会科教育研修講座 | 授業実践交流等 | | ○ | | | 全校種 | |
| 算数科教育研修講座 | （小学校向け）算数授業の創り方 | | ○ | | | 全校種 | |
| 数学科教育研修講座 | （中学校向け）「主体的に学習に取り組む態度」を評価する手立てを考える | | ○ | | | 全校種 | |
| 理科教育研修講座 | 実験や観察で気をつけたこと | | ○ | | | 全校種 | |
| 幼保小接続カリキュラム研修講座 | 幼・保・小連携 | | ○ | | | 全校種 | |
| 幼児教育研修講座 | 1 特別支援教育の視点に立った幼児教育 | | ○ | | | 全校種 | |
| | 2 絵画実技指導 | | ○ | | | | |
| | 3 音楽実技指導 | | ○ | | | | |
| 音楽科教育研修講座 | 表現と鑑賞の指導について | | ○ | | | 全校種 | |
| 図工・美術科教育研修講座 | 主体的・対話的で深い学びを生む授業について | | ○ | | | 全校種 | |
| 体育科教育研修講座 | 主体的・対話的で深い学びを生む体育授業について | | ○ | | | 全校種 | |
| 外国語・英語科教育研修講座 | 主体的・対話的で深い学びを生む授業について | | ○ | | | 全校種 | |
| 特別活動（学校経営）研修講座 | 特別活動、学級経営のあり方について | | ○ | | | 全校種 | |
| 技術科教育研修講座 | 学習活動を充実させる指導方法の工夫・改善 | | ○ | | | 全校種 | |
| 家庭科教育研修講座 | 学習活動を充実させる指導方法の工夫・改善 | | ○ | | | 全校種 | |
| 教育総合センター研究発表会 | 各研究会による研究成果の発表等 | | ○ | | | 全校種 | |

3 研究会

| 研修・講座名 | 内容（研修テーマ等） | 獲得をめざす資質 | | | | 対象校種 | 対象者 |
|------------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|----------------|
| | | 責 任 感 | 授 業 力 | 専 門 性 | 対 応 力 | | |
| エビデンスに基づく教育実践研究会 | ・各学校の担当者が、「あまっ子ステップ・アップ調査」等の結果を多様な観点から分析し、それを踏まえた自校の学力向上の取組について研究し、学校間で有効な取組の共有を図る。 | ○ | | ○ | | 小・中 | 小・中学校各校より選任 |
| ICT活用推進部会 | ・全ての教職員がICTを活用する中で、「授業改善の質的改善」及び「基礎学力の向上」を図る方法について、市内で交流・共有を図る。 | | ○ | ○ | | 小・中・特 | 小・中・特支学校各校より選任 |
| 探究的な学習研究会 | ・探究的に学ぶ授業方法を研究するとともに、教科横断的な視点で授業を行う点についても研究する。 | | ○ | | ○ | 小・中・高 | 小・中・高等学校より選任 |
| 体力向上研究会 | ・運動意欲の向上や体力向上につながる授業方法や指導方法等について研修する。 | | ○ | ○ | | 幼・小・中 | 幼・小・中学校より選任 |

イ 令和4年度 教職員研修事業実施状況

| 1 受講しなければならない研修（基本研修） | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|---------------|-------------|----------|--|--|-----------------------------------|------|--|
| (1) 職階に応じた研修（職階別研修） | | | | | | | | | |
| 研修・研修講座名 | 実施日 | | | 研修の形態 | テーマ・内容 | 講師所属・職名 | 講師名 | 受講人数 | |
| | 月 | 日 | 曜 | | | | | | |
| 校長研修 | 11 | 7 | 月 | 講話 | 「危機管理と校長の心得～平成の校長から令和の校長へ～」 | 神戸親和女子大学 教授 | 竹内 弘明 | 62 | |
| | 1 | 20 | 金 | 講話 演習 | 「スクールセクハラを防止するために～スクールセクハラの実状と根絶～」 | SSH全国ネットワーク 代表 | 亀井 明子 | 62 | |
| 園長研修 | 8 | 22 | 月 | 講話 | 「体験は、教えられない！！子どもが育つところ、ふじようちえん」 | 学校法人みんなのひろば 理事長 | 加藤 積一 | 9 | |
| 新任教頭研修 | 7 | 6 | 水 | 講話 | 「教頭の実務とICT」 「生徒指導事案に係る初期対応等について」 校種別研修「教頭のお仕事」 | 学校ICT推進課 いじめ防止生徒指導担当 係長 学び支援課 課長 学び支援課 | 山下 陽一 川西 勝 大森 康充 中 俊弘 | 15 | |
| (2) 職務に応じた研修（職務別研修） | | | | | | | | | |
| 研修・研修講座名 | 実施日 | | | 研修の形態 | テーマ・内容 | 講師所属・職名 | 講師名 | 受講人数 | |
| | 月 | 日 | 曜 | | | | | | |
| ミドルリーダー研修 | 6 | 16 | 木 | 講話 | 「教職員の力を引き出すリーダーシップの在り方」 | 株式会社 Meta-Design-Development | 福住 昌子 | 75 | |
| | 10 | 7 | 金 | 講話 演習 | 「ミドルリーダーの在り方」 | 尼崎市立難波小学校 教頭 | 森井 崇 | 75 | |
| | 1 | 26 | 木 | 講話 演習 | 「これからのミドルリーダーの役割 ～若者を育て、自分も育てる～」 | 兵庫教育大学大学院 特任教授 | 浅野 良一 | 75 | |
| 教務担当者研修 | 9 | 15 | 木 | 講話 | 「カリキュラム・マネジメント実現のための校内研修の工夫」 | 甲南女子大学 教授 | 村川 雅弘 | 64 | |
| 研究担当者研修 | 8 | 3 | 水 | 講話 | 「得する研究授業のやり方、見方大公開！」 | 教師塾あまから 代表 | 森川 正樹 | 59 | |
| 生徒指導担当者研修 | 12 | 15 | 木 | 講話 | 「子どもたちが主体的に関わる学校をつくる『みんなのルールメイキング』の取り組み」 | 認定NPO法人カタリバ みんなのルールメイキング事務局 | 山本 晃史 起塚 拓志 | 60 | |
| 養護教諭研修 | 7 | 7 | 木 | 講話 | 「～脱衣の問題から考える～内科検診を性教育の機会に」 「性教育のこれまでとこれから ～生命（いのち）の安全教育スタートに向けて大人が準備しておくべきこと～」 | NPO法人性暴力被害者センター・ひょうご代表 尼崎市医師会長・杉原小児科内科医院院長 尼崎市立水堂小学校 教諭 埼玉医科大学 助教 | 田口 奈緒 杉原 加寿子 吉岡 有可 高橋 幸子 | 69 | |
| 栄養教諭研修 ※食育研修講座も兼ねる | 1 | 16 | 月 | 講話 | 「食とSDGs」 | 武庫川女子大学短期大学部 准教授 | 藤本 勇二 | 42 | |
| 特別支援コーディネーター研修 | 7 | 29 | 金 | 講話 | 「気になる子どもの理解と支援 ～特別支援コーディネーターの役割～」 | くらしき作陽大学 教授 | 橋本 正巳 | 67 | |
| 体罰防止研修 | 6 | 28 | 火 | 講話 演習 | 「体罰防止マネジメント研修」 | 株式会社 Meta-Design-Development | 櫻井 直子 | 72 | |
| | 12 | 13 | 火 | 講話 演習 | 「体罰防止マネジメント研修」 | 株式会社 Meta-Design-Development | 櫻井 直子 | 72 | |
| | 8 | 2 | 火 | 講話 演習 | 「体罰防止指導方法研修」 | 株式会社 Meta-Design-Development | 福住 昌子 | 42 | |
| | 11 | 30 | 水 | 講話 演習 | オンライン講演「体罰の根絶に向けて」 「体罰防止指導方法研修」 | 追手門大学 准教授 株式会社 Meta-Design-Development | 巽 樹理 福住 昌子 | 35 | |
| | 6 | 22 | 水 | 講話 演習 | 「体罰防止アンガーマネジメント・ストレスコントロール研修」 | 株式会社 Meta-Design-Development | 鷲本 晴香 | 76 | |
| | 11 | 30 | 水 | 講話 演習 | オンライン講演「体罰の根絶に向けて」 「体罰防止とアンガーマネジメント 自分のため、相手のための怒りのコントロール」 | 追手門大学 准教授 株式会社 Meta-Design-Development | 巽 樹理 鷲本 晴香 | 75 | |
| 高校いじめ防止研修 | 6 | 30 | 木 | 講話 | 「高等学校におけるいじめ事案の問題点について」 | あおぞら法律事務所 弁護士 | 菊田 大介 | 33 | |
| | 10 11 12 | 21 2 14 | 金 水 水 | 講話 | 「発達特性の理解と関わりについて」 | 兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科医長 | 石原 剛広 | 150 | |
| 人権教育担当者研修 | 11 | 10 | 木 | 講話 | 「人権教育 これまでとこれから」 | Facilitator's LABO（えふらぼ） 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員 | 栗本 敦子 | 72 | |
| 教育用コンピュータシステム管理担当者研修 | 5 | 18 | 水 | 講話 | 「教育コンピュータシステムの管理と運用」 | 学校ICT推進課 係長 | 山下 崇 | 63 | |

| (3) 経験年数に応じた研修(経験年数別研修) | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----|---------|---|--------------|---|---|--|------|--|
| 研修・研修講座名 | 実施日 | | | 研修の形態 | テーマ・内容 | 講師所属・職名 | 講師名 | 受講人数 | |
| | 月 | 日 | 曜 | | | | | | |
| 臨時的任用教員等 資質向上研修 | 5 | 19 | 木 | 講話 | 「尼崎市の教育」「明日から使える授業スキル」 | 尼崎市立教育総合センター 所長 学校教育課 首席指導主事 | 北垣 裕之 堀 克之 | 38 | |
| | 7 | 29 | 金 | 講話 | 「本質にせまる授業づくり」 | 学校教育課 指導主事 学校教育課 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 | 川脇 いずみ 兼子 将 中村 匡孝 | 45 | |
| | 11 | 24 | 木 | 講話 | 「小学校・中学校における生徒指導の現状」 | 尼崎市立立花北小学校 校長 | 佐久間 直紀 | 37 | |
| 1年目教員必修研修 | 5 | 17 | 火 | 講話 | 「教職員としての心構え・服務について」「尼崎の教育について」「プロの教師のスキルとは」「学級づくり・授業づくり」「教職員としての接遇について」「研修の概要について」 | 学び支援課 課長 学校教育課 首席指導主事 学校教育課 首席指導主事 H.Y.教育エンタープライズ 代表 学び支援課 研修担当 指導主事 | 大森 康充 堀 克之 平山 直樹 橋場 由見子 吉向 良太 | 57 | |
| | 5 | 24 | 火 | 講話 | 「あーよかったな 先生になって～『つながりと感動』そして『笑顔』～」 「子どもたちの命を守るために～学校事故及びアレルギー疾患への対応について～」 「学校における食物アレルギー疾患対応」 | 教育サポーター兼元気塾PLUS 代表 保健体育課 指導主事 学校給食課 技師 | 仲島 正教 堂前 真依子 中庭 幸恵 | 44 | |
| | 6 | 14 | 火 | 講話 | 「あまよう特別支援学校の教育について」「インクルーシブ教育の視点に立った児童生徒支援」「困っている子によりそう特別支援教育について」 | あまよう特別支援学校 校長 特別支援教育担当 指導主事 あまよう特別支援学校 専任コーディネーター | 小寺 英樹 木徳 恭平 高木 裕美 | 45 | |
| | 6 | 28 | 火 | 講話 | 「子どもの『やった!』『できた!』を増やすポジティブ行動支援」 「シチズンシップ向上プログラムATTF IIについて」 | 大阪教育大学 大学院連合教職実践研究科 准教授 生涯・学習!推進課 | 庭山 和貴 矢倉 久仁香 | 44 | |
| | 7 | 5 | 火 | 講話 | 「評価について」 「『特別の教科 道徳』の指導」 | 学校教育課 指導主事 学校教育課 指導主事 四天王寺大学 教授 | 泉 知恵 兼子 将 杉中 康平 | 44 | |
| | 8 | 1 | 月 | 講話 | 「特別活動(クラブ活動を含む)について」 1～3年次教科グループ授業実践 | 尼崎市立中央中学校拠点校指導教員(元園田中学校校長) 学校ICT推進課 指導主事 尼崎市立立花中学校 教諭 尼崎市立小園中学校 教頭 尼崎市立成良中学校 教諭 尼崎市立立花中学校 教諭 尼崎市立大庄中学校 教諭 学校教育課 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 保健体育課 指導主事 学び支援課 研修担当 係長 | 藤山 亨 雨宮 久仁 山口 慎二 田中 かおり 小崎 典子 松本 拓也 里村 典子 兼子 将 中村 匡孝 山口 和孝 西谷 里美 | 13 | |
| | 8 | 2 | 火 | 講話 | 「今日の授業が未来の教育を創る」 「あなただけの国語の授業レシピ」 「小学校プログラミング教育超入門」 ～誰でも最初は初心者だ!～ | 大阪大谷大学 教授 兵庫教育大学附属小学校 教諭 | 今宮 信吾 林 孝茂 | 32 | |
| | 8 | 30 | 火 | 講話 | 「生徒指導について」 「教育相談について」 | いじめ防止生徒指導担当 指導主事 こども教育支援課 指導主事 | 佐野 竜也 津田 遼 | 44 | |
| | 9 | 6 | 火 | 講話 (Zoom) | 「LGBTQ～共に生きる社会を目指して～」 「ゲートキーパー入門講座」 ～子どものSOSをキャッチする～」 | 尼崎市立水堂小学校 養護教諭 NPO法人ゲートキーパー支援センター 理事長 | 吉岡 有可 竹内 志津香 | 44 | |
| | 9 | 13 | 火 | 講話 | 「教科等の指導におけるICTの活用」 「校外プランの作成について」 | 学校ICT推進課 学び支援課 研修担当 指導主事 | 米田 浩 吉向 良太 | 44 | |
| | 10 | 4 | 火 | 講話 見学 | 「尼崎の歴史」 尼崎城見学及び周辺散策(校外学習プラン作成における情報収集) | 尼崎市立歴史博物館 係長 | 桃谷 和則 | 44 | |
| | 11 | 8 11 | 火 | 演習 | 「授業実践交流 ～校外学習プランの交流～」 「授業実践研修」 | 学び支援課 研修担当 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 学校ICT推進課 指導主事 学校教育課 指導主事 保健体育課 指導主事 尼崎市立立花中学校 教諭 尼崎市立成良中学校 教諭 尼崎市立立花中学校 教諭 | 吉向 良太 中村 匡孝 雨宮 久仁 兼子 将 山口 和孝 山口 慎二 小崎 典子 松本 拓也 | 45 | |
| | 1 | 24 | 火 | 講話 | 「人権教育について」 「魅力ある授業づくり」 | 学校教育課 指導主事 学び支援課 課長 | 堀 祐輔 大森 康充 | 43 | |
| | 1 | 31 | 火 | 講話 演習 | 「他業種に学ぶ」 (小学校)「外国語・外国語活動の指導」 (中学校)「授業実践研修」 | 株式会社ふたごじてんしゃ 代表取締役 尼崎市立園田東小学校 主幹教諭 学び支援課 学校運営アドバイザー 学校教育課 主席指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 | 中原 美智子 手嶋 浩之 中 俊弘 平山 直樹 中村 匡孝 | 43 | |
| | 2 | 7 | 火 | 講話 | 「校務支援ソフトの活用・情報モラル教育について」 「学習者理解・学習指導のための教育評価」 | 学び支援課 調査・研究担当 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 大阪教育大学大学院 准教授 | 水本 美穂 吉向 良太 寺嶋 浩介 | 43 | |

| 研修・研修講座名 | 実施日 | | | 研修の形態 | テーマ | 講師所属・職名 | 講師名 | 受講人数 |
|-------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|----------|--|---|--|------|
| | 月 | 日 | 曜 | | | | | |
| 2年次教員研修 | 5 | 25 | 水 | 講話 | 「子どもの『やった!』『できた!』を増やすポジティブ行動支援-問題行動を予防し、望ましい行動を伸ばすには-」 「2年次教員研修の概要について」 グループ授業実践研修 | 大阪教育大学 大学院連合教職実践研究科 准教授 学び支援課 研修担当 指導主事 | 庭山 和貴 林 玄典 | 51 |
| | 8 | 1 | 月 | 演習 | 教科グループ授業実践研修 | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 林 玄典 | 18 |
| | 7 8 8 8 | 28 2 8 23 | 木 火 月 火 | 演習 | 教科グループ授業実践研修 | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 林 玄典 | 32 |
| | 10 10 10 11 11 | 7 13 31 2 29 | 金 木 月 水 火 | 演習 | 教科グループ授業実践研修 | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 林 玄典 | 32 |
| | 11 11 | 8 15 | 火 | 演習 | 教科グループ授業実践研修(公開授業、事後研究) | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 林 玄典 | 17 |
| 異校園種交流研修 (特別支援学校・高校) | 通年 | | | 講話 | 異なる校・園種との連携 (ITによる授業及び実践等) | 異なる校・園種との連携 (ITによる授業及び実践等) 各所属からの担当者を指導教官とする。 | | 54 |
| 3年次教員研修 | 6 | 15 | 水 | 講話 | 「子どもの「できた!」「やった!」を増やすポジティブ行動支援-問題行動を予防し、望ましい行動を伸ばすには-」 「3年次教員研修の概要について」 グループ授業実践研修 | 大阪教育大学 大学院連合教職実践研究科 准教授 学び支援課 研修担当 指導主事 | 庭山 和貴 吉向 良太 | 37 |
| | 8 | 1 | 月 | 演習 | 教科グループ授業実践研修 | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 吉向 良太 | 9 |
| | 9 9 9 10 11 | 15 22 29 13 29 | 木 木 木 木 火 | 演習 | 授業力向上研修授業実践交流 | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 吉向 良太 | 28 |
| | 11 11 11 12 2 | 16 17 23 2 9 | 水 木 月 木 木 | 演習 | 授業力向上研修授業実践交流 | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 吉向 良太 | 28 |
| | 11 11 | 8 15 | 火 | 演習 | 教科グループ授業実践研修(公開授業、事後研究) | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 吉向 良太 | 9 |
| 5年次相当教員研修 | 通年 | | | 講話 演習 | 授業力・指導力向上研修 | 各自研修に参加 | | 69 |
| 中堅教諭等資質向上研修 | 5 | 11 | 水 | 講話 | 「モヤモヤを話そう」 「令和4年度 中堅教諭等資質向上研修の概要」 | 株式会社 地域環境計画研究所 代表 学び支援課 研修担当 指導主事 | 若狭 健作 中村 匡孝 | 75 |
| | 7 | 21 | 木 | 講話 | 「小学校・中学校における生徒指導の現状」 | 尼崎市立立花北小学校 校長 | 佐久間 直紀 | 74 |
| | 8 | 31 | 水 | 講話 | 「生徒・児童の気づきと学びの最大化-GIGAスクールから探求・STEAM-」 | 日本アクティブ・ラーニング学会 会長 | 米田 謙三 | 74 |
| | 12 | 6 | 火 | 講話 演習 | 「授業」 | 学び支援課 課長 学び支援課 研修担当 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 学び支援課 調査・研究担当 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 | 大森 康充 吉向 良太 林 玄典 水本 美徳 中村 匡孝 | 74 |
| 15年次相当教員研修 | | | | 講話 | ミドルリーダーとしての資質向上 (今日的な教育課題等) | 各自研修に参加 | | 74 |
| 管外転入教員等研修 | 7 | 12 | 火 | 講話 | 「本市教員に望むこと」 | 尼崎市立教育総合センター 所長 | 北垣 裕之 | 22 |

| 2 希望による研修（専門研修） | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|----|---|-----------------|---|--|----------------------------------|------|--|
| (1) 教育課題等への対応研修 | | | | | | | | | |
| 研修・研修講座名 | 実施日 | | | 研修の形態 | テーマ | 講師所属・職名 | 講師名 | 受講人数 | |
| | 月 | 日 | 曜 | | | | | | |
| 人権教育研修講座 | 10 | 6 | 木 | 講話 | 「尼崎市外国籍住民の現状 ～外国人相談窓口の現場から～」 「JSL児童生徒への日本語支援について」 | ダイバーシティ推進課 大阪YMCA日本語学校 非常勤講師 | 伊藤 謙介 水井 直光 | 36 | |
| | 8 | 22 | 月 | 講話 | 「LGBTQ 共に生きる社会を目指して」 | 中央中学校 教諭 水堂小学校 主幹教諭・養護教諭 | 大田 裕己 吉岡 有可 | 59 | |
| | 7 | 29 | 金 | 講話 | 「子どもの権利を基盤とする学校づくり」 | 国連NGO子どもの権利条約総合研究所 研究員 | 吉永 省三 | 36 | |
| | 8 | 18 | 木 | 講話 (Zoom・集合) | 「ヤングケアラーの現状と課題 ～学校と福祉の連携を考える～」 | 大阪歯科大学 教授 | 濱島 淑恵 | 89 | |
| 食育研修講座 ※栄養教諭研修も兼ねる | 1 | 16 | 月 | 講話 | 「食とSDGs」 | 武庫川女子大学短期大学部 准教授 | 藤本 勇二 | 4 | |
| 子ども理解のための 研修講座 | 8 | 3 | 水 | 講話 | 「思春期の身体の不調 ～起立性調節障害～」 | えがおのこどもしもたけクリニック 院長 | 下竹 敦哉 | 72 | |
| | 8 | 10 | 水 | 講話 | 「ゲートキーパー入門講座～子どものSOSをキャッチする～」 | NPO法人 ゲートキーパー支援センター 理事長 | 竹内 志津香 | 50 | |
| 一般教養研修講座 | 7 | 25 | 月 | 落語 曲芸 講話 | 「あなたのまわりの発達障害～ともにイキイキ生きるには～」 | 道心時 住職 ・ 落語家 太神楽曲芸師 | 露の団 姫 豊来家大治朗 | 48 | |
| 学校飼育動物研修講座 | 6 | 17 | 金 | 講話 | 「学校飼育動物の意義と目的、最適な飼育環境について」 「動物アレルギーの基礎知識などについて」 「ウサギ等の取り扱いについて」 | 一般社団法人尼崎市開業獣医師会 会長 尼崎市開業獣医師会 副会長 学校飼育動物委員会 委員長 学校飼育動物委員会 副委員長 | 大松 健 石川 智也 村上 義久 喜多村 幸紀 | 8 | |
| 情報モラル・セキュリティ研修講座 | 12 | 7 | 水 | 講話 | 「複雑化するネットいじめ」 | 華頂短期大学 准教授 | 堀出 雅人 | 11 | |
| プログラミング教育研修講座 | 8 | 5 | 金 | 講話 演習 | 「ゼロからはじめる小学校プログラミング教育 ～コンピュータで問題解決に挑戦しよう～」 | 兵庫教育大学附属小学校 教諭 | 林 孝茂 | 22 | |
| 就学前教育研修 | 7 | 28 | 木 | 講話 実技指導 | 「子どもは”あそび”の中から気づく事が一杯！ 大いに楽しく遊びましょう!!」 | みんなげんきジム 代表 大阪芸術大学短期大学部 特任教授 みんなげんきジム 音楽指導部長 | 米田 和正 山田 美紀子 源 悦子 | 54 | |
| インクルーシブ教育研修講座 | 8 | 8 | 月 | 講話 (Zoom・集合) | 「通常の学級における、発達特性を抱える子どもの支援について」 | 愛媛大学 名誉教授 | 花熊 暁 | 95 | |
| ICT活用研修講座 | 8 | 18 | 木 | 講話 | 「生徒・児童の気づきと学びの最大化～GIGAスクールから探求・STEAM～」 | 日本アクティブ・ラーニング学会 会長 | 米田 謙三 | 40 | |
| 学級集団づくり研修講座 (学級経営) | 5 | 30 | 月 | 講話 (Zoom) | 「教育×笑い=∞ 笑って学ぶ楽しい学校」 | 大阪成蹊大学 准教授 | 福岡 亮治 | 37 | |

| (2) 教科等の指導力向上をめざした研修 | | | | | | | | | |
|----------------------|-----|----|---|--------------|--|---|---|------|--|
| 研修・研修講座名 | 実施日 | | | 研修の形態 | テーマ | 講師所属・職名 | 講師名 | 受講人数 | |
| | 月 | 日 | 曜 | | | | | | |
| 授業力向上研修講座 | 8 | 4 | 木 | 講話 演習 | 「授業デザイン」 | 学校教育課 指導主事 学校教育課 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 | 兼子 将 川崎 いづみ 中村 匡孝 | 56 | |
| 国語科教育研修講座 | 7 | 21 | 木 | 講話 | 「多層指導モデルMIMを用いた『読みの学習』」 | 西東京市立住吉小学校 主任教諭 | 栗原 光世 | 57 | |
| | 7 | 27 | 水 | 講話 | 「主体的・対話的で深い学びをつくる授業づくり(説明的な文章編)」 | 明星大学 教授 | 白石 範孝 | 58 | |
| | 7 | 27 | 水 | 講話 | 「主体的・対話的で深い学びをつくる授業づくり(文学的な文章編)」 | 明星大学 教授 | 白石 範孝 | 65 | |
| | 8 | 3 | 水 | 講話 | 「確かな言葉の力を育む国語授業づくり」 | 桃山学院教育大学 教授 | 二瓶 弘行 | 64 | |
| 国語科教育(書教育)研修講座 | 10 | 27 | 木 | 公開授業 講話 | 4年 毛筆「友」 確かな力を育む書写授業 | 潮小学校 教諭 神戸女子短期大学 教授 | 南島 伸子 山内 有香子 | 15 | |
| 社会科教育研修講座 | 8 | 2 | 火 | 講話 演習 | 「授業実践を持ち寄ってポットラックパーティー」 | 尼崎市立立尾高等学校 教諭 | 尾之内 潤 | 32 | |
| | 11 | 29 | 火 | 講話 | 「尼崎市立歴史博物館について ～主体的な学びにおける活用の観点から～」 | 尼崎市立歴史博物館 文化財担当係長 尼崎市立歴史博物館 史料担当係長 | 桃谷 和則 河野 未央 | 22 | |
| 算数科教育研修講座 | 8 | 4 | 木 | 講話 (Zoom) | 「子どもが動き出す算数授業&学級経営」 | 全国算数授業研究会 常任理事 関西大学初等部 教諭 | 尾崎 正彦 | 61 | |
| 数学科教育研修講座 | 8 | 4 | 木 | 講話 | 「『個別最適な学び』の実現に向けて評価の在り方を考える」 | 姫路大学 准教授 | 榎並 雅之 | 9 | |
| 理科教育研修講座 | 8 | 5 | 金 | 講話 | 「自然を観る目を広げる理科の本質的な学びを ～自然と自然のきまりの学びが子どもの目を輝かせる～」 | 奈良教育大学附属小学校 前副校長 | 井上 龍一 | 47 | |
| 図工・美術科教育研修講座 | 6 | 30 | 木 | 講話 演習 | 「子供の姿から考える図画工作科・美術科の指導」 | 東京家政大学 教授 | 岡田 京子 | 42 | |
| 体育科教育研修講座 | 7 | 22 | 金 | 講話 演習 | 「リズムを使った体育指導～バレーボール編～」 | 一般社団法人 スポーツリズムトレーニング 協会 代表理事 | 津田 幸保 | 27 | |
| 技術科教育研修講座 | 8 | 8 | 月 | 講話 演習 | 「内容D.『情報に関する技術』における実践の方向性」 | 兵庫教育大学大学院 教授 | 森山 潤 | 12 | |
| 外国語・英語科教育研修講座 (1) | 7 | 26 | 火 | 講話 | 「外国語教育の現状とその在り方について 『外国語指導者養成中央研修』より」 | 尼崎市立武庫南小学校 教諭 | 宮武 夏貴 | 20 | |
| 外国語・英語科教育研修講座 (2) | 8 | 10 | 水 | 講話 | 「さらなる言語活動の充実を目指して～人間教育学的視点から～」 | 大阪教育大学 教授 | 加賀田 哲也 | 22 | |
| 家庭科教育研修講座 | 8 | 8 | 月 | 講話 | 「おいしさや健康を考えた新しい食品の開発」 | 園田学園女子大学 教授 | 渡辺 敏郎 | 14 | |
| 特別活動研修講座 | 7 | 26 | 火 | 講話 (Zoom) | 「いじめを防止児童生徒一人一人に居場所のある人間関係を構築するために」 | 近畿大学工学部教育推進センター 教授 | 松岡 敬興 | 41 | |
| 道徳教育研修講座 | 7 | 25 | 月 | 講話 | 「子どもたちの対話を大切にした道徳科授業の在り方(小学校編)」 | 四天王寺大学 教授 | 杉中 康平 | 31 | |
| | 7 | 26 | 火 | 講話 | 「子どもたちの対話を大切にした道徳科授業の在り方(中学校編)」 | | | 14 | |
| アプローチ・カートリッジ研修講座 | 2 | 9 | 木 | 講話 | 「学びをつなぐ接続連携のあり方～幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を活用して～」 | 大阪教育大学 地域連携・教育推進センター 准教授・副センター長 | 佐久間 教史 | 21 | |
| 幼児教育研修講座 | 7 | 26 | 火 | 講話 (Zoom) | 「子どもの見方、指導の仕方」 | 関西国際大学 教授 | 中尾 繁樹 | 52 | |
| | 8 | 9 | 火 | 講話 演習 | 「低学年・幼稚園でできる楽しい合奏と歌」 | めぐみ幼稚園 | 松岡 要 | 36 | |
| | 8 | 19 | 金 | 講話 演習 | 「豊かな表現を引き出す造形遊び ～描く遊びを中心として～」 | びわこ学院大学 教授 | 中井 清津子 | 34 | |
| 音楽科教育研修講座 | 8 | 9 | 火 | 講話 | 「『Chrome Music Lab』を楽しもう～STEAM教育の試み」 | 神戸女子大学 教授 | 小林 田鶴子 | 25 | |
| 研究担当者研修講座 | 8 | 3 | 水 | 講話 (Zoom) | 「得する研究授業のやり方、見方大公開！」 | 教師塾「あまから」代表 | 森川 正樹 | 59 | |
| 教育総合センター研究発表会 | 3 | 3 | 金 | 講話 (Zoom) | 発表1 エビデンスに基づく教育実践研究部会 発表2 ICT活用推進部会 先進的モデル校実証研究 発表3 探究的な学習研究部会 発表4 体力向上研究部会 | 学び支援課 調査・研究担当 係長 学び支援課 調査・研究担当 指導主事 学校ICT推進課 係長 学校ICT推進課 指導主事 学び支援課 研修担当 指導主事 | 日野 祐甫 水本 美穂 山下 崇 雨宮 久仁 林 玄典 | 67 | |

3 研究部会

| 研修・研修講座名 | 実施日 | | | 研修の形態 | テーマ・内容 | 講師所属・職名 | 講師名 | 受講人数 |
|------------------|---------------|--------------|----------------|--|---|--|------------------------|------|
| | 月 | 日 | 曜 | | | | | |
| エビデンスに基づく教育実践研究会 | 7 | 7 | 木 | 講話 (Zoom) | 「エビデンスに基づく教育実践研究会の概要と今後の予定」 | 学び支援課 調査・研究担当 係長 学び支援課 調査・研究担当 指導主事 | 日野 祐甫 水本 美徳 | 58 |
| | 7 | 25 | 月 | 演習 | 「Web分析システム『SYEN (シエン)』の見方・操作方法等」 | 学び支援課 調査・研究担当 係長 学び支援課 調査・研究担当 指導主事 | 日野 祐甫 水本 美徳 | 19 |
| | 12 | 5 | 月 | 講話 演習 | 「学力向上の成果を上げている学校の特徴と自校の取組」 | 早稲田大学教職大学院 教授 学び支援課 調査・研究担当 指導主事 | 田中 博之 水本 美徳 | 58 |
| | 2 | 16 | 木 | 講話 演習 | 「R4あまっ子ステップ・アップ調査から分かる尼崎市の様子・Web分析システム『SYEN (シエン)』の見方・分析方法等」 「R4あまっ子ステップ・アップ調査から考える今年度の振り返りと次年度」 | 株式会社ベネッセコーポレーション 学び支援課 調査・研究担当 指導主事 | 大塚 晋平 水本 美徳 | 41 |
| | 3 | 2 | 木 | | | | | 17 |
| ICT活用推進部会 | 6 | 9 | 木 | 講話 (Meet) | 講義:授業支援アプリ「先進事例の共有① (Google) 」 | Google for Education Japan 市場開発部 /顧客戦略部 | 長谷川 藍子 喰田 優綾 | 58 |
| | 6 | 30 | 木 | 講話 (Meet) | 講義:授業支援アプリ「先進事例の共有② (ロイロノート) 」 | 株式会社LoiLo | 健本 優紀 | 64 |
| | 7 | 28 | 木 | 講話 演習 | 講義:先進校の取組「各校のこれまでの取組」 | 尼崎市立尼崎北小学校 教諭 尼崎市立園田東中学校 教諭 学校ICT推進課 係長 | 吉仲 伸隆 西前 孝嗣 山下 崇 | 61 |
| | 10 | 21 | 金 | 講話 演習 | 講義「ICTを効果的に活用した学習」 | 昭和女子大学 准教授 | 緩利 誠 | 53 |
| | 11 ~ 12 | | | 演習 (非同 期) | ワーク:学校での取組の共有「学校の取組から学ぶ (Google Workspace)によるオンライン非同期型研修」 | 学校ICT推進課 係長 | 山下 崇 | - |
| | 2~ 3 | 9 16 2 | 木 | 演習 (Meet) | ワーク&まとめ「ふりかえり」 | 学校ICT推進課 係長 | 山下 崇 | 58 |
| 探究的な学習研究会 | 6 | 28 | 火 | 集合研修 | 「これからの社会で求められる資質・能力と 変数を取り入れた授業づくり」 | 徳島大学 准教授 | 福井 昌則 | 5 |
| | 11 | 28 | 月 | 公開授業 | 尼崎市立尼崎高等学校 第1学年 総合的な探究の時間 「課題解決学習 県立柏原高等学校との オンライン交流」 | 学校ICT推進課 指導主事 | 雨宮 久仁 | 12 |
| | | | 公開授業 | 尼崎市立尼崎高等学校 第1学年 歴史総合「ファンズム」 | | | | |
| | 12 | 12 | 月 | 公開授業 | 尼崎市立南武庫之荘中学校 第3学年 数学科 「トランプゲームを通して、確率を深める」 | | | 2 |
| | 1 | 19 | 木 | 公開授業 | 尼崎市立上坂部小学校 第6学年 理科「てこのはたらき」 | | | 2 |
| 3 | 22 | 水 | 総括研修 (Zoom) | 総括研修 「探究的な学習研究会 部員が行った授業への総括と次年度 への展望」 | 徳島大学 准教授 | 福井 昌則 | 4 | |
| 体力向上研究会 | 6 | 29 | 水 | 講話 | 「研究テーマの設定・今後の研究について」 | 学び支援課 研修担当 指導主事 | 林 玄典 | 10 |
| | 7 | 22 | 金 | 講話 演習 | 「バレーボールにおけるリズム指導」 「リズムジャンプ1学期の取組報告」 「主運動につながる準備運動の開発」 「2学期の取組について」 | 一般社団法人 スポーツリズムトレーニング 協会 代表理事 学び支援課 研修担当 指導主事 | 津田 幸保 林 玄典 | 10 |
| | 12 | 15 | 木 | 講話 演習 | 「バスケットボールにおけるリズム指導」 「表現運動におけるリズム指導」 「主運動につながる準備運動の開発」 | 一般社団法人 スポーツリズムトレーニング 協会 代表理事 学び支援課 研修担当 指導主事 | 津田 幸保 林 玄典 | 10 |
| | 1 | 30 | 月 | 講話 演習 | 「幼児が楽しく取り組めるリズムジャンプ指導について」 「主運動につながる準備運動の開発」 「研究報告書について」 | 一般社団法人 スポーツリズムトレーニング 協会 代表理事 学び支援課 研修担当 指導主事 | 津田 幸保 林 玄典 | 10 |

ウ 令和4年度 研究テーマ・専任講師 等

| 研究部会名 | 研究テーマ・専任講師 | 人数 |
|---------------------------|--|-------------------------------|
| ICT 活用 推進部会 | 【尼崎市版 GIGA スクール構想 (AGS)】の実現に向けての取組 －尼崎市全教職員のさらなる ICT 活用指導力向上をめざして－ | 各学校 より任 意の教 諭で構 成 |
| エビデンスに基 づく教育実践 研究部会 | 学力調査結果の分析・活用 －各学校における授業改善や学力向上の取組の充実を目指して－ | 58 |
| 体力向上 研究部会 | ホップ!スマイル!!リズムジャンプ!!! － 幼児 児童 生徒の体力づくりおよび体力向上を目指した リズムジャンプの活動実践 － 【専任講師】一般社団法人 スポーツリズムトレーニング協会 津田 幸保 代表理事 | 10 |
| 探究的な学習 研究部会 | 「多面的・多角的な視点で物事を考える場面づくりとこれからの 社会を見据えた資質能力の育成」 【専任講師】徳島大学 福井 昌則 准教授 | 5 |

エ 教育情報事業

(実績については令和4年度末現在)

(7) 主教育資料の収集・整備・提供

教育に関する情報を収集・整備して教育関係職員に提供し、資質の向上に役立て、教育の振興を図る。

- ・教育関係図書 12,154 冊
- ・教育関係資料（研究紀要・報告書等） 98 冊
- ・逐次刊行物
雑誌収集数 12 タイトル

(4) 教育広報活動

広報活動を通して、市民、保護者、教職員へ、教育の啓発を図る。

- ・「教育総合センターだより」 No. 164～ No. 167
- ・教育広報誌「教育あまがさき」 第90号～第91号

(7) 阪神南第一教科書センターの管理運営

教科書を展示し、教職員が行う教科内容の研究や指導計画作成に便宜を与えると同時に、保護者や市民に、教科書についての関心や認識を深めてもらう。

- ・常時展示（9：00～21：00）
- ・法定展示（令和4年6月10日（金）～6月29日（水））

(エ) 教育関係資料の収集・展示

各学校・園、教育機関、全国の教育研究所等の教育関係資料を展示する。

- ・研究冊子・研究報告書・周年記念誌・幼稚園行事・プログラム等

(オ) 各種刊行物

- ・教育研究報告書 紀要60号

＜ 社会教育 ＞

1 社会教育・社会体育関連施策の推進

本市では、ありたいまち「ひと咲 まち咲 あまがさき」の実現に向け、第6次尼崎市総合計画に基づき、「① 地域コミュニティ・学び」、「② 人権尊重・多文化共生」、「③ 学校教育」、「④ 子ども・子育て支援」、「⑤ 地域福祉」、「⑥ 障害者支援」、「⑦ 高齢者支援」、「⑧ 健康支援」、「⑨ 生活安全」、「⑩ 消防・防災」、「⑪ 地域経済・雇用就労」、「⑫ 環境保全・創造」、「⑬ 都市機能・住環境」の13施策に取り組んでいます。

尼崎市教育委員会事務局社会教育部では、第6次尼崎市総合計画に掲げる13施策のうち、「① 地域コミュニティ・学び」、「② 人権尊重・多文化共生」、「③ 学校教育」に関連した、社会教育・社会体育関連施策を実施しています。

【尼崎市総合計画における社会教育・社会体育関連施策】

| 施策の体系 | | 主管課 | 事業名 | 内容説明 |
|---------------|---------------------|-------|-----------------|---|
| 施策名 | 展開方向 | | | |
| ① 地域コミュニティ・学び | 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進 | 社会教育課 | 学社連携推進事業 | 地域学校協働活動を推進するため、地域の豊かな社会資源を活用し、子どもたちの地域社会の中での様々な体験や学校の求めと地域力をマッチングし、より効果的な支援が行われるよう調整するコーディネーターを全市立小学校に配置するとともに、市立中学校、市立高等学校、市立特別支援学校に順次、配置する。また、市立学校に順次、設置する学校運営協議会との一体的推進を図る。 |
| | | | 成人教育事業 | ユネスコ活動事業を振興するとともに、平和都市宣言の趣旨を啓発する等、平和について考える機運を高める。 |
| | 中央図書館 | | 図書館行事事業 | 講座等の参加を通じて利用者に身近に感じられる図書館として利用拡大を図る。 |
| | | | 障がい者等サービス事業 | ①郵送貸出し 来館困難な障がい者に対し、利用の便を図るため、図書や録音テープを郵送貸出しする。 ②対面朗読 視覚障がい者に対し、希望に応じて資料の対面朗読を行う。 |
| | | | 図書等購入事業 | 市民の利用に供するための図書及びAV資料並びに逐次刊行物を購入する。 |
| | | | 図書館サービス網関係事業 | 図書館を通じて生涯学習が行えるように、中央・北図書館、中央北・中央南・小田北・大庄南・立花北・武庫東・園田西生涯学習プラザ図書室及びユース交流センター図書室をオンラインで結び、図書の貸出・返却・資料検索等を行う。 |
| | | | 北図書館指定管理者管理運営事業 | 北図書館の管理運営を指定管理者に委ねることにより、図書館サービスのより一層の充実とその効率化を図る。 |

| 施策の体系 | | 主管課 | 事業名 | 内容説明 |
|---------------|---------------|--|----------------------|---|
| 施策名 | 展開方向 | | | |
| ① 地域コミュニティ・学び | 歴史遺産の継承と学びの充実 | 歴史博物館 | 文化財保護啓発事業 | 尼崎市文化財保護審議会の調査審議を経て、市指定文化財を指定し、文化財に関する保護・普及に努める。また、埋蔵文化財保護の周知徹底を図るとともに、遺跡の調査等を行う。また、個人住宅建設にかかる緊急発掘調査等を、公費により実施することで、埋蔵文化財の保護等を図る。 |
| | | | 歴史博物館資料保存事業 | 歴史博物館に展示・収蔵する歴史資料等の購入を行い、収蔵資料を適切に保存する。 |
| | | | 歴史博物館展示事業 | 尼崎の歴史や文化財に関わるテーマで、歴史博物館が所蔵する文化財・歴史資料を活用した企画展を年間3回程度開催する。また、10～11月には他都市の博物館等から借用した貴重な文化財・歴史資料も交えた特別展を開催する。 |
| | | | 歴史博物館教育普及事業 | 尼崎の文化財・歴史に関わる講座や体験学習会を開催すると共に、学校教育との連携を図っていく。また、博物館資料の整理や体験学習を学芸員と協働で行う市民ボランティアを養成し、尼崎の文化財・歴史に関する市民の関心を高めていく。 |
| | | | 文化財保存活用地域計画策定事業 | 文化財の保存と活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画について令和7年度の策定に向けた検討を進める。 |
| | | | あまがさきアーカイブズ推進事業 | 古文書・近現代文書、写真・地図などの地域史料を収集、保存し、市民・研究者に公開するなど活用を図るとともに、紀要『地域史研究』を発行する。 |
| | | | 歴史的公文書等管理・公開事業 | 尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づき、保存期間を終えた公文書のうち、歴史的資料として重要な公文書（特定歴史的公文書）を市民共有の知的資源と位置付け、歴史博物館において適切に保存する。また、特定歴史的公文書の閲覧利用制度を定めることにより、現在と将来の市民への説明を果たしていく。 |
| | | | MLA連携推進事業 | MLA連携（博物館（M）、図書館（L）、文書館（A）の協力・連携活動）を推進し、市民の学びを支える環境を整備する取組の一環として、歴史資料の電子化を実施するとともに、これをウェブ公開していくためのデジタルアーカイブを運用していく。 |
| | | | 田能資料館展示事業 | 弥生時代の生活や技術・文化の発展を探り、弥生文化の重要性について周知を図るとともに、文化財と郷土文化に対する市民の理解・関心を高める。 |
| | 田能資料館教育普及事業 | 古代の生活を体験する各種体験学習事業を市民と協働で実施するなど、教育普及事業を行う。 | | |
| | スポーツに親しむ機会の充実 | スポーツ推進課 | 「スポーツのまち尼崎」促進事業 | スポーツの全国大会等を誘致することにより、市民のスポーツへの参加意識の高揚と競技力の向上を促進し、「スポーツのまち尼崎」をアピールすることでイメージアップを図る。 |
| | | | 「スポーツのまち尼崎」フェスティバル事業 | 子どもから高齢者まで幅広く参加できるスポーツ交流事業を行うことにより、市民のスポーツへの関心、参加意欲の向上を促し、「スポーツのまち尼崎」の実現に資する。 |
| | | | ふれあいスポーツ推進事業 | 記念公園総合体育館ヘルスエリアに体格に合わせて調節のできるトレーニングマシンや車椅子利用者も利用できるトレーニングマシン等を設置するとともに、トレーニングの実技指導を行うことにより、市民の体力向上や健康の保持増進を図る。 |
| | | | 生涯スポーツ・レクリエーション事業 | スポーツやレクリエーション活動に親しむ機会と場を提供し、健康づくりやコミュニティづくりへの関心を高め、スポーツ、レクリエーション活動の普及、振興を図る。 ・月例事業 ・がんばりカード事業 ・スポーツ推進委員事業 ・あまがさき市民ウォーク事業 |

| 施策の体系 | | 主管課 | 事業名 | 内容説明 |
|---------------|---------------|---------|----------------------------|---|
| 施策名 | 展開方向 | | | |
| ① 地域コミュニティ・学び | スポーツに親しむ機会の充実 | スポーツ推進課 | 市民スポーツ振興事業 | 市民スポーツの振興を図るため、指導者の養成や全国大会等に出場する市民に激励金を支給するほか、優秀な成績を収めた選手や功績のあった指導者を顕彰する。 ・スポーツ振興激励金事業 ・スポーツ表彰事業等 |
| | | | スポーツ大会事業 | 市民のスポーツ振興と健康の保持・増進を図るため、各種の大会を開催する。 ・市民スポーツ祭 ・マスターズ選手権大会 ・市長旗大会 ・兵庫県郡市区対抗、阪神地区都市対抗駅伝競走大会 |
| | | | 学校開放事業 | 市立学校のスポーツ施設（グラウンド、体育館及び柔剣道場）を市民に開放し、市民スポーツや地域スポーツ活動の振興を図る。 |
| | | | 体育協会等補助金 | 尼崎市体育協会、尼崎市レクリエーション協会及び（公財）尼崎市スポーツ振興事業団に対する助成を行うことにより、本市スポーツの推進を図る。 |
| | | | 地区体育館等指定管理者管理運営事業 | 指定管理者に委託し、健康づくり等のスポーツ施策を推進するとともに、地区体育館等を円滑に運営する。 |
| | | | 地区体育館等施設運営事業 | 地区体育館等の維持管理等に必要な経費の支出を行う。 |
| | | | 地区体育館等整備事業 | 公共施設の適正な維持管理と利用者の安全確保のため、施設整備等を行う。 |
| | | | 立花体育館予防保全事業 | 尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）に基づき、予防保全による施設の長寿命化に向け、立花体育館の改修を行う。 |
| | | | （仮称）健康ふれあい体育館整備事業 | 尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）に基づき、老朽化が著しい武庫体育館及び福喜園の機能を統合した施設の整備を進める。 |
| ② 人権尊重・多文化共生 | 地域における人権推進 | 社会教育課 | 人権啓発活動事業 | 基本的な人権が尊重される地域社会の形成に向け、人権啓発資料の作成を行うとともに、学習会や講演会を実施し、市民意識の高揚を図る。 |
| | | | 人権啓発リーダー育成事業 | 人権学習グループなどが実施する人権学習会等で助言するリーダーを育成することにより、市民の学習の促進と充実を図る。 |
| ③ 学校教育 | 他者とながら学校園づくり | 社会教育課 | コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）推進事業 | 子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化するなか、市立学校に学校運営協議会を設置し、地域住民等が学校運営に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」の仕組みを導入することにより、「地域とともにある学校づくり」を推進する。 |
| | | | 青少年健全育成啓発事業 | 市民に青少年の健全育成について、あらゆる機会を通じて積極的に啓発し、意識の高揚を図る。 |
| | | | 少年補導活動事業 | 青少年を有害な環境から守り、非行に走らないよう、少年補導委員による補導活動・相談活動・啓発活動を実施するほか、少年補導関係機関と連携し、補導活動を円滑かつ効果的に推進する。 |

2 社会教育施設

(1) 文化財施設

① 歴史博物館

尼崎の歴史文化に学び、未来に向けた新たな活動が生まれる拠点として、城内地区の歴史的建造物である旧尼崎高等女学校校舎を保存・活用し、歴史博物館、埋蔵文化センター及び公文書館の機能を併せ持つ施設として整備した、博物館法に基づく登録博物館である。

② 田能資料館

昭和40年に発見された田能遺跡は、猪名川左岸の低湿地帯に営まれた近畿地方を代表する弥生時代の集落跡である。出土した考古資料及び屋外復元施設を広く公開することにより、郷土文化に対する市民の関心を高め、教育、学術及び文化の振興を図ることを目的としている。

施設概要

| 施設名 | | 歴史博物館 | | | 田能資料館 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|--|------------|--|---|----|--|----|-------------|-------------|------------|--|--|--|----|----|----|-------------|-------------|------------|
| 概要 | | 歴史博物館 | | | 田能資料館 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | | 尼崎市南城内10番地の2 | | | 尼崎市田能6丁目5番1号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | | 6489-9801 FAX 6489-9800 | | | 6492-1777 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開設年月日 | | 令和2年10月10日 | | | 昭和45年7月25日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物の構造 | 敷地面積 | 鉄筋コンクリート3階建 | | | 8,139.30 m ² | | 5,219.73 m ² | | | | | | | | | | | | | |
| | 建築延面積 | | | | 本館 4,706 m ² 産業資料展示室 255 m ² | | 収蔵庫 371.39 m ² 復元住居 88 m ² | | | | | | | | | | | | | |
| 屋内及び屋外施設の内訳 | | 本館 事務室、市民活動室、埋蔵文化財関係諸室（考古資料洗浄室ほか） 常設展示室、ガイダンス室、資料収蔵整理関係諸室（特別収蔵庫ほか） 企画展示室、教育普及関係諸室（講座室ほか）、あまがさきアーカイブズ関係諸室 産業資料展示室 | | | 収蔵庫：鉄筋造1階建 復元住居：木造 茅葺き3棟 | | 屋内：事務室、展示室、展示・学習室、収蔵室、図書室、整理・研究室、作業室 屋外：墳墓標示10基 復元住居2棟 復元高床倉庫1棟 方形周溝2基 | | | | | | | | | | | | | |
| 利用方法 | 申込方法 | 団体利用のみ事前申込み | | | 同左 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 開館時間 | 午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで) | | | 午前10時～午後5時 (入館は午後4時30分まで) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 休館日 | 月曜日（祝休日と重なる場合は、直後の平日を休館）及び12月29日～1月3日 | | | 月曜日（祝休日と重なる場合は、直後の平日を休館）及び12月29日～1月3日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度利用状況 | | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">入館者数</td> <td>総数</td> <td>個人</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>人 39,351</td> <td>人 35,278</td> <td>人 4,073</td> </tr> </table> | | | 入館者数 | 総数 | 個人 | 団体 | 人 39,351 | 人 35,278 | 人 4,073 | <table border="1"> <tr> <td>総数</td> <td>個人</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td>人 31,108</td> <td>人 29,423</td> <td>人 1,685</td> </tr> </table> | | | 総数 | 個人 | 団体 | 人 31,108 | 人 29,423 | 人 1,685 |
| 入館者数 | 総数 | 個人 | 団体 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人 39,351 | 人 35,278 | 人 4,073 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 個人 | 団体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人 31,108 | 人 29,423 | 人 1,685 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

文化財保護

文化財保護審議会を設置し、国指定文化財、県指定文化財に加えて、本市単独の市指定文化財を指定し、文化財の保護に努めている。

(令和4年度末現在 国・県・市指定文化財74件 国登録文化財54件)

① 国指定文化財

| 番号 | 種別 | 指定年月日 | 名称 | 数量 | 所在地及び所有者 |
|----|-----|--------------------------------|----------------------------|-----|-----------------------|
| 1 | 彫刻 | 明治37年2月18日 | 木造日隆上人坐像(伝浄伝作) | 1 軀 | 開明町3-13 本興寺 |
| 2 | 建造物 | 大正3年4月17日 (昭和36年12月27日追加指定) | 本興寺開山堂 附 棟札2枚 | 1 棟 | 〃 |
| 3 | 〃 | 〃 | 本興寺三光堂 | 1 棟 | 〃 |
| 4 | 〃 | 昭和49年5月21日 | 本興寺方丈 附 玄関1棟・棟札2枚 | 1 棟 | 〃 |
| 5 | 〃 | 〃 | 長遠寺本堂 附 棟札2枚 多宝塔 附 棟札5枚 | 2 棟 | 寺町10 長遠寺 |
| 6 | 工芸 | 大正11年4月13日 | 太刀 銘恒次(名物数珠丸) | 1 口 | 開明町3-13 本興寺 |
| 7 | 〃 | 大正15年4月19日 | 太刀 銘守家 附 蒔絵太刀拵 | 1 口 | 東桜木町3(尼信会館) 尼信文化基金 |
| 8 | 史跡 | 昭和41年9月2日 | 近松門左衛門墓 | 1 基 | 久々知1-3 広濟寺 |
| 9 | 〃 | 昭和44年6月30日 | 田能遺跡 | | 田能6-5-1 尼崎市 |

ただし、個人所有は含まず。

② 県指定文化財

| 番号 | 種別 | 指定年月日 | 名称 | 数量 | 所在地及び所有者 |
|----|------|------------|-------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 1 | 建造物 | 昭和40年3月16日 | 長遠寺鐘楼・客殿・庫裡 | 3 棟 | 寺町10 長遠寺 |
| 2 | 〃 | 昭和43年3月29日 | 富松神社本殿 | 1 棟 | 富松町2-23-1 富松神社 |
| 3 | 〃 | 〃 | 石造十三重塔 | 1 基 | 武庫元町2-9-2 須佐男神社 |
| 4 | 書跡 | 昭和42年3月31日 | 大覚寺文書 | 56 点 | 南城内10-2(尼崎市) 大覚寺 |
| 5 | 彫刻 | 昭和51年3月23日 | 木造阿弥陀如来坐像 | 1 軀 | 戸ノ内町2-4-11 治田寺 |
| 6 | 考古資料 | 平成3年3月30日 | 田能遺跡出土の遺物 銅剣鑄型片 白銅製釧 碧玉製管玉 | 1 個 1 個 632 個 | 田能6-5-1 尼崎市 |
| 7 | 歴史資料 | 平成13年3月30日 | 撰津職河辺郡猪名所地図 | 1 幅 | 南城内10-2 尼崎市 |
| 8 | 建造物 | 平成14年4月9日 | 天満神社本殿 附 棟札1枚 | 1 棟 | 長洲本通3-5-1 天満神社 |
| 9 | 〃 | 平成15年3月25日 | 本興寺鐘楼 | 1 棟 | 開明町3-13 本興寺 |
| 10 | 〃 | 平成30年3月20日 | 旧小阪家住宅 | 1 棟 | 扇町33-4 兵庫県 |

③ 市指定文化財

| 番号 | 種別 | 指定年月日 | 名称 | 数量 | 所在地及び所有者 |
|----|------|------------|--------------------------|---------|----------------|
| 2 | 建造物 | 昭和58年3月24日 | 如来院石造笠塔婆 | 1 基 | 寺町11 如来院 |
| 3 | 絵画 | 昭和58年3月24日 | 絹本着色涅槃図 | 1 幅 | 寺町10 長遠寺 |
| 4 | 工芸 | 〃 | 鱈口・雲版 | 3 口・1 口 | 〃 |
| 6 | 〃 | 昭和59年3月26日 | 銅鐘 | 1 口 | 寺町11 如来院 |
| 7 | 考古資料 | 〃 | 御園古墳石棺 | 1 基 | 塚口本町8-1-24 尼崎市 |
| 8 | 〃 | 〃 | 流水文銅鐸 | 1 口 | 開明町3-13 本興寺 |
| 9 | 建造物 | 昭和60年3月30日 | 三光堂向唐門 | 1 棟 | 〃 |
| 10 | 古文書 | 〃 | 本興寺文書 | 49 点 | 〃 |
| 11 | 考古資料 | 〃 | 水堂古墳出土品 附 封土中・封土上面出土器 | 1 括 | 南城内10-2 尼崎市 |
| 13 | 古文書 | 昭和61年3月13日 | 長遠寺文書 | 8 点 | 寺町10 長遠寺 |
| 14 | 絵画 | 〃 | 紙本着色浄光寺縁起図 | 双 幅 | 常光寺3-5-1 浄光寺 |

| | | | | | |
|----|-------|------------|--|---------------|---|
| 15 | 彫刻 | 昭和62年3月30日 | 十一面観音菩薩立像 | 1 軀 | 戸ノ内町2-4-11 治田寺 |
| 16 | 歴史資料 | " | 尼崎城下風景図 附 尼崎城及び城下関係資料29点 | 1 点 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 17 | " | 昭和63年4月1日 | 伊佐具神社社号標石 | 1 基 | 上坂部3-25-18 伊佐具神社 |
| 18 | 民俗文化財 | " | 素盞鳴神社おかげ踊り図 絵馬 | 1 面 | 南武庫之荘8-15-12 素盞鳴神社 |
| 19 | 絵画 | 平成元年3月30日 | 海北友松筆押絵貼屏風 | 6 曲1 双 | 開明町3-13 本興寺 |
| 20 | 考古資料 | 平成3年3月29日 | 重圈素文鏡 | 1 面 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 21 | 建造物 | 平成4年3月31日 | 本興寺笠塔婆 | 1 基 | 開明町3-13 本興寺 |
| 23 | 工芸 | 平成6年3月28日 | 豊臣秀吉木像刺繍袴絵厨子・ 桑山重晴木像黒漆厨子 | 2 基 | 大島3-17-3 宝樹院 |
| 24 | 古文書 | 平成8年3月25日 | 杭瀬庄雑掌申状案 | 1 巻 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 25 | 絵画 | 平成9年3月24日 | 紙本着色日蓮大聖人註画讃 | 5 巻 | 寺町10 長遠寺 |
| 26 | 歴史資料 | 平成10年3月26日 | 浅葱糸威二枚胴具足 附 桜井神社所蔵資料 | 82 点 | 東桜木町3 (尼信会館) 桜井神社・尼信文化基金 |
| 27 | 彫刻 | 平成11年3月23日 | 毘沙門天立像 | 1 軀 | 武庫之荘7-27-20 白衣観音寺 |
| 28 | 歴史資料 | 平成12年3月23日 | 長洲天満神社絵馬 附 奉納者名木札1枚 | 27 面 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 29 | 建造物 | 平成14年3月29日 | 大覚寺弁財天堂 附 弁財天社1棟 棟札1枚 | 1 棟 | 寺町9 大覚寺 |
| 30 | " | 平成15年3月28日 | 八幡神社本殿 附 高欄擬宝珠2点 | 1 棟 | 東難波町3-6-15 八幡神社 |
| 31 | " | " | 如来院本堂・表門 附 棟札1枚(箱入) | 2 棟 | 寺町11 如来院 |
| 32 | " | 平成16年3月29日 | 吉備彦神社本殿 附 金幣1本 | 1 棟 | 金楽寺町2-17-1 吉備彦神社 |
| 33 | 建造物 | 平成16年3月29日 | 善通寺本堂 附 紙本墨画龍図(旧内陣天井画)1面 | 1 棟 | 寺町3 善通寺 |
| 34 | 絵画 | 平成17年3月29日 | 絹本着色頭如上人画像 | 1 幅 | 西立花町2-17-8 光輪寺 |
| 35 | 古文書 | " | 東大寺領荘園文書 | 2 巻各3 通・2通 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 36 | 建造物 | 平成18年3月28日 | 石造宝篋印塔 | 1 基 | 水堂町1-24-27 常春寺 |
| 37 | 工芸 | " | 刀 銘摂州尼崎住藤原国幸 | 1 口 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 38 | 考古資料 | 平成19年3月22日 | 板碑 阿弥陀坐像板碑・地 蔵立像板碑 | 2 基 | 大庄北2-7-1 東光寺 |
| 39 | 歴史資料 | " | 銀十匁札版木 | 1 組 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 40 | 古文書 | 平成20年3月25日 | 日蓮書状(乙御前母御書) | 1 幅 | 寺町10 長遠寺 |
| 41 | " | " | 日蓮筆曼荼羅本尊 | 1 幅 | " |
| 42 | 絵画 | 平成21年3月25日 | 新曲図扇面 | 30 面 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 43 | 歴史資料 | 平成23年3月24日 | 守部観音堂再興関係資料 聖観音菩薩立像及び像内納入文書簡 絹本着色十一面観音菩薩像 棟札(延宝8年5月17日銘) 罽口(延宝8年5月吉日銘) 普賢菩薩立像及び厨子 | 5 件 | 南武庫之荘8-15-8 守部素盞鳴神社氏子会 守部福祉協会 守部素盞鳴神社 来迎寺 |
| 44 | 古文書 | 平成24年3月27日 | 天龍寺関係文書 | 4 帖1 通 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 45 | 彫刻 | 平成25年3月27日 | 木造達磨大師坐像 | 1 軀 | 浜田町1-7 興禅寺 |
| 46 | 古文書 | 平成26年3月26日 | 寺岡家文書 | 1巻4通 | 南城内 10-2(尼崎市) 個人 |
| 47 | 古文書 | 平成26年3月26日 | 豊臣秀吉朱印状 (建部寿得軒他二名宛) | 1 幅 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 48 | 古文書 | 平成27年3月26日 | 足利義詮書状 | 1 幅 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 49 | 古文書 | 平成28年3月29日 | 豊臣秀次朱印状 | 1 幅 | 南城内 10-2 尼崎市 |
| 50 | 絵画 | 平成30年3月26日 | 絹本着色頭如上人画像 | 1 幅 | 大物町1-17-36 西教寺 |
| 51 | 考古資料 | 平成31年3月19日 | 東園田遺跡出土イダコ壺 | 490個 | 南城内 10-2 尼崎市 |

| | | | | | | |
|----|------|------------|-------------------|-----|-----------|-------|
| 52 | 歴史資料 | 平成31年3月19日 | 享保元年尼崎城堀浚願図 | 1 枚 | 南城内 10-2 | 尼崎市 |
| 53 | 歴史資料 | 平成31年3月19日 | 安永七年尼崎城石垣櫓修補願図 | 1 舗 | 南城内 10-2 | 尼崎市 |
| 54 | 考古資料 | 令和2年3月23日 | 東園田遺跡出土玉杖形木製品 | 1 点 | 南城内 10-2 | 尼崎市 |
| 55 | 古文書 | 令和2年3月23日 | 足利義教御判御教書 | 1 通 | 南城内 10-2 | 尼崎市 |
| 56 | 考古資料 | 令和3年3月23日 | 武庫庄遺跡出土 大型掘立柱建物柱根 | 8 本 | 南城内 10-2 | 尼崎市 |
| 57 | 古文書 | 令和3年3月23日 | 豊臣秀吉朱印状(堀田三左衛門尉宛) | 1 幅 | 南城内 10-2 | 尼崎市 |
| 58 | 歴史資料 | 令和4年3月1日 | 寛文十年頃尼崎城下絵図 | 1 枚 | 南城内 10-2 | 個人 |
| 59 | 歴史資料 | 令和4年3月1日 | 延宝頃尼崎城下絵図 | 1 枚 | 西本町 6-246 | 貴布禰神社 |

※1, 5, 12, 22 は兵庫県指定文化財に指定されたため欠番

④ 国登録文化財

| 番号 | 種別 | 登録年月日 | 名称 | 数量 | 所在地及び所有者 |
|----|-----|------------|---------------------------|-----|--------------------------|
| 1 | 建築物 | 平成15年12月1日 | 東洋精機株式会社本館事務所 | 1 棟 | 長洲本通 1-14-37 東洋精機株式会社 |
| 2 | 〃 | 〃 | 尼崎市立大庄公民館 (旧大庄村役場) | 1 棟 | 大庄西町 3-6-14 尼崎市 |
| 3 | 〃 | 平成19年7月31日 | 尼崎市役所開明庁舎 (旧開明尋常小学校校舎) | 1 棟 | 開明町 2-1-1 尼崎市 |
| 4 | 〃 | 平成21年4月28日 | 田近家住宅主屋 | 1 棟 | 西昆陽 3-350 個人 |
| 5 | 〃 | 〃 | 田近家住宅衣装蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 6 | 建築物 | 平成21年4月28日 | 田近家住宅道具蔵及び油蔵 | 1 棟 | 西昆陽 3-350 個人 |
| 7 | 〃 | 〃 | 田近家住宅米蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 8 | 〃 | 〃 | 田近家住宅長屋門 | 1 棟 | 〃 |
| 9 | 〃 | 平成21年8月7日 | 森松家住宅主屋 | 1 棟 | 武庫之荘東 1-105 他 個人 |
| 10 | 〃 | 〃 | 森松家住宅離れ | 1 棟 | 〃 |
| 11 | 〃 | 〃 | 森松家住宅衣装蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 12 | 〃 | 〃 | 森松家住宅道具蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 13 | 〃 | 〃 | 森松家住宅米蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 14 | 〃 | 〃 | 森松家住宅東納屋 | 1 棟 | 〃 |
| 15 | 〃 | 〃 | 森松家住宅南納屋 | 1 棟 | 〃 |
| 16 | 工作物 | 〃 | 森松家住宅井戸 | 1 棟 | 〃 |
| 17 | 建築物 | 〃 | 森松家住宅長屋門 | 1 棟 | 〃 |
| 18 | 〃 | 〃 | 森松家住宅東門 | 1 棟 | 〃 |
| 19 | 工作物 | 〃 | 森松家住宅中門 | 1 棟 | 〃 |
| 20 | 〃 | 〃 | 森松家住宅外塀 | 1 棟 | 〃 |
| 21 | 建築物 | 平成21年11月2日 | 芦田家住宅主屋 | 1 棟 | 食満 3-492 個人 |
| 22 | 〃 | 〃 | 芦田家住宅土蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 23 | 〃 | 〃 | 芦田家住宅納屋 | 1 棟 | 〃 |
| 24 | 建築物 | 平成22年1月15日 | 本田家住宅主屋 | 1 棟 | 西本町 2 個人 |
| 25 | 〃 | 〃 | 本田家住宅翼蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 26 | 〃 | 〃 | 本田家住宅乾蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 27 | 建築物 | 平成22年9月10日 | 田中家住宅主屋 | 1 棟 | 戸ノ内町 3 個人 |
| 28 | 〃 | 〃 | 田中家住宅土蔵 | 1 棟 | 〃 |
| 29 | 工作物 | 〃 | 田中家住宅東門 | 1 棟 | 〃 |
| 30 | 〃 | 〃 | 田中家住宅外塀 | 1 棟 | 〃 |

| | | | | | | |
|----|-----|------------|------------|----|-------|----|
| 31 | 建築物 | 平成23年1月26日 | 上原家住宅主屋 | 1棟 | 長洲本通3 | 個人 |
| 32 | 〃 | 〃 | 上原家住宅納屋 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 33 | 〃 | 〃 | 上原家住宅離れ | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 34 | 〃 | 〃 | 上原家住宅南蔵 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 35 | 〃 | 〃 | 上原家住宅米蔵 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 36 | 工作物 | 〃 | 上原家住宅門 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 37 | 建築物 | 平成23年7月25日 | 小西家住宅主屋 | 1棟 | 七松町2 | 個人 |
| 38 | 〃 | 〃 | 小西家住宅砂蔵 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 39 | 〃 | 〃 | 小西家住宅納屋 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 40 | 工作物 | 〃 | 小西家住宅門 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 41 | 〃 | 〃 | 小西家住宅北築地塀 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 42 | 〃 | 〃 | 小西家住宅西石垣 | 1基 | 〃 | 〃 |
| 43 | 建築物 | 令和3年6月24日 | 島中家住宅主屋 | 1棟 | 大庄北2 | 個人 |
| 44 | 〃 | 〃 | 島中家住宅蔵 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 45 | 〃 | 〃 | 島中家住宅中蔵 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 46 | 〃 | 〃 | 島中家住宅東蔵 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 47 | 〃 | 〃 | 島中家住宅納屋 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 48 | 工作物 | 〃 | 島中家住宅仕切塀 | 1基 | 〃 | 〃 |
| 49 | 建築物 | 〃 | 廣田家住宅 | 1棟 | 上坂部2 | 個人 |
| 50 | 〃 | 〃 | 廣田家住宅北離れ | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 51 | 〃 | 〃 | 廣田家住宅土蔵 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 52 | 〃 | 〃 | 廣田家住宅長屋門 | 1棟 | 〃 | 〃 |
| 53 | 工作物 | 〃 | 廣田家住宅南塀 | 1基 | 〃 | 〃 |
| 54 | 〃 | 〃 | 廣田家住宅庭門及び塀 | 1基 | 〃 | 〃 |

⑤ 文化財の継承

「尼崎の文化財」等の冊子を刊行し、市民の利用に供する。

(7) 文化財調査報告書

| No. | 書名 | 年次 |
|-----|------------------|------|
| 1 | 猪名寺廃寺址発掘調査報告 | 1952 |
| 2 | 溝平遺跡調査の概要 | 1957 |
| 3 | 金楽寺貝塚発掘調査概報 | 1963 |
| 4 | 尼崎市若王寺遺跡発掘調査概要 | 1966 |
| 5 | 田能遺跡概報 | 1967 |
| 6 | 尼崎市中ノ田遺跡 | 1971 |
| 7 | 田能遺跡発掘調査報告Ⅰ | 1972 |
| 8 | 尼崎市上ノ島遺跡 | 1973 |
| 9 | 尼崎市栗山・庄下川遺跡・桂木遺跡 | 1974 |
| 10 | 尼崎の民俗資料 | 1975 |
| 11 | 尼崎市金楽寺貝塚Ⅰ | 1976 |
| 12 | 尼崎市東園田遺跡 | 1980 |
| 13 | 尼崎市下坂部遺跡 | 1981 |
| 14 | 尼崎市金楽寺貝塚Ⅱ | 1982 |
| 15 | 田能遺跡発掘調査報告書 | 1982 |
| 16 | 尼崎市猪名寺廃寺跡 | 1984 |
| 17 | 尼崎の農具 | 1985 |
| 18 | 尼崎市中ノ田遺跡Ⅱ | 1987 |

| | | |
|----|--|------|
| 19 | 尼崎の漁業 | 1988 |
| 20 | 尼崎の絵馬 | 1989 |
| 21 | 尼崎市武庫庄遺跡 | 1990 |
| 22 | 尼崎市中ノ田遺跡Ⅲ | 1991 |
| 23 | 尼崎市の指定文化財 | 1992 |
| 24 | 尼崎城跡Ⅰ | 1993 |
| 25 | 道ノ下遺跡 | 1997 |
| 26 | 平成7年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書 | 1998 |
| 27 | 平成8年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書 | 1999 |
| 28 | 猪名庄遺跡 | 1999 |
| 29 | 平成9年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書 | 2000 |
| 30 | 平成10年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書 | 2002 |
| 31 | 尼崎の社寺建造物 | 2002 |
| 32 | 平成11年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書 | 2003 |
| 33 | 平成12・13年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書 | 2004 |
| 34 | 平成14・15年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書 | 2005 |
| 35 | 平成16年度国庫補助事業尼崎市内遺跡復旧・復興事業に伴う発掘調査概要報告書 | 2005 |
| 36 | 平成17年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2006 |
| 37 | 平成18年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2008 |
| 38 | 平成19年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2008 |
| 39 | 平成20年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2010 |
| 40 | 平成21年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2011 |
| 41 | 平成22年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2012 |
| 42 | 平成23年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2013 |
| 43 | 平成24年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2014 |
| 44 | 平成25年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2015 |
| 45 | 平成26年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2016 |
| 46 | 平成27年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2017 |
| 47 | 平成28年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2018 |
| 48 | 平成29年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2019 |
| 49 | 平成30年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2020 |
| 50 | 平成31年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2021 |
| 51 | 令和2年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2022 |
| 52 | 令和3年度国庫補助事業尼崎市内遺跡発掘調査等概要報告書 | 2023 |

(イ) 埋蔵文化財調査年報

| No. | 書名 | 収録年次 |
|-----|--------------|----------|
| 1 | 尼崎市埋蔵文化財調査年報 | 平成3年度 |
| 2 | 〃 | 平成4年度 |
| 3 | 〃 | 平成5年度 |
| 4 | 〃 | 平成6年度 |
| 5 | 〃 | 平成7年度(1) |
| 6 | 〃 | 平成7年度(2) |
| 7 | 〃 | 平成7年度(3) |
| 8 | 〃 | 平成7年度(4) |
| 9 | 〃 | 平成7年度(5) |

| | | |
|----|--------------|---------------------------|
| 10 | 尼崎市埋蔵文化財調査年報 | 平成7年度(6) |
| 11 | 〃 | 平成8年度(1) |
| 12 | 〃 | 平成8年度(2)、平成9年度、平成10年度(1) |
| 13 | 〃 | 平成10年度(2)、平成11・12・13・14年度 |
| 14 | 〃 | 平成15年度 |
| 15 | 〃 | 平成16年度 |
| 16 | 〃 | 平成17年度 |
| 17 | 〃 | 平成18年度 |
| 18 | 〃 | 平成19年度、平成20年度(1) |
| 19 | 〃 | 平成20年度(2)、平成21年度(1) |
| 20 | 〃 | 平成21年度(2) |
| 21 | 〃 | 平成21年度(3) |
| 22 | 〃 | 平成22年度 |
| 23 | 〃 | 平成23年度(1) |
| 24 | 〃 | 平成23年度(2) |
| 25 | 〃 | 平成24年度(1) |
| 26 | 〃 | 平成24年度(2) |
| 27 | 〃 | 平成25年度 |

(ウ) その他の出版物

- | | | |
|---|-------------------|-------|
| a | 尼崎の神社・寺院建築 | 2002 |
| b | みどころ案内 尼崎の史跡・文化財 | 2016 |
| c | 尼崎城の歴史 | 2016 |
| d | 富松城 | 2018 |
| e | 尼崎城研究資料集成 | 2020 |
| f | 尼崎市立歴史博物館開館記念展図録 | 2020 |
| g | 尼崎市立歴史博物館紀要地域史研究 | 2020～ |
| h | 尼崎市立歴史博物館周辺ガイドブック | 2021 |
| i | 尼崎市立歴史博物館第1回特別展図録 | 2021 |
| j | 田能資料館図録 | 2022 |
| k | 尼崎市立歴史博物館第2回特別展図録 | 2022 |

(2) 図書館

① 活動方針

図書館は、資料の提供を通じて市民の生涯学習と生活課題の解決を図るため、「だれでも、どこでも、なんでも」という三つの奉仕目標の下に、中央図書館、北図書館、中央北・中央南・小田北・大庄南・立花北・武庫東・園田西生涯学習プラザ図書室及びユース交流センター図書室からなる図書館サービス網を形成し、資料の貸出、調査相談などの図書館サービスの提供を図ることにより、市民の要望に応じている。

② 図書館資料蔵書数等

ア 蔵書数

(ア) 中央図書館

(令和 5. 3. 31 現在)

| 分類 区分 | 0 総記 | 1 哲学 宗教 | 2 歴史 地理 | 3 社会 科学 | 4 自然 科学 | 5 工学 工業 | 6 産業 | 7 芸術 スポーツ | 8 語学 | 9 文学 | 児童 図書 | 合計 |
|----------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|-----------------|---------|---------|----------|---------|
| 中央図書館 | 43,196 | 11,786 | 32,902 | 60,089 | 19,020 | 24,596 | 10,565 | 26,647 | 5,896 | 106,525 | 107,332 | 448,554 |
| 配本所 | 879 | 1,870 | 2,986 | 5,330 | 4,077 | 5,334 | 1,927 | 3,652 | 1,009 | 25,157 | 47,587 | 99,808 |
| 計 | 44,075 | 13,656 | 35,888 | 65,419 | 23,097 | 29,930 | 12,492 | 30,299 | 6,905 | 131,682 | 154,919 | 548,362 |

<その他：雑誌 289 種 24,795 冊・点字図書 328 冊・AV 資料 2,790 巻・録音図書 1,558 巻>

(イ) 北図書館

(令和 5. 3. 31 現在)

| 分類 区分 | 0 総記 | 1 哲学 宗教 | 2 歴史 地理 | 3 社会 科学 | 4 自然 科学 | 5 工学 工業 | 6 産業 | 7 芸術 スポーツ | 8 語学 | 9 文学 | 児童 図書 | 合計 |
|----------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|-----------------|---------|---------|----------|---------|
| 総数 | 7,393 | 4,053 | 11,828 | 17,565 | 7,659 | 8,834 | 2,945 | 11,145 | 2,531 | 46,534 | 63,338 | 183,825 |

<その他：雑誌 98 種 3,701 冊・点字図書 337 冊>

イ 尼崎市と中核市平均との比較

| 区分 対象 | 市人口 (千人) | 蔵書冊数 (千冊) | 貸出図書数 (千冊) | 市民1人当たり 蔵書数 蔵書/市人口(冊) | 市民1人当たり 貸出図書数 貸出/市人口(冊) | 蔵書利用率 貸出/蔵書(%) |
|----------|-------------|--------------|---------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------|
| 尼崎市 | 463 | 749 | 1,434 | 1.62 | 3.10 | 1.91 |
| 中核市平均 | 366 | 957 | 1,659 | 2.68 | 4.45 | 1.73 |

(令和 3 年度実績比較)

(注) 中核市平均とは、尼崎市を除く全国 61 中核市図書館(尼崎市を除く)の平均であり、資料は、「日本の図書館 2022」より。

③ 施設の規模等

| 施設名 | | 中央図書館 | | | 北図書館 | | | 6生涯学習プラザ図書室 | | |
|---------------|---------|---|----------|---------------------------|--|----------|---------------------------|--|----------|----------|
| 概要 | | 中央図書館 | | | 北図書館 | | | 6生涯学習プラザ図書室 | | |
| 所在地 | | 尼崎市北城内 27 番地 | | | 尼崎市南武庫之荘 3 丁目 21 番 21 号 | | | 各生涯学習プラザ図書室 | | |
| 電話 | | 6481-5244 | | | 6438-7322 | | | | | |
| 開設年月日 | | 平成 2 年 8 月 20 日 | | | 昭和 54 年 6 月 1 日 | | | | | |
| 建物の構造 | 敷地面積 | 鉄筋コンクリート | | 2, 878. 28 m ² | 鉄筋コンクリート地上 3 | | 1, 569. 62 m ² | | | |
| | 建築延面積 | 地上 3 階、地下 1 階 | | 4, 728. 40 m ² | 階地下 1 階、一部塔屋 | | 2, 477. 49 m ² | | | |
| 室の内容 | | 3 階 レファレンス室、閲覧室、インターネットコーナー、AV コーナー、事務室 2 階 一般開架室、児童開架室、障害者室、事務室 1 階 書庫、配本作業室、セミナー室、コンピュータ室、赤ちゃん室 地下 書庫 | | | 3 階 集会室 2 階 参考室、青少年室、書庫、インターネットコーナー 1 階 児童開架室、一般開架室、事務室、心身障害者コーナー 地下 自転車置場、書庫 | | | 中央北生涯学習プラザ図書室 小田北生涯学習プラザ図書室 大庄南生涯学習プラザ図書室 (令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 4 月 30 日迄休館、令和 4 年 5 月 1 日より業務再開) 立花北生涯学習プラザ図書室 武庫東生涯学習プラザ図書室 園田西生涯学習プラザ図書室 | | |
| | 貸出申込み方法 | 阪神 7 市 1 町在住、市内在勤、在学者は、貸出申込書に記載して貸出券の交付を受ける。 | | | 同 左 | | | 同 左 | | |
| | 利用内容 | 個人貸出し (1 人 15 冊以内、2 週間以内の貸出し) 団体貸出し (300 冊以内、1 か月以内の貸出し) 複写サービス (1 枚、モノクロ 10 円・カラー 30 円) 予約サービス、調査相談 障がい者サービス(対面朗読・郵送貸出) | | | 同 左 | | | 個人貸出し (1 人 15 冊以内、2 週間以内の貸出) 団体貸出し (300 冊以内、1 か月以内の貸出し) 予約サービス | | |
| | 開館時間 | 火～土曜日 9 時～20 時 日曜日・休日 9 時～17 時 15 分 貸出しは閉館 15 分前まで(複写サービス及びインターネット端末利用サービスは閉館 30 分前まで) | | | 同 左 | | | 月～土曜日 9 時～20 時 30 分 日曜日 9 時～16 時 30 分 | | |
| | 休館日 | 月曜日(この日が休日に当たる時は、その直後の休日でない日) 館内整理日(毎月最終の木曜日。ただし 7、8、3 月は開館。12 月は 28 日。) 年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日) | | | 同 左 | | | 祝日(休日) 年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日) 特別整理期間(年 1 回・1 日) | | |
| | | 特別整理期間(年 1 回・2 週間前後) | | | 特別整理期間(年 1 回・2 週間前後) | | | | | |
| 図書貸出状況(R4 年度) | | 一般 | 児童 | 計 | 一般 | 児童 | 計 | 一般 | 児童 | 計 |
| 利用者(人) | | 69, 912 | 12, 342 | 82, 254 | 129, 383 | 22, 423 | 151, 806 | 95, 728 | 19, 528 | 115, 256 |
| 利用図書数(冊) | | 182, 035 | 151, 064 | 333, 099 | 291, 322 | 282, 299 | 573, 621 | 151, 770 | 211, 953 | 363, 723 |
| 図書構成比(%) | | 55 | 45 | 100 | 51 | 49 | 100 | 42 | 58 | 100 |

中央図書館 郵送貸出し：利用者 3,072 人、利用図書数 4,002 巻

| 施設名 | | 大庄北生涯学習プラザ図書室 | | | 中央南生涯学習プラザ図書室 | | | ユース交流センター図書室 | | |
|--------------|---------|---------------|-----|-----|--|-------|-------|---|--------|--------|
| 概要 | | 大庄北生涯学習プラザ図書室 | | | 中央南生涯学習プラザ図書室 | | | ユース交流センター図書室 | | |
| 所在地 | | 尼崎市大島3丁目9番25号 | | | 尼崎市西御園町93番2号 | | | 尼崎市若王寺2丁目18番4号 | | |
| 電話 | | 6419-3667 | | | 6413-8171 | | | 6423-7788 | | |
| 開設年月日 | | 平成31年4月1日 | | | 昭和58年6月8日 | | | 令和元年10月1日 | | |
| 建物の構造 | 敷地面積 | | | | | | | | | |
| | 建築延面積 | | | | | | | | | |
| 室の内容 | | | | | 1階 図書室 | | | 学び館 2階 図書コーナー | | |
| | 貸出申込み方法 | | | | 阪神7市1町在住、市内在勤、在学者は貸出申込書に記載して貸出券の交付を受ける。 | | | 同左 | | |
| | 利用内容 | | | | 個人貸出し (1人15冊以内、2週間以内の貸出し) 予約サービス | | | 同左 | | |
| | 開館時間 | | | | 火～日曜日 9時～17時 | | | 火～土曜日 9時～21時 日曜・休日 9時～17時 | | |
| | 休館日 | | | | 月曜日 年末年始(12月29日～翌年1月3日) 特別整理期間(年1回・1日) | | | 月曜日(休日を除く) 年末年始(12月29日～翌年1月3日) 特別整理期間(年1回・1日) | | |
| 図書貸出状況(R4年度) | | 一般 | 児童 | 計 | 一般 | 児童 | 計 | 一般 | 児童 | 計 |
| 利用者(人) | | 350 | 35 | 385 | 790 | 231 | 1,021 | 16,506 | 5,744 | 22,250 |
| 利用図書数(冊) | | 561 | 347 | 908 | 1,075 | 1,520 | 2,595 | 25,495 | 69,076 | 94,571 |
| 図書構成比(%) | | 62 | 38 | 100 | 41 | 59 | 100 | 27 | 73 | 100 |

*大庄北生涯学習プラザ図書室

(令和3年4月1日～令和4年4月18日迄)

*中央南生涯学習プラザ図書室

(令和4年7月26日～12月28日の間は休館)

団体登録者 111 団体 (全市) 利用図書数 36,709 冊

個人登録者 213,770 人 (全市) 利用図書数 1,368,517 冊

(3) スポーツ施設

① 学校スポーツ施設開放事業

市立学校の体育館等を開放し、市民にスポーツやレクリエーションの場を提供することにより、市民スポーツの振興を図る。

ア 一般開放

(ア) 使用できる人

市内在住・在学又は在勤の者で構成され、かつ、責任の主体が明らかなスポーツ及びレクリエーション活動を目的とする団体

(イ) 使用の手続

使用しようとする日の属する月の前々月の平日（午後5時～7時）に学校に備えてある申請書によって、各学校の学校開放担当者へ申し込む。

（ただし、学校開放運営委員会設置校については、使用手続等が異なる。）

(ウ) 使用できる時間帯及び施設

| 校種別 | 供用日 | 運動場 | 体育館 | 柔剣道場 | 備考 |
|------------------|-------------|--------------------|--------------------|------|---|
| 小学校 | 平日 | 午後5時から午後8時30分まで | | | ・夜間照明設備を設置していない小学校に係る運動場の供用にあつては、日没までとする。 |
| | 土曜日 | 午後2時から午後8時30分まで | | | |
| | 日曜日及び休日 | 午前9時30分から午後8時30分まで | | | |
| 中学校 | 平日 | | 午後5時から午後8時30分まで | | |
| | 土曜日 | | 午後5時から午後8時30分まで | | |
| | 日曜日及び休日 | 午前9時30分から午後4時30分まで | | | |
| 高等学校 (定時制の課程) | 平日 | 午前9時30分から午後2時まで | | | |
| | 土曜日・日曜日及び休日 | 午前9時30分から午後3時30分まで | | | |
| 特別支援学校 | 平日 | | 午後5時から午後8時30分まで | | |
| | 土曜日 | | 午後2時から午後8時30分まで | | |
| | 日曜日及び休日 | | 午前9時30分から午後8時30分まで | | |

※ 学校開放運営委員会の事業がある場合は、スポーツ施設を利用することができません。

※ 中学校のクラブ活動を行っている場合は、スポーツ施設を利用することができません。

※ 夜間照明設備利用料として、子どもの団体（中学生以下）1回500円、大人の団体（高校生以上）1回1,000円を徴収している。

(エ) 使用目的

| 校種 | 使用施設 | 使用目的 |
|-----------|------|------------------------------|
| 小学校 | 運動場 | サッカー、少年軟式野球、陸上競技、グラウンド・ゴルフなど |
| | 体育館 | バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など |
| 中学校 | 運動場 | サッカー、軟式野球、陸上競技、テニスなど |
| | 体育館 | バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など |
| | 柔剣道場 | 柔道、剣道など |
| 高等学校(定時制) | 運動場 | 少年軟式野球、グラウンド・ゴルフなど |
| 特別支援学校 | 体育館 | バスケットボール、ドッジボール、ダンスなど |

イ 学校開放運営委員会による開放

市内小学校 21 校に学校開放運営委員会を設置し、個人利用者を対象とした各種目スポーツ事業の計画・プログラムの提供、利用調整及び促進、学校開放の管理等を行っている。(1地区 3~4 小学校)

(ア) 学校開放運営委員会設置校

(小学校区 21 校)

| 地区 | 学校名 | | | 地区 | 学校名 | | | |
|----|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|-----|
| 中央 | 難波 | 竹谷 | 明城 | 立花 | 立花 | 立花西 | 七松 | 塚口 |
| 小田 | 杭瀬 | 下坂部 | 清和 | 武庫 | 武庫庄 | 武庫北 | 武庫東 | 武庫 |
| 大庄 | 成徳 | 大庄 | わかば西 | 園田 | 小園 | 園田 | 園和 | 園田東 |

(イ) 付帯施設設備設置状況

| 地区 | 設置 年度 学校名 | 夜 間 照 明 | | | | | | | | ク ラ ブ ハ ウ ス | | | | | | | | | 備考 | |
|------|-----------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----------------|
| | | S54 | S55 | S56 | S57 | S58 | S59 | S60 | H30 | S54 | S55 | S56 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | | H30 |
| 中央3校 | 明 城 | | | | | | ★ | | | | | | | | | 余 | | | | 平成14年度 単に変更 |
| | 難 波 | | | | ★ | | | | | | | | 単 | | | | | | | |
| | 竹 谷 | | | | | | | | | | | | | | | | 余 | | | |
| 小田3校 | 下坂部 | | | | | | | ★ | | | | | | | | 余 | | | | |
| | 清 和 | | | | | ★ | | | | | | | | 単 | | | | | | |
| | 杭 瀬 | | | | ★ | | | | | | | | | 余 | | | | | | 平成20年度 子に変更 |
| 大庄3校 | 大 庄 | | | | | | | | | | | | | | | | 余 | | | |
| | 成 徳 | | | ★ | | | | | | | | | 併 | | | | | | | |
| | わかば西 | | | | | | | ★ | | | | | | | | | | 余 | | |
| 立花3校 | 立 花 | ★ | | | | | | | | | 併 | | | | | | | | | |
| | 立花西 | | | | ★ | | | | | | | | 余 | | | | | | | |
| | 塚 口 | | | | | | | | | | | | | | | | | 余 | | |
| | 七 松 | | | | | ★ | | | | | | | | 単 | | | | | | |
| 武庫4校 | 武 庫 | | | | | | | ★ | | | | | | | | 余 | | | | |
| | 武庫北 | | | ★ | | | | | | | | 単 | | | | | | | | |
| | 武庫東 | | | | | | | | | | | | | | | | | 余 | | |
| | 武庫庄 | | | | | | ★ | | | | | | | | 単 | | | | | |
| 園田4校 | 園 田 | | | ★ | | | | | | | | 単 | | | | | | | | |
| | 園 和 | | | | | | | | | | | | | | | 余 | | | | |
| | 園田東 | | | | | ★ | | | | | | | | 余 | | | | | | |
| | 小 園 | | ★ | | | | | | | | 併 | | | | | | | | | |
| 計 | 21校 | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 3 | 4 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 | 1 | |

併：児童ホームと併設（プレハブ） 単：単独（プレハブ） 余：余剰教室利用 子：こどもクラブと併設

② 屋内プール・地区体育館

(公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に委託)

市民の間に広くスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツをする意欲を高揚させるとともに、健康づくりの促進とスポーツの振興を図る。

ア 屋内プール

(ア) 一般開放

a 開館時間帯

火～金曜日 午後6時30分～午後9時
 土曜日 午前11時15分～午後9時
 日曜日・祝日(休日) 午前10時～午後5時15分
 休館日＝月曜日、12月29日～1月3日

b 使用料

| 区 分 | 使 用 料 | |
|--|-----------------------|------|
| | 1人1回 | |
| 一般、学生及び高等学校(これに準ずる学校及び中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒 | 回数券(1冊11枚綴) 8,400円 | 840円 |
| 中学校(これに準ずる学校並びに義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の生徒及び小学校(これに準ずる学校及び義務教育学校の前期課程を含む。)の児童 | 回数券(1冊11枚綴) 4,200円 | 420円 |

※回数券(1冊11枚綴)は10回分の金額で販売

(イ) 水泳教室(サルーススイミングスクール)

幼児から一般までの水泳教室を開設(有料)

イ 地区体育館

(ア) 健康づくり教室

中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の各体育館で、年間3期に分け健康づくり教室を開設

(イ) スポーツプラザ(一般開放)

体育館ごとに個人で利用できるプログラムを設定

(ウ) サルーススポーツ教室

各体育館で年間を通じ、スポーツ教室を開設

(エ) 貸館(団体利用)

日曜日・祝日(休日)は、主として団体が利用できる場として提供

a 開館時間帯

火～土曜日 午前9時～午後9時
 日曜日・祝日(休日) 午前9時～午後5時
 休館日＝月曜日、12月29日～1月3日

b 使用料

| 区 分 | | 使 用 料 (単位：円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------|
| | | 午前 9時 から | 午後 0時 まで | 午後 1時 から | 午後 5時 まで | 午後 6時 から | 午後 9時 まで | 午前 9時 から | 午後 5時 まで | 午後 1時 から | 午後 9時 まで | 午前 9時 から | 午後 9時 まで | 午後 0時 から | 午後 0時 まで | の 1時 間 | 午後 0時 から | 午後 5時 まで | の 1時 間 | 午後 5時 から | 午後 9時 まで | の 1時 間 |
| 尼崎市立中央体育館 尼崎市立小田体育館 尼崎市立立花体育館 尼崎市立武庫体育館 尼崎市立園田体育館 | 第1 フロア | 4,900 | 8,400 | 9,800 | 13,300 | 18,200 | 23,100 | 1,640 | 2,100 | 3,270 | | | | | | | | | | | | |
| | 第2 フロア | 900 | 1,800 | 2,000 | 2,700 | 3,800 | 4,700 | 300 | 450 | 670 | | | | | | | | | | | | |
| 尼崎市立小田体育館 尼崎市立大庄体育館 尼崎市立立花体育館 尼崎市立武庫体育館 | 会議室 | 1,300 | 1,600 | 2,200 | 2,900 | 3,800 | 5,100 | — | — | — | | | | | | | | | | | | |
| 尼崎市立大庄体育館 | フロア | 4,900 | 8,400 | 9,800 | 13,300 | 18,200 | 23,100 | 1,640 | 2,100 | 3,270 | | | | | | | | | | | | |
| 尼崎市立大庄体育館 | 格技室 | 900 | 1,800 | 2,000 | 2,700 | 3,800 | 4,700 | 300 | 450 | 670 | | | | | | | | | | | | |
| <p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

ウ 総合体育館

(ア) トレーニング指導

健康・体力づくりのために、専門のトレーナーが個人の体力に応じたトレーニング指導や体力測定を行う。

(イ) レインボースポーツスクール

年間を通じ、スポーツスクールを開設。

(ウ) 開館時間等

午前9時～午後9時

ただし、トレーニング室については、火曜日、水曜日、木曜日のみ午後10時まで開館
休館日 月曜日（月曜日が祝日にあたるときはその日後において最も近い祝日でない日）

12月29日～1月3日

③ 施設の規模等

指定管理者 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（平成18年度から）

| 施設名 | 所在地 | 敷地面積 | 建築面積 | 延床面積 | 構造 | 施設の概要 | 開設年月日 |
|--|----------------|---|-------------------------------------|--|------------------------------|--|---|
| (サンシビック尼崎) 屋内プール | 西御園町 93-2 | ㎡ 6,279.01 | ㎡ 2,291.08 | ㎡ 2,557.04 | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地下1階地上4階建て | ○プール7コース(25M×15M) ○水泳指導準備室 98.35㎡ ○指導員室 ○乾燥室 ○ロッカールーム | 昭和 58. 4. 1 (注) 他に中央南 生涯プラザ も併設 |
| 専用 1,496.91 共用 1,060.13 | | | | ○第1フロア 756.69㎡ ≒ (32M×24M) ○第2フロア 145.94㎡ ≒ (12M×12M) | | | |
| 1,964.99 専用 1,150.32 共用 814.67 | | | | ○すもう場尾形(木造4本柱) 直径4M55cm広さ50.41㎡ | | | |
| 小田体育館 | 潮江 1-15-3 | <敷地面積>地債6,681.49㎡に関する敷地権133,537/1,000,000の割合(892.22㎡) | | 2086.41 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | ○第1フロア 728.91㎡ ≒ (32M×23M) 第2フロア 211.48㎡ ≒ (25M×8M) ○会議室1(40人) 78.19㎡ | 昭和 49. 6. 1 改築移転 平成 6. 4. 19 |
| 大庄体育館 | 菜切山町20 | 2,016.82 | 1,139.90 | 1,432.15 | 鉄筋コンクリート造、2階建て | ○フロア 690.00㎡ ≒ (30M×23M) ○格技室 259.05㎡ ≒ (23M×12M) ・第一格技室(剣道場) 124.41㎡ ・第二格技室(柔道場) 134.64㎡ ○会議室(30人) 54.40㎡ | 昭和 55. 4. 1 |
| 立花体育館 | 三反田町 1-1-1 | 全体 10,266.83 のうち 2,028.11 | 体育館棟 1,440.80 のうち 1,138.22 | 1,607.93 専用 1,523.43 共用 84.50 | 鉄筋コンクリート造、2階建て | ○第1フロア 735.60㎡ ≒ (30M×24M) ○第2フロア 181.80㎡ ≒ (18M×10M) ○会議室(30人) 40.42㎡ | 昭和 60. 6. 1 (注)他に 教育・障害福 祉センター も併設 |
| 武庫体育館 | 武庫之荘 8-17-5 | 2,128.15 | 1,035.43 | 1,316.19 | 鉄筋コンクリート造、2階建て | ○第1フロア 690.00㎡ ≒ (30M×23M) ○第2フロア 200.00㎡ ≒ (15M×13M) ○会議室(30人) 53.60㎡ | 昭和 51. 10. 1 増築 平成 4. 4. 1 |
| 園田体育館 | 食満 2-1-1 | 3,565.07 | 1,931.68 | 1,428.29 | 鉄筋コンクリート造、3階建て | ○第1フロア 731.79㎡ ≒ (30M×24M) ○第2フロア 263.41㎡ ≒ (20M×12M) | 昭和 47. 12. 1 改築移転 平成 元. 10. 26 |

③ 社会体育施設等利用状況（令和4年度）

ア 学校スポーツ

| 校種別 | | 件数 | 人数 | |
|-----------|---------|--------|---------|---------|
| 小学校 | 一般開放 | 体育館 | 14,444 | 330,014 |
| | | 運動場 | 6,868 | 239,276 |
| | | 小計 | 21,312 | 569,290 |
| | 運営委員会開放 | 体育館 | 1,385 | 21,425 |
| | | 運動場 | 284 | 6,735 |
| | | 小計 | 1,669 | 28,160 |
| 計 | | 22,981 | 597,450 | |
| 中学校 | 一般開放 | 体育館 | 2,607 | 40,240 |
| | | 運動場 | 595 | 16,217 |
| | | 柔剣道場 | 1,336 | 23,282 |
| | | 計 | 4,538 | 79,739 |
| 高等学校(定時制) | | 運動場 | 21 | 630 |
| 特別支援学校 | | 体育館 | 239 | 3,625 |
| 合計 | | 27,779 | 681,444 | |

イ 総合体育館トレーニング室（単位：人）

| 実年 (50歳以上) | 壮年 (30～49歳) | 青年 (29歳以下) | 高等学校生徒 | 中学校生徒 | 小学校児童 | 計 |
|---------------|----------------|---------------|--------|-------|-------|--------|
| 33,063 | 15,201 | 10,942 | 6,146 | 887 | 39 | 66,278 |

ウ レインボースクール（単位：人）

| | |
|----------|--------|
| スポーツスクール | 23,415 |
|----------|--------|

エ 社会体育施設（単位：人）

| | 地区体育館 | 屋内プール | 計 |
|------------|---------|--------|---------|
| 健康づくり教室 | 91,972 | — | 91,972 |
| スポーツプラザ | 48,067 | — | 48,067 |
| サルーススポーツ教室 | 95,862 | 41,825 | 137,687 |
| 貸室等 | 54,694 | 3,361 | 58,055 |
| 総計 | 290,595 | 45,186 | 335,781 |

(4) 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

住所：尼崎市西長洲町1-4-1

電話：06-6489-2027 FAX：06-6489-2086

① 法人設立の経緯

昭和58年1月5日、市の外郭団体として財団法人尼崎市スポーツ振興事業団設立
平成23年4月1日、公益法人制度改革により、公益財団法人へ移行

② 目的（定款第3条）

事業団は、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、住民の心身の健全な発達と、明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

③ 基本財産

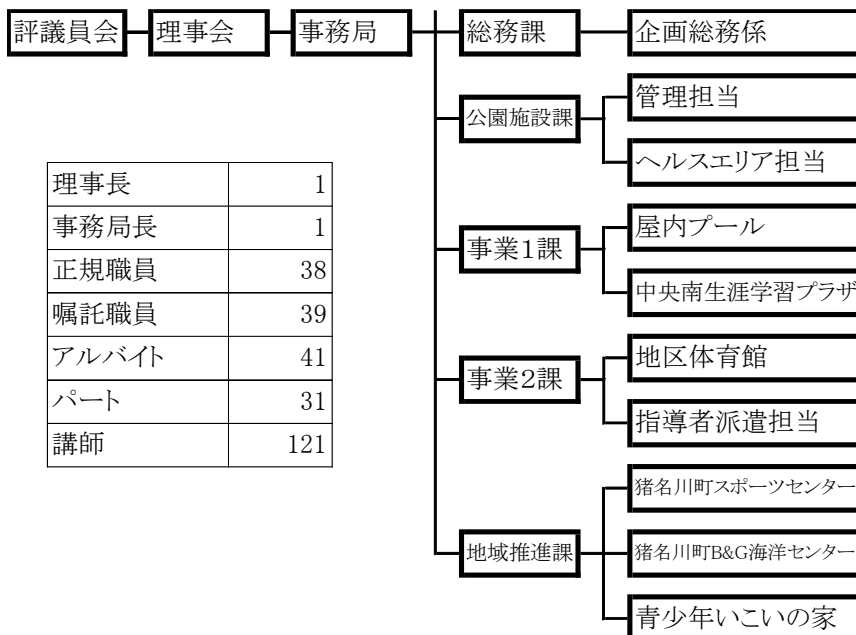
1億2千万円（うち市出捐金1億円）

④ 事業（定款第4条）

- ア スポーツ教室、競技会等スポーツ行事の開催
- イ スポーツ指導員の派遣
- ウ スポーツ指導者の養成及びスポーツに関する競技水準の向上
- エ 自然体験活動及び集団生活に関する指導
- オ 社会体育施設等の管理運営
- カ スポーツクラブの設置及び管理運営
- キ 体育・スポーツに関する調査研究及び情報提供
- ク その他目的を達成するために必要な事業

⑤ 組織（令和5年4月1日現在）

- ア 評議員 6人（市教育次長・体育協会会長・弁護士・公認会計士・大学教授・市議会議員）
- イ 役員
 - 理事長 1人（市OB職員）
 - 理事 4人（スポーツ推進委員・スポーツ団体役員・学識経験者）
 - 監事 2人（税理士・市職員）
- ウ 事務局



| | |
|-------|-----|
| 理事長 | 1 |
| 事務局長 | 1 |
| 正規職員 | 38 |
| 嘱託職員 | 39 |
| アルバイト | 41 |
| パート | 31 |
| 講師 | 121 |

⑥ 管理・運営を行う施設

- ア 記念公園施設（総合体育館・陸上競技場・補助陸上競技場・テニスコート・野球場・その他園地）
- イ 社会体育施設（屋内プール及び6地区体育館）
- ウ 中央南生涯学習プラザ
- エ 青少年いこいの家
- オ 猪名川町スポーツ施設

カ 猪名川町B&G海洋センター

⑦ 主要事業

ア 社会体育施設等管理運営事業

- (ア) 尼崎市立社会体育施設
- (イ) 尼崎市記念公園施設
- (ウ) 尼崎市立青少年いこいの家
- (エ) 尼崎市立中央南生涯学習プラザ
- (オ) 猪名川町スポーツ施設
- (カ) 猪名川町B&G海洋センター

イ スポーツ教室等開催事業

- (ア) サルーススイミングスクール (屋内プール)
- (イ) サルーススポーツ教室・健康づくり教室 (地区体育館)
- (ウ) レインボースポーツスクール (総合体育館・テニスコート他)
- (エ) 付ボースポーツスクール・リフレッシュプログラム (猪名川町スポーツセンター)
- (オ) スイミングスクール (B&G海洋センター)
- (カ) スポーツ教室 (B&G海洋センター)
- (キ) 指導者派遣等事業 (指導者派遣・小児生活習慣病対策事業・フレイル予防教室事業・市立尼崎高等学校トレーニング指導事業・国民健康保険運動指導事業・中学校部活動指導補助員派遣事業他)
- (ク) トレーニング指導等事業 (総合体育館トレーニング室)
- (ケ) スポーツのまち尼崎促進事業 (全国大会等誘致事業) H 9～
- (コ) 自然体験活動事業 (青少年いこいの家)

ウ ASPFスポーツのまち尼崎振興基金事業

- (ア) 住民参加型スポーツ促進事業 (尼崎こども相撲まつり・スポーツのまち尼崎フェスティバル他)
- (イ) 施設利用促進助成事業
- (ウ) スマイル健康事業 (無料健康講座・地域イベントでの体力測定)
- (エ) スポーツ指導者講演会
- (オ) スポーツ情報収集提供事業 (スポーツ健康情報マガジンの発行・運動相談窓口の開設等)
- (カ) 子ども子育て支援事業 (キッズひろば、かけっこ教室等)
- (キ) 障がい者スポーツ支援事業
- (ク) 競技力向上等助成事業 (選手強化練習会・スポーツ敢闘賞等への助成)

エ その他の事業

- (ア) スポーツ調査研究
- (イ) スポーツプラザ (地区体育館の一般開放)
- (ウ) いきいきヘルスアップ (トレーニングコーナーの設置)
- (エ) 水辺の安全教室
- (オ) 小学生バレーボール交流会
- (カ) スマイルカップママさんバレーボール交流会
- (キ) スイミングスクール記録会兼泳力検定会
- (ク) 幼児期の体力測定
- (ケ) 市民の運動参加促進事業
- (コ) スマイル・オン・ステージ (受講生舞台発表会)
- (サ) ファミリー飯ごう炊さん&自然体験など

3 社会教育関係団体

| No. | 団体名 | No. | 団体名 |
|-----|--------------------------|-----|-------------------|
| 1 | 尼崎市子ども会連絡協議会 | 14 | みんなのサマーセミナー実行委員会 |
| 2 | 日本ボーイスカウト 兵庫連盟尼崎地区協議会 | 15 | 尼崎市文化団体協議会 |
| 3 | ガールスカウト 尼崎地区連絡協議会 | 16 | 尼崎文化協会 |
| 4 | NPO 法人尼崎子ども情報センター | 17 | 尼崎ユネスコ協会 |
| 5 | MOA 美術館尼崎市 児童作品展実行委員会 | 18 | NPO 法人あまがさきエコクラブ |
| 6 | 尼崎市PTA連合会 | 19 | 尼崎子ども劇場 |
| 7 | 尼崎市連合婦人会 | 20 | 契沖の会 |
| 8 | 尼崎郷土史研究会 | 21 | 富松城跡を活かすまちづくり委員会 |
| 9 | 尼崎市人権・同和教育研究協議会 | 22 | 尼崎市スポーツ少年団 |
| 10 | (一社)実践倫理宏正会尼崎支部 | 23 | 尼崎市スポーツ推進委員会 |
| 11 | (一社)実践倫理宏正会東山支部 | 24 | 尼崎市体育協会 |
| 12 | 尼崎モラロジー連絡所 | 25 | 尼崎市レクリエーション協会 |
| 13 | 尼崎市女性団体協議会 | 26 | 尼崎市スポーツクラブ21連絡協議会 |

※ 令和5年8月1日現在

4 青少年教育施設

(1) 美方高原自然の家（公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会管理運営施設）

〒667-1532

兵庫県美方郡香美町小代区新屋 1432-35

TEL 0796-97-3600

FAX 0796-97-3602

ホームページ <http://obs-mikata.org>

豊かな自然の中での野外活動及び宿泊訓練を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、自然への理解を深め、余暇の活用を図ることを目的とした施設です。

(2) 青少年いこいの家（尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体管理運営施設）

〒666-0224

兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山 6-1

TEL 072-768-0614

FAX 072-768-0614

ホームページ <http://aspf.or.jp/ikoi/>

猪名川溪谷の豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

季節を問わずだれでも気軽にアウトドア体験ができます。日帰りから2泊3日まで幅広く利用でき、ハイキング、バドミントン、フリスビーなどの軽スポーツから、野外炊事、キャンプファイヤーなどが楽しめます。

<付録1> 附属機関一覧表

令和5年7月1日現在

| 名称 | 設置年月日 | 設置目的 | 組織 | | 令和4年度 審議事項 | 令和4年度 審議回数 | 根拠法令 | 所管課 |
|---------------------|-----------|---|------------|---|--|---------------|-------------------------|--------|
| | | | 委員数 (人) | 構成 | | | | |
| 尼崎市子ども・子育て審議会 | H25.4.1 | 児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育等について調査・審議する。 | 30 (以内) | 学識経験者(6) 児童福祉又は学校教育の関係者(9) 子ども及びその保護者を支援する団体の代表者(2) 事業主又は労働者の代表者(2) 市民の代表者(2) | 尼崎市子ども・子育て支援事業計画(令和3年度実績)の点検・評価について等の協議を行った。 | 2回 | 尼崎市子ども・子育て審議会条例 | 就学前教育課 |
| 尼崎市学校給食調理業務委託業者選定会 | H25.10.9 | 本市が設置する小学校及び特別支援学校における給食の実施に必要な調理業務の委託契約の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議し、教育委員会に答申する。 | 10 (以内) | 学識経験者(4) 児童又は生徒の保護者の代表者(3) 校長(3) | 令和4年度末委託期間満了校(6校)及び新規校(1校)の業者選定を行った。 | 7回 | 尼崎市学校給食調理業務委託業者選定委員会条例 | 学校給食課 |
| 尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定会 | H29.12.26 | 尼崎市立琴ノ浦高等学校における給食の実施に必要な調理、配送等の業務の委託契約の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議し、教育委員会に答申する。 | 7 (以内) | 学識経験者(3) 生徒の保護者の代表者(2) 校長(1) 事務長(1) | 令和5年度の業者選定を行った。 | 2回 | 尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例 | 学校給食課 |

| 名 称 | 設 置 年月日 | 設置目的 | 組 織 | | 令和4年度 審 議 事 項 | 令和4年度 審議回数 | 根拠法令 | 所 管 課 |
|------------------------------|------------|---|------------|---|--|------------------------|--------------------|-----------------------|
| | | | 委員数 (人) | 構 成 | | | | |
| 尼 崎 市 立 高 等 学 校 教 育 審 議 会 | S60.4.1 | 市立高等学校の教育に係る重要項目について調査・審議する。 | 15 (以内) | 学識経験者(3) 当該高等学校の校長(2) 中学校代表(1) PTA代表(1) 産業界代表(1) 市民公募(2) | 平成25年度以降特に審議事項なし | 委員会 0回 部 会 0回 | 尼崎市立高等学校教育審議会条例 | 高 校 教 育 課 |
| 尼 崎 市 校 用 図 書 選 定 委 員 会 | S55.4.1 | 本市が設置する学校において使用する教科用図書の採択について必要な事項を調査審議し、教育委員会に報告・申請する。 | 10 (以内) | 義務教育諸学校学識経験者(3) 保護者代表者(2) 校長(2) 教員(2) 本市関係職員(1) | 各教科部会から報告のあった種目ごとに、教科用図書を調査審議し、報告・申請を行った。 | 2回 | 尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例 | 学 校 教 育 課 ・ 高 校 教 育 課 |
| | | | 7 (以内) | 各高等学校学識経験者(2) 保護者代表者(2) 校長(1) 教員(2) | | | | |
| 尼 崎 市 い じ め 問 題 対 策 審 議 会 | H28.4.1 | いじめ防止のための対策に関する調査審議を行う。また、いじめの重大事態調査を行う。 | 7 (以内) | 臨床心理士(1) 弁護士(2) 医師(1) 大学教授(1) | 尼崎市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査・審議し、報告を行った。 | 4回 | 尼崎市いじめ問題対策審議会条例 | い じ め 防 止 生 徒 指 導 担 当 |

| 名 称 | 設 置 年月日 | 設置目的 | 組 織 | | 令和4年度 審 議 事 項 | 令和4年度 審議回数 | 根拠法令 | 所管課 |
|----------------------------------|----------------------------------|---|------------|--|---|------------------------|--|---------------------------------|
| | | | 委員数 (人) | 構 成 | | | | |
| 尼 崎 市 教 育 支 援 委 員 会 | S55. 4. 1 H27. 10. 9 条 例改正 | 特別な教育的 支援を必要と する児童及び 生徒の義務教 育諸学校への 適切な就学並 びに就学後の 教育上必要な 支援を行うた めに必要な事 項を調査審議 する。 | 16 (以内) | 医 師(5) 学識経験者(1) 校長代表(3) 児童福祉施設代 表者(2) 特別支援学級担 当教員(2) 特別支援学校代 表(3) | 依頼「令和5年度就 学予定児童及び生 徒等の就学につ いて」に対し、保 護者面接、知能 等諸検査、行 動観察、医師の 判断等医学的・ 心理学的及び教 育的観点から審 議し、報告を行 った。 | 委員会 4回 部 会 9回 | 尼崎市教育 支援委員会 条例 | 特別 支援 教育 担当 |
| 尼 崎 市 社 会 教 育 委 員 | S25. 7. 1 | 社会教育に関 する諸計画の 立案及び教育 委員会の諮問 に応じ、意見 を述べる。 | 12 (以内) | 校 長(2) 社会教育関係団 体代表者(2) 学識経験者(7) 市民の代表者(1) | 令和5年度社会 教育関係主要事 業及び社会教育 関係団体補助金 等の審議を行う とともに、社会 教育施策に係る 進捗状況や施策 評価について協 議を行った。 | 3回 (内、1回は 書面開催) | 社会教育法 第15条 尼崎市社会 教育委員に 関する条例 | 社会 教育 課 |
| 尼 崎 市 文 化 財 保 護 審 議 会 | S57. 9. 1 | 文化財保護に 関して諮問に 応じて調査審 議する。 | 5 (以内) | 学識経験者 | 令和4年度尼崎 市指定文化財に ついて調査・審 議し、指定候補 物件について答 申を行った | 3回 | 尼崎市 文化財保護 条例 | 歴 史 博 物 館 |
| 尼 崎 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 | S37. 4. 1 | スポーツ施設 の整備、指導 者の養成及び スポーツの振 興等に関し調 査審議し、教 育委員会に建 議する。 | 10 (以内) | 医師会代表者(1) 小学校体育連盟 代表者(1) 中学校体育連盟 代表者(1) 社会教育関係団 体代表者(2) スポーツ関係外 郭団体代表者(1) 学識経験者(3) 市民の代表 (1) | 「尼崎市スポーツ 推進計画」の進 捗確認、スポー ツ推進課所管事 業及びスポーツ 団体に対する補 助金の交付につ いての審議を行 った。 | 1回 | 尼崎市 スポーツ推 進審議会条 例 | ス ポ ー ツ 推 進 課 |

<付録2> 尼崎市内の学校及び教育機関等一覧表

尼崎市立小学校

令和5年4月1日現在(※学級数・児童数は令和5年5月1日現在)

学級数の右側の数字は特別支援学級(内数)

| 学校名 | T E L | F A X | 所在地 | 校長 | 教 頭 | 設置・開設年月 | 学 級 数 | 児童数 |
|----------|-----------|-----------|----------------|--------|---------|----------|-------|-----|
| 1 明 城 | 6481-2432 | 6481-2433 | 南城内10番地の1 | 宇川 光平 | 中井 研二 | 平成16年4月 | 16 3 | 432 |
| 2 難 波 | 6481-2502 | 6481-2503 | 東難波町4丁目3番40号 | 難波 佳代子 | 中野 一哉 | 大正9年4月 | 18 5 | 407 |
| 3 難波の梅 | 6482-2581 | 6482-2582 | 西難波町6丁目14番57号 | 柳 伸彦 | 伊集院 由美子 | 平成26年4月 | 27 9 | 558 |
| 4 竹 谷 | 6411-3381 | 6411-3382 | 北竹谷町2丁目36番地 | 峯本 千鶴 | 竹本 信 | 昭和10年4月 | 14 2 | 303 |
| 5 下坂部 | 6499-1206 | 6499-1208 | 下坂部1目12番1号 | 碓 裕樹 | 山谷 敦史 | 明治10年12月 | 18 4 | 409 |
| 6 潮 | 6499-7169 | 6499-7154 | 潮江2丁目2番20号 | 南川 貴子 | 由良 健一 | 昭和34年4月 | 23 3 | 654 |
| 7 長 洲 | 6488-0490 | 6488-0491 | 長洲東通3丁目7番1号 | 櫻井 克典 | 吉川 あゆ子 | 明治6年12月 | 14 3 | 301 |
| 8 清 和 | 6488-4381 | 6488-4382 | 長洲本通1丁目8番1号 | 馬場 憲一郎 | 小谷 隆宏 | 昭和30年4月 | 8 1 | 165 |
| 9 杭 瀬 | 6488-3581 | 6488-3582 | 杭瀬北新町2丁目6番1号 | 小嶋 千花 | 江形 拓也 | 大正14年4月 | 20 3 | 500 |
| 10 浦 風 | 6488-0328 | 6488-0329 | 杭瀬南新町4丁目1番34号 | 太田 和樹 | 望月 康一 | 昭和35年1月 | 8 2 | 178 |
| 11 金 楽 寺 | 6482-0276 | 6482-0277 | 金楽寺町2丁目3番1号 | 尾崎 匡 | 森田 美紀 | 昭和10年9月 | 20 2 | 501 |
| 12 浜 | 6499-1536 | 6499-1535 | 浜2丁目21番1号 | 寺田 忠司 | 谷口 陽一 | 昭和23年9月 | 18 3 | 475 |
| 13 大 庄 | 6417-3621 | 6417-3622 | 大庄中通4丁目43番地の1 | 藤井 健三郎 | 吉本 圭子 | 明治6年10月 | 19 5 | 429 |
| 14 成 文 | 6418-2361 | 6418-2362 | 大島2丁目33番1号 | 青木 優樹恵 | 堀田 宗敬 | 昭和30年4月 | 12 3 | 239 |
| 15 成 徳 | 6413-1601 | 6413-1602 | 蓬川町302番地の2 | 松本 隆範 | 笠井 美香 | 昭和28年1月 | 12 3 | 247 |
| 16 わかば西 | 6418-2888 | 6418-2889 | 武庫川町1丁目25番地 | 大森 康充 | 野川 啓 | 平成28年4月 | 15 3 | 356 |
| 17 大 島 | 6417-5721 | 6417-5722 | 稲葉荘2丁目10番7号 | 杉浦 文崇 | 稲留 博史 | 昭和16年3月 | 19 5 | 436 |
| 18 浜 田 | 6417-8331 | 6417-8332 | 浜田町3丁目110番地 | 菊谷 徳洋 | 野村 武弘 | 昭和26年4月 | 14 2 | 305 |
| 19 立 花 | 6429-6554 | 6429-4592 | 栗山町2丁目26番1号 | 植木 加代子 | 齋藤 栄治 | 明治6年3月 | 17 3 | 447 |
| 20 立花南 | 6427-5445 | 6427-5482 | 三反田町2丁目16番1号 | 平岩 健太郎 | 坂本 和也 | 昭和47年4月 | 22 4 | 591 |
| 21 立花西 | 6437-3820 | 6437-3821 | 南武庫之荘3丁目14番9号 | 前田 貴次 | 宮城 久雄 | 昭和42年4月 | 18 4 | 446 |
| 22 立花北 | 6427-4029 | 6427-4030 | 栗山町2丁目6番1号 | 佐野 正信 | 山下 恵一郎 | 昭和53年4月 | 16 3 | 391 |
| 23 名 和 | 6428-0114 | 6428-0118 | 名神町3丁目1番51号 | 片村 文亨 | 井上 幸治 | 昭和31年4月 | 19 3 | 472 |
| 24 塚 口 | 6421-5519 | 6421-9725 | 塚口町4丁目38番地の1 | 細間 亜季 | 瀧本 晋作 | 昭和9年2月 | 25 3 | 697 |
| 25 尼崎北 | 6422-4525 | 6422-4526 | 塚口町6丁目21番地の1 | 高原 有子 | 笹倉 伸悟 | 昭和42年4月 | 28 5 | 786 |
| 26 水 堂 | 6437-3804 | 6437-3805 | 水堂町1丁目32番8号 | 高島 洋 | 志水 昌彦 | 昭和18年4月 | 20 4 | 466 |
| 27 七 松 | 6417-7741 | 6417-7742 | 南七松町1丁目4番49号 | 中島 賀子 | 永幡 一平 | 昭和29年4月 | 16 4 | 387 |
| 28 武 庫 | 6431-5239 | 6431-1018 | 武庫元町2丁目25番34号 | 河合 康一 | 小山 陽子 | 明治6年2月 | 26 6 | 688 |
| 29 武庫南 | 6438-1917 | 6438-1967 | 武庫町4丁目11番1号 | 大龍 正幸 | 上川 賢郎 | 昭和45年4月 | 24 6 | 612 |
| 30 武庫北 | 6431-5100 | 6431-5135 | 常松2丁目14番1号 | 上村 知一郎 | 上田 正人 | 昭和43年4月 | 15 3 | 368 |
| 31 武庫東 | 6432-4565 | 6432-4566 | 武庫之荘6丁目15番1号 | 柳 一光 | 森井 崇 | 昭和37年4月 | 26 4 | 708 |
| 32 武庫庄 | 6433-6746 | 6433-6747 | 武庫之荘本町3丁目21番1号 | 足立 靖 | 福山 直子 | 昭和49年4月 | 22 3 | 629 |
| 33 武庫の里 | 6433-2080 | 6433-2081 | 武庫の里1丁目4番1号 | 濱口真由美 | 加藤 洋節 | 昭和56年4月 | 20 3 | 511 |
| 34 園 田 | 6491-6973 | 6491-6883 | 食満1丁目1番2号 | 永所 孝章 | 山村 優介 | 明治6年10月 | 28 5 | 761 |
| 35 園田北 | 6492-9990 | 6492-9991 | 猪名寺2丁目4番1号 | 仁科 良久 | 村井 千恵 | 昭和48年4月 | 17 5 | 398 |
| 36 園 和 | 6491-9504 | 6491-9500 | 東園田町4丁目73番地の2 | 横山智恵子 | 竹内 義明 | 明治26年9月 | 27 4 | 717 |
| 37 園和北 | 6492-1066 | 6492-1096 | 田能1丁目7番1号 | 田村 幸夫 | 守屋 貴哉 | 昭和45年4月 | 25 5 | 659 |
| 38 園田東 | 6491-9253 | 6491-9331 | 東園田町8丁目7番地 | 西田 一義 | 堂前真衣子 | 昭和37年4月 | 9 3 | 164 |
| 39 上坂部 | 6427-3830 | 6427-3831 | 東塚口町1丁目15番36号 | 馬場 直子 | 坂本 和也 | 昭和11年4月 | 22 3 | 607 |
| 40 小 園 | 6491-5918 | 6491-5683 | 若王寺3丁目23番1号 | 比 嘉 勲 | 藤本 哲也 | 昭和43年4月 | 28 5 | 774 |
| 41 園田南 | 6493-6821 | 6493-6822 | 若王寺1丁目1番1号 | 井上 雅登 | 鎌田 啓志 | 昭和55年4月 | 30 4 | 878 |

尼崎市立中学校

令和5年4月1日現在(※学級数・児童数は令和5年5月1日現在)

学級数の右側の小文字は特別支援学級(内数)

| 学校名 | T E L | F A X | 所在地 | 校長 | 教 頭 | 設置・開設年月 | 学 級 数 | 生徒数 |
|----------|-----------|-----------|---------------|---------|---------|---------|-------|-----|
| 1 成 良 | 6482-3081 | 6482-3082 | 西長洲町2丁目33番22号 | 桐 山 勉 | 板谷 葉子 | 平成17年4月 | 15 3 | 451 |
| 琴城分校 | 6482-5438 | 同 左 | 南城内10番地の2 | | 真 殿 康 正 | 昭和51年4月 | 3 0 | 34 |
| 2 中 央 | 6481-5351 | 6481-5352 | 東七松町2丁目5番67号 | 田 邊 亘 | 小林 誠一郎 | 平成17年4月 | 21 5 | 617 |
| 3 日 新 | 6482-0733 | 6482-0734 | 東七松町2丁目1番44号 | 平田 昌也 | 松村 高志 | 昭和35年4月 | 11 2 | 355 |
| 4 小 田 | 6488-0735 | 6488-0755 | 長洲中通1丁目10番1号 | 鎌原 輝明 | 米 田 正 樹 | 平成28年4月 | 18 3 | 560 |
| 5 小 田 北 | 6499-0005 | 6499-0010 | 神崎町24番1号 | 真島 清行 | 西田 育代 | 昭和24年4月 | 17 5 | 412 |
| 6 大 成 | 6428-0029 | 6428-0031 | 久々知西町2丁目8番48号 | 田 代 司 | 大 橋 直 | 昭和36年4月 | 17 2 | 537 |
| 7 大 庄 | 6418-0551 | 6418-0552 | 菜切山町37番地の1 | 徳山 壮一 | 神保 玲子 | 平成18年4月 | 23 5 | 693 |
| 8 大 庄 北 | 6417-8281 | 6417-8282 | 大庄北1丁目8番1号 | 西村 純一 | 市田 直大 | 昭和36年4月 | 15 4 | 403 |
| 9 立 花 | 6427-3838 | 6427-3839 | 上ノ島町3丁目1番1号 | 前田 裕 司 | 吉 識 泰 士 | 昭和22年4月 | 17 2 | 588 |
| 10 塚 口 | 6421-0620 | 6421-2169 | 富松町4丁目31番1号 | 深沢 慶子 | 後 藤 聡 志 | 昭和22年4月 | 20 3 | 621 |
| 11 武 庫 | 6431-2511 | 6431-6979 | 武庫元町2丁目24番30号 | 島 多 峰 史 | 藤井 俊史 | 昭和22年4月 | 16 2 | 506 |
| 12 南武庫之荘 | 6436-2241 | 6436-2243 | 南武庫之荘4丁目11番1号 | 毛登山 一郎 | 新井 正人 | 昭和47年4月 | 20 3 | 649 |
| 13 武 庫 東 | 6433-0888 | 6433-0889 | 武庫之荘7丁目35番1号 | 藤岡 卓司 | 杉谷 剛一 | 昭和51年4月 | 21 3 | 647 |
| 14 常 陽 | 6432-1807 | 6432-1808 | 西昆陽1丁目26番26号 | 民 谷 洋 二 | 濱崎 成司 | 昭和57年4月 | 11 2 | 290 |
| 15 園 田 | 6491-0775 | 6491-0774 | 食満1丁目1番1号 | 小寺山 道久 | 石井 郁樹 | 昭和22年4月 | 23 4 | 728 |
| 16 園 田 東 | 6491-1048 | 6493-7246 | 東園田町5丁目79番地 | 井上 満夫 | 大久保 陽造 | 昭和38年4月 | 20 4 | 613 |
| 17 小 園 | 6493-0280 | 6493-0281 | 小中島2丁目12番27号 | 鎌 田 基 | 田中 かおり | 昭和51年4月 | 26 4 | 821 |

尼崎市立高等学校

令和5年4月1日現在(※学級数・児童数は令和5年5月1日現在)

| 学校名 | T E L | F A X | 所在地 | 校長 | 教 頭 | 設置・開設年月 | 学 級 数 | 生徒数 |
|---------|-----------|-----------|--------------|-------|----------------|---------|-------|------|
| 24 尼 崎 | 6429-0169 | 6429-0177 | 上ノ島町1丁目38番1号 | 東 政 信 | 開 田 守 森 正 登 | 大正2年3月 | 24 | 948 |
| 29 尼崎双星 | 6491-7000 | 6491-7042 | 口田中2丁目8番1号 | 長澤 広昭 | 平井 宏治 土橋 浩司 | 平成23年4月 | 29 | 1035 |
| 16 琴ノ浦 | 6481-8460 | 6482-5686 | 北城内47番地の1 | 中 谷 肇 | 荒 川 哲 高見 和正 | 平成25年4月 | 13 | 207 |

尼崎市立幼稚園

令和5年4月1日現在(※学級数・児童数は令和5年5月1日現在)

学級数の右側の小文字は特別支援学級(内数)

| 園 名 | T E L | F A X | 所在地 | 校長 | 教 頭 | 設置・開設年月 | 学 級 数 | 園児数 |
|---------|-----------|-------|---------------|--------|-------|---------|-------|-----|
| 1 竹 谷 | 6411-3442 | 同 左 | 北竹谷町2丁目36番地 | 廣瀬 身佳 | 川村 千恵 | 昭和28年4月 | 3 1 | 36 |
| 2 長 州 | 6481-8042 | 同 左 | 長洲東通3丁目7-48 | 谷澤 三千起 | 金子 友子 | 昭和25年4月 | 3 1 | 13 |
| 3 大 島 | 6416-0693 | 同 左 | 稲葉荘1丁目9-25 | 多 田 弘 | 山本 由紀 | 昭和28年4月 | 3 1 | 37 |
| 4 立 花 | 6428-0115 | 同 左 | 栗山町2丁目26-2 | 保田 明子 | 幕内 慶子 | 昭和17年2月 | 3 1 | 54 |
| 5 塚 口 | 6421-1681 | 同 左 | 塚口町2丁目13番地の9 | 伊藤 和子 | 篠原 玲子 | 昭和17年1月 | 3 1 | 59 |
| 6 武 庫 | 6431-0945 | 同 左 | 武庫元町2丁目25-9 | 上田 晶子 | 前田 有香 | 昭和22年4月 | 3 1 | 62 |
| 7 園 田 | 6491-8686 | 同 左 | 口田中1丁目2-17 | 中根 孝介 | 松永 玲子 | 昭和23年8月 | 3 1 | 53 |
| 8 園 和 北 | 6491-9400 | 同 左 | 東園田町3丁目76番地の1 | 日下 恵理子 | 三谷 裕美 | 昭和42年4月 | 3 1 | 39 |
| 9 小 園 | 6492-0444 | 同 左 | 小中島3丁目17-3 | 山崎 祥子 | 宮崎 敏恵 | 昭和45年4月 | 3 1 | 27 |

特別支援学校

令和5年4月1日現在(※学級数・児童数は令和5年5月1日現在)

| 学校名 | T E L | F A X | 所在地 | 校長 | 教 頭 | 設置・開設年月 | 学級数 | 生徒 |
|-----------------|---------------|---------------|------------------|-------|-------|---------|-----|----|
| 市立 あまよう特別支援 | (06)6482-1530 | (06)6482-1531 | 尼崎市東難波町2丁目14番40号 | 小寺 英樹 | 善谷 篤司 | 昭和33年4月 | 27 | 67 |
| 県立 阪神特別支援 | (0798)52-6868 | (0798)52-6176 | 西宮市田近野町11番7号 | | | 昭和50年1月 | | |
| 県立 阪神特別支援分教室 | (06)6431-6050 | (06)6431-6556 | 尼崎市武庫之荘8丁目31番1号 | | | 平成27年4月 | | |

兵庫県立高等学校

令和5年4月1日現在

| | 学 校 名 | T E L | 郵便番号 | 所 在 地 |
|---|-------------------|-----------|----------|---------------------|
| 1 | 尼 崎 高 等 学 校 | 6401-0643 | 660-0804 | 北大物町 18 番 1 号 |
| 2 | 尼 崎 北 高 等 学 校 | 6421-0132 | 661-0002 | 塚口町 5 丁目 40 番地の 1 |
| 3 | 尼 崎 西 高 等 学 校 | 6417-5021 | 660-0076 | 大島 2 丁目 34 番 1 号 |
| 4 | 尼 崎 小 田 高 等 学 校 | 6488-5335 | 660-0802 | 長洲中通 2 丁目 17 番 46 号 |
| 5 | 尼 崎 稻 園 高 等 学 校 | 6422-0271 | 661-0981 | 猪名寺 3 丁目 1 番 1 号 |
| 6 | 尼 崎 工 業 高 等 学 校 | 6481-4841 | 660-0802 | 長洲中通 1 丁目 13 番 1 号 |
| 7 | 武 庫 荘 総 合 高 等 学 校 | 6431-5520 | 661-0035 | 武庫之荘 8 丁目 31 番 1 号 |
| 8 | 神 崎 工 業 高 等 学 校 | 6481-5503 | 660-0802 | 長洲中通 1 丁目 13 番 1 号 |

私 立 学 校

令和5年4月1日現在

| | 学 校 名 | T E L | 郵便番号 | 所 在 地 |
|---|---------------------------|-----------|----------|---------------------|
| 1 | 百 合 学 院 小 学 校 | 6491-7033 | 661-0974 | 若王寺 2 丁目 18 番 2 号 |
| 2 | 園 田 学 園 中 学 校 | 6428-2242 | 661-0012 | 南塚口町 1 丁目 24 番 16 号 |
| 3 | 百 合 学 院 中 学 校 | 6491-6298 | 661-0974 | 若王寺 2 丁目 18 番 2 号 |
| 4 | 園 田 学 園 高 等 学 校 | 6428-2242 | 661-0012 | 南塚口町 1 丁目 24 番 16 号 |
| 5 | 百 合 学 院 高 等 学 校 | 6491-6298 | 661-0974 | 若王寺 2 丁目 18 番 2 号 |
| 6 | 産 業 技 術 短 期 大 学 | 6431-7561 | 661-0047 | 西昆陽 1 丁目 27 番 1 号 |
| 7 | 園 田 学 園 女 子 大 学 | 6429-1201 | 661-0012 | 南塚口町 7 丁目 29 番 1 号 |
| 8 | 園 田 学 園 女 子 大 学 短 期 大 学 部 | 6429-1201 | 661-0012 | 南塚口町 7 丁目 29 番 1 号 |
| 9 | 関 西 国 際 大 学 | 6498-4755 | 661-0976 | 潮江 1 丁目 3 番 23 号 |

私 立 幼 稚 園

令和5年4月1日現在

| | 園 名 | T E L | 郵便番号 | 所 在 地 |
|----|---------------------|-----------|----------|-----------------------|
| 1 | 関西国際大学附属難波愛の園幼稚園 | 6482-2206 | 660-0893 | 西難波町 5 丁目 8 番 33 号 |
| 2 | か ら た ち 幼 稚 園 | 6488-2261 | 660-0828 | 東大物町 1 丁目 5 番 5 号 |
| 3 | 慈 愛 幼 稚 園 | 6481-3008 | 660-0806 | 金楽寺町 2 丁目 30 番 10 号 |
| 4 | く い せ よ う ち え ん | 6481-0848 | 660-0814 | 杭瀬本町 1 丁目 9 番 36 号 |
| 5 | 常 光 寺 幼 稚 園 | 6481-6170 | 660-0811 | 常光寺 1 丁目 18 番 10 号 |
| 6 | し も さ か べ 幼 稚 園 | 6499-1545 | 661-0975 | 下坂部 2 丁目 8 番 23 号 |
| 7 | 梅 花 幼 稚 園 (休園中) | 6481-7627 | 660-0803 | 長洲本通 1 丁目 9 番 23 号 |
| 8 | は ま よ う ち え ん | 6499-4919 | 661-0967 | 浜 2 丁目 2 番 13 号 |
| 9 | 梅 花 東 幼 稚 園 | 6488-7742 | 660-0803 | 長洲本通 1 丁目 7 番 35 号 |
| 10 | み の り 幼 稚 園 | 6416-4287 | 660-0085 | 元浜町 2 丁目 58 番地 |
| 11 | 七 松 幼 稚 園 | 6418-6732 | 660-0052 | 七松町 2 丁目 27 番 20 号 |
| 12 | 明 和 幼 稚 園 | 6421-3216 | 661-0003 | 富松町 2 丁目 35 番 46 号 |
| 13 | め ぐ み 幼 稚 園 | 6416-6874 | 660-0054 | 西立花町 2 丁目 6 番 20 号 |
| 14 | 立 花 愛 の 園 幼 稚 園 | 6429-0308 | 661-0025 | 立花町 3 丁目 20 番 27 号 |
| 15 | み こ こ ろ 幼 稚 園 | 6432-5512 | 661-0035 | 武庫之荘 3 丁目 5 番 9 号 |
| 16 | 武 庫 之 荘 幼 稚 園 | 6436-0242 | 661-0034 | 武庫之荘西 2 丁目 44 番 35 号 |
| 17 | 武 庫 か ら た ち 幼 稚 園 | 6431-0202 | 661-0035 | 武庫之荘 5 丁目 35 番 2 号 |
| 18 | 母 智 (み と も) 幼 稚 園 | 6431-2915 | 661-0041 | 武庫の里 2 丁目 11 番 20 号 |
| 19 | 武 庫 愛 の 園 幼 稚 園 | 6438-0030 | 661-0033 | 南武庫之荘 4 丁目 5 番 23 号 |
| 20 | た け ぞ の 幼 稚 園 | 6436-2415 | 661-0033 | 南武庫之荘 1 丁目 10 番 1 号 |
| 21 | 武 庫 東 か ら た ち 幼 稚 園 | 6432-4343 | 661-0031 | 武庫之荘本町 1 丁目 10 番 10 号 |
| 22 | 園田学園女子大学附属園田学園幼稚園 | 6429-3177 | 661-0012 | 南塚口町 1 丁目 24 番 14 号 |
| 23 | 百 合 学 院 幼 稚 園 | 6491-7681 | 661-0972 | 小中島 2 丁目 18 番 1 号 |
| 24 | 園 田 慈 愛 幼 稚 園 | 6492-0606 | 661-0982 | 食満 5 丁目 10 番 40 号 |

尼崎市立教育機関等施設

令和5年4月1日現在

| 施設名 | T E L | F A X | 所在地 | 設置・開設年月 |
|--------------------|----------------|----------------|-----------------------------------|----------|
| 歴史博物館 | 6489-9801 | 6489-9800 | 南城内10番地の2 | 令和2年10月 |
| 田能資料館 | 6492-1777 | 同左 | 田能6丁目5番1号 | 昭和45年7月 |
| 中央図書館 | 6481-5244 | 6481-2142 | 北城内27番地 | 平成2年8月 |
| 北図書館 | 6438-7322 | 6438-7344 | 南武庫之荘3丁目21番21号 | 昭和54年6月 |
| 屋内プール | 6413-8171 | 6412-0054 | 西御園町93番地の2 | 昭和58年4月 |
| 中央体育館 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 小田体育館 | 6498-4761 | 同左 | 潮江1丁目15番3号 | 平成6年4月 |
| 大庄体育館 | 6419-5373 | 同左 | 菜切山町20番地 | 昭和55年4月 |
| 立花体育館 | 6423-5550 | 同左 | 三反田町1丁目1番1号 | 昭和60年6月 |
| 武庫体育館 | 6431-2507 | 同左 | 武庫之荘8丁目17番5号 | 昭和51年10月 |
| 園田体育館 | 6492-5286 | 同左 | 食満2丁目1番1号 | 昭和47年12月 |
| 教育総合センター | 6494-3155 | 6494-3151 | 若王寺2丁目18番3号 | 平成28年7月 |
| 教育・障害福祉センター | 4950-5654 | 4950-5658 | 三反田町1丁目1番1号 | 昭和60年6月 |
| 子どもの育ち支援センター「いくしあ」 | | | 若王寺2丁目18番6号 | 令和元年10月 |
| 専門医による相談（予約制） | 6409-4995 | | | |
| 電話相談（随時） | 6430-9989 | | | |
| 教育支援室 | 6409-4995 | | | |
| ほっとすてっぷEAST | 6430-9898 | | 若王寺2丁目18番3号 | 平成31年4月 |
| ほっとすてっぷWEST | | | 水堂町2丁目35番1号 | 令和元年6月 |
| ほっとすてっぷSOUTH | | | 大島3丁目9番25号 | 令和3年4月 |
| 学校給食センター | 6491-8390 | 6491-8391 | 西川1丁目2番1号 | 令和3年12月 |
| 美方高原自然の家 | (0796) 97-3600 | (0796) 97-3602 | 〒667-1532 美方郡香美町小代区新屋1432番地の35 | 平成8年4月 |

県の主な教育機関

令和5年4月1日現在

| 学校名 | T E L | 郵便番号 | 所在地 |
|---------------------|-------------------|----------|--------------------|
| 兵庫県教育委員会 | (078) 341-7711(代) | 650-857 | 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 |
| 阪神教育事務所 (西宮総合庁舎) | (0798) 39-6152(代) | 662-0854 | 西宮市櫛塚町2丁目28番 |

令和5年度 尼崎の教育

発行 令和5年10月
編集・発行 尼崎市教育委員会

表紙の写真：電子黒板を使用した授業の様子